

はじめに

我が国における 65 歳以上の高齢者数は 3,617 万人（令和 2 年 9 月 15 日現在）で、総人口に占める割合は 28.7% となり、過去最高の更新が続いています。

本市においても、65 歳以上の高齢者数は 34,561 人（令和 3 年 3 月 1 日現在）であり、市の人口に占める割合が 27.6% と、4 人に 1 人は高齢者という状況になっています。高齢者人口が増加するにつれ、介護や医療ニーズの高い高齢者を取り巻く生活課題は多種多様化してきています。

また、国の基本指針では、2025 年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する 2040 年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることが求められています。

このような状況の中、本市では、「生活支援体制の整備」や「認知症関連施策」、「介護予防の推進」、「医療と介護の連携」等を前計画に基づいて行ってきました。

本計画においては、第二次霧島市総合計画（基本構想・前期基本計画）に掲げる基本方針である「誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり」を基本理念とし、昨年度実施した高齢者実態調査の結果の調査分析を行い、本市の高齢者を取り巻く状況を考慮した上で策定いたしました。

主な内容としましては、「生涯現役社会の実現と自立支援・重度化防止、健康づくりの推進」「認知症になっても安心して暮らせる体制の構築」「互助の仕組みによる支え合い、社会参加の仕組みづくり」をはじめとする施策の方向性を定めており、必要な各種事業について全庁的に取り組んでまいります。

本計画の策定にあたって、ご尽力いただいた高齢者施策委員会の委員をはじめ各関係機関の皆さま、パブリックコメントにご協力いただきました皆さまの貴重なご意見やご提言に心から感謝申し上げますとともに、本計画の実施に向けて、市民の皆さまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

霧島市長 中重 真一



～ 目 次 ～

第1部 総論	1
第1章 計画の概要	3
第1節 計画策定の背景と趣旨	3
第2節 第7期介護保険事業計画の主な取り組み	4
第3節 第8期介護保険事業計画に関する国・県の動向	6
第4節 本計画の位置づけ	10
第2章 本市の現状と将来予測	13
第1節 人口と高齢者の状況	13
第2節 介護保険事業の状況	16
第3節 高齢者実態調査結果	19
第3章 日常生活圏域の設定	25
第1節 日常生活圏域の設定	25
第2節 日常生活圏域の状況	27
第4章 将来の“きりしま”の姿	48
第1節 2025年の“きりしま”の姿	48
第2節 2040年の“きりしま”の姿	52
第2部 各論	57
第1章 介護予防の推進と高齢者の生きがいの充実	59
第1節 生涯現役社会の実現と自立支援・重度化防止、健康づくりの推進	59
第2節 健康づくりの推進	73
第2章 高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実	77
第1節 認知症になっても安心して暮らせる体制の構築	77
第2節 在宅生活を支える支援体制の拡充	85
第3章 高齢者の居住の安定の確保	98
第1節 居住の確保と安心して生活できる体制	98
第4章 住民参加と互いに支えあう地域福祉の推進	105
第1節 互助の仕組みによる支え合い、社会参加のしくみづくり	105
第5章 介護保険制度の円滑な運営	112
第1節 介護サービスの質の確保・向上と多様な介護人材の確保・定着に向けた支援	112
第2節 介護保険サービスにおけるリハビリテーションサービス提供体制について	119
第6章 介護保険事業量の推計	123
第1節 認定者等の推移と予測	123
第2節 介護保険サービスの量の見込み	124
第7章 介護保険事業に係る費用と保険料の算出	143
第1節 介護保険事業費の算出	143
第2節 介護保険料の算出	148
第3節 2025年のサービス水準等の推計	150

第8章 計画の推進	152
第1節 計画の推進体制と進行管理	152
第3部 資料編	155
第1章 各種委員会等の設置	157
第2章 独自調査等の概要	162
第3章 用語解説	165

総論

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

平成12年にスタートした介護保険制度は、3年を1期とした第7期21年が経過しました。その間、国においては、年金や医療、介護・障害福祉などの社会保障給付費が年々増加しており、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、介護や医療のニーズがさらに高まることが予想されています。

さらに、人口推移をみると、すでに生産年齢人口の減少が始まっており、2040年には、団塊の世代ジュニアと呼ばれる現在40代後半の方が一斉に65歳を迎え、高齢者人口がピークを迎えることとなります。

そのため、国は、第8期介護保険事業計画策定に向けた基本方針として、「介護予防・地域づくりの推進、認知症施策の総合的推進」、「地域包括ケアシステムの推進」、「介護現場の革新」の3つの目標を掲げています。

本市では、これまで「生活支援体制整備事業の推進」、「医療と介護の連携」、「霧島市地域包括支援センターを中心とした介護予防事業の展開」、「認知症対策の総合的な推進」を4つの柱として、市民との協働・自主的な活動への支援を行うとともに、霧島市社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携により事業の推進を図りました。

今後も、高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくために、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、互いに支え合う「自助・互助・共助・公助」の考え方に基づく、地域全体で支え合う仕組みづくりとなる「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要となります。

そのため、高齢者福祉サービスの整備（共助・公助）を検討しつつ、多くの高齢者が健康で、仕事や地域の中の活動などで役割を担いつつ活躍できる取り組み（自助・互助）の充実を図っていくことを目指し、2025年を見据えた中長期的な計画の3期目の計画として、『霧島市すこやか支えあいプラン2021（第9期高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画）』を策定しました。

第2節 第7期介護保険事業計画の主な取り組み

1 業務分析データを活用した全国の保険者との比較

令和元年度において、要支援・要介護認定の適正化のための給付分析を行い、さらに他自治体との比較を行うなどにより、本市の地域特性の把握に努めました。

さらにその結果から、令和2年度より総合事業の拡充による介護予防事業の推進とケアプラン点検や縦覧点検の実施による適正化事業の推進を図りました。

2 生活支援体制の整備について

本市における先進地域の活動を広めるとともに、自分の地域のことを考える機会をつくり、地域活動の活性化及び互助活動の普及を図ることを目的として、「霧島発 地域の絆」フォーラムや事例発表会等を行いました。

また、「通いの場」を増やすとともに、住民同士の身近な支え合い・助け合い活動につながるように、サロンや公民館向けに見守りやボランティア等に関する勉強会を実施しました。さらに、圏域ごとに収集した地域資源情報を、「霧島市地域資源情報サイト絆」としてインターネット上に公開し、公的サービスのみならず、団体等が行う福祉活動や地域住民主体の活動等の見える化を図りました。

3 認知症関連施策について

本市は、65歳以上の人口に占める認知症高齢者の割合が令和元年10月現在12.1%となっており、今後も増加する傾向にあるため、早期診断や早期対応に向けた以下3項目について、支援体制の整備・構築を行いました。

- 本市の認知症施策を総合的に協議するために、認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム認知症サポート医、医師会会長、薬剤師会会長、歯科医師会会長、認知症カフェ開催者、地域振興局、認知症の人と家族の会会長など関係機関と「霧島市認知症専門部会」を立ち上げました。
- 認知症の早期発見として、令和2年度より長寿健診実施時に行っている認知機能に関する質問に該当した方に対し、医療機関受診を勧奨する流れを作りました。
- 本市では、認知症カフェを1圏域ごとに1箇所（計10箇所）の設置を目標に、令和2年度より認知症カフェの立ち上げ支援を行う体制を作りました。

4 包括的支援の相談業務について

本市にある「まちかど介護相談所」や「まちかど丸ごと相談所」と連携し、地域の実態把握に努めました。

また、令和2年度からこども・くらし相談センターへ霧島市地域包括支援センター職員が出向し、多世代での生活課題を抱える家庭の相談に対してチームで包括的な対応ができるように体制を構築しました。

5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

令和2年度より、本市が実施するフレイル予防及び重症化予防の推進事業において、健診及び保健指導、通いの場の運営において、保険年金課、すこやか保健センター、健康増進課、長寿・障害福祉課、霧島市地域包括支援センター、霧島市社会福祉協議会地域福祉課等の関係者で事業を開始しました。

6 地域ケア個別会議の推進について

これまでは、困難事例についての検討を行ってきましたが、介護支援専門員やサービス提供事業所に、より気づきが得られるよう、また具体的な手法を提供する場として、ケアマネジメント支援の目的で、多職種が助言者となって行う「プラン支援地域ケア会議」や「自立支援地域ケア会議」に取り組みました。

7 地域リハビリテーション活動支援事業について

本市の医療機関や介護保険事業所、専門学校に勤務する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、介護予防の推進を目的に約50名の専門職で構成された「霧島どんサポートの会」を立上げたことにより、通いの場での講話や居宅訪問等ができる体制ができました。

また、作業療法士を長寿・障害福祉課に1名配置し介護予防や、要介護者、要支援者の自立支援、重度化防止について以下のような取り組みを行いました。

- フレイル対策としてフレイル予防体操のツール作成
- 介護予防・日常生活支援総業事業の総合的な企画及び助言として、通所型サービスCの拡大
- 介護保険による住宅改修マニュアル作成
- 介護保険事業所及び介護支援専門員への支援

8 日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査について

介護認定を受けていない高齢者と要支援1・2までの認定者の生活実態や意向等、在宅で介護を受けている方の生活実態やご家族の介護離職の状況、さらには施設入所の意向などを調査分析するため、令和2年1月にアンケート調査を実施しました。

第3節 第8期介護保険事業計画に関する国・県の動向

1 高齢者支援に関する国の主な動向

国は、第8期計画策定に向けた基本指針として、以下7つの項目を掲げています。本市は、この基本指針に従いつつ、本市の実情に応じた計画策定を行うことが重要となります。

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

2 地域共生社会の実現

- 地域共生社会の実現に向けた考え方や取り組みについて

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について）
- 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考にする
- PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況について
- 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載（普及啓発の取り組みやチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について）
- 教育等他の分野との連携に関する事項について

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策について
- 総合事業等の担い手確保に関する取り組みの例示としてボランティアポイント制度等について
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について
- 文書負担軽減に向けた具体的な取り組みについて

7 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について

2 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正の概要

国は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、以下5点の実現を確保するため、社会福祉法の一部を改正されました。

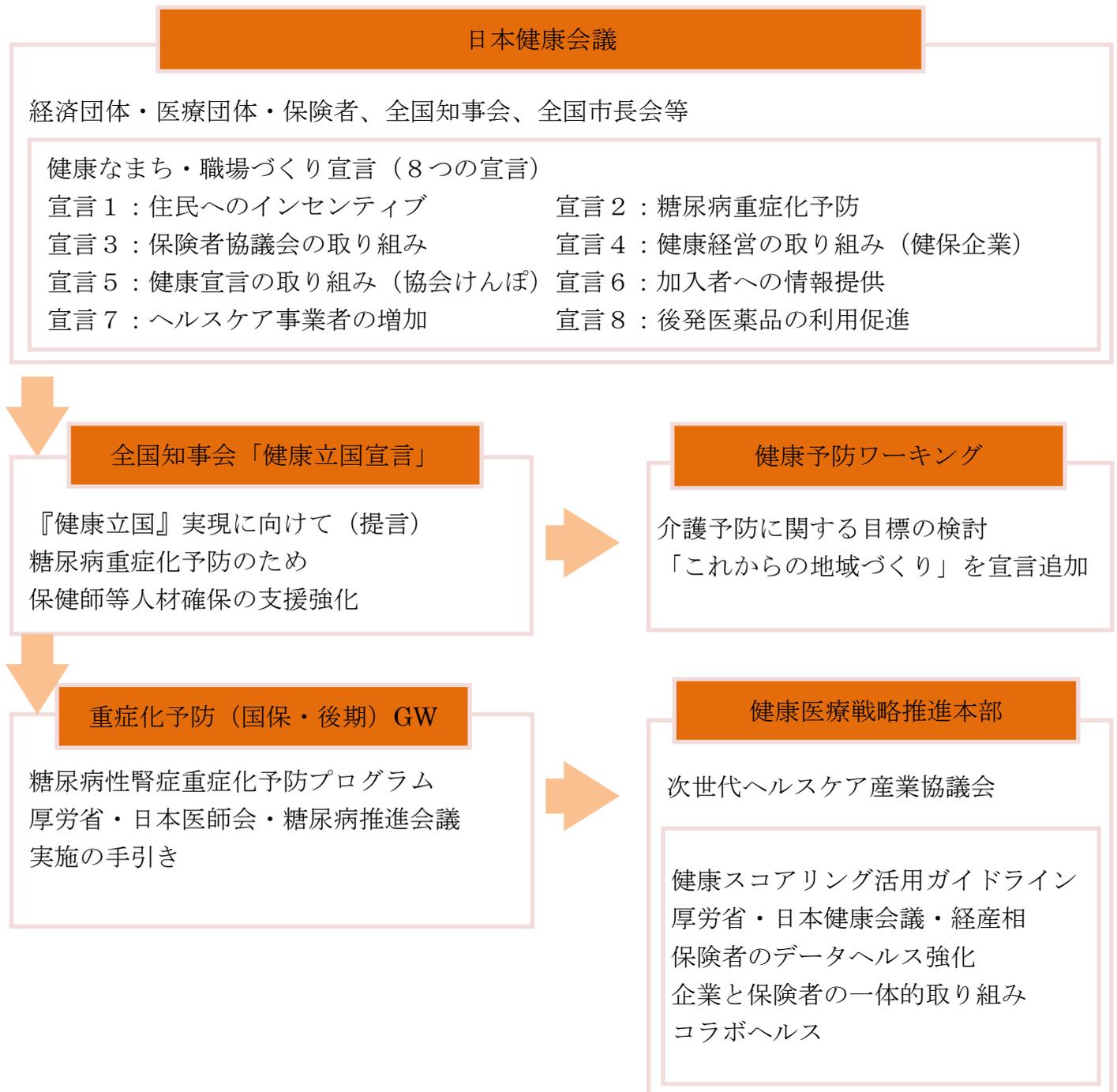
改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
 - ①市町村において、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
 - ①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
 - ②市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
 - ③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
 - ①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
 - ②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報の安全性を担保しつつ提供することができることとする。
 - ③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
4. 介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化
 - ①介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取り組みを追加する。
 - ②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
 - ③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
5. 社会福祉連携推進法人制度の創設
 - ①社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

3 データヘルス計画との関連

本市では、高齢者人口は今後も増加していくと予想されており、医療費の増加を予防し社会保障制度維持のため、保健、医療、介護それぞれの部門が連携し、健診データや保険診療データを活用した分析及び分析結果に基づく一体的な事業の展開や保険給付適正化に取り組む必要があります。また、地域包括ケアシステムの構築のためにも保健、介護部門の連携は不可欠です。

このようなことから、本計画は、保健事業実施計画（データヘルス計画）との整合、調和を図っています。



4 始良・伊佐地区 地域医療構想

地域医療構想は、少子高齢化が急速に進む中、団塊世代の全てが後期高齢者となる2025年に向け、病床の機能分化と連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、在宅医療・介護の充実を図るために、病床機能ごとに2025年の必要量を推計し定めることとされています。

平成28年に鹿児島県で「地域医療構想」が策定され、地域の実情に応じた合意形成がなされるよう、構想区域ごとに医療関係者や介護保険者などで構成する「調整会議」を設置し協議することとされています。霧島市は始良・伊佐保健医療圏に含まれ、平成29年に設置された「始良・伊佐保健医療圏地域医療構想調整会議」において2025年のあるべき医療提供体制に向け協議を進めています。

これまでに公立病院等の今後の地域医療を担う役割や民間医療機関との連携状況について合意形成がなされ、今後は、急性期から回復期への移行や医療と介護の連携状況及び課題の共有など、急性期から在宅医療・介護の一連のサービスが切れ目なく、また過不足なく提供できる体制確保に向け協議を進めているところです。令和2年には在宅医療の整備目標や介護サービス見込み量など、医療計画と第8期介護保険事業計画の整合性の確保が図られたところです。

病床機能報告の結果と令和7（2025）年の病床の必要量（必要病床数）

構 想 区 域	医療機能	平成27(2015)年 現在	平成37(2025)年 における医療需要	平成37年(2025年)における医療供給(医療提供体制)			
		既存病床数(床)	当該構想区域に居住する患者の医療需要 (人/日)	原稿の医療提供体制が 変わらないと仮定し、患者の 流出入が現状のまま継続する ものとして推計 (人/日)	将来のあるべき医療提供体制を 踏まえ他の構想区域に所在する 医療機関により供給される量を 増減して推計 (人/日)	病床稼働率 (%)	病床の必要量 (床)
始 良 ・ 伊 佐	高度急性期	0	161.5	93.7	93.7	75.0	125
	急性期	1,485	652.6	544.9	544.9	78.0	699
	回復期	705	974.5	917.5	983.7	90.0	1093
	慢性期	1,761	910.7	1054.5	924.6	92.0	1005
	休棟等	92	-	-	-	-	-
	計	4,043	2,699.3	2,610.6	2,546.9		2,922.0

第4節 本計画の位置づけ

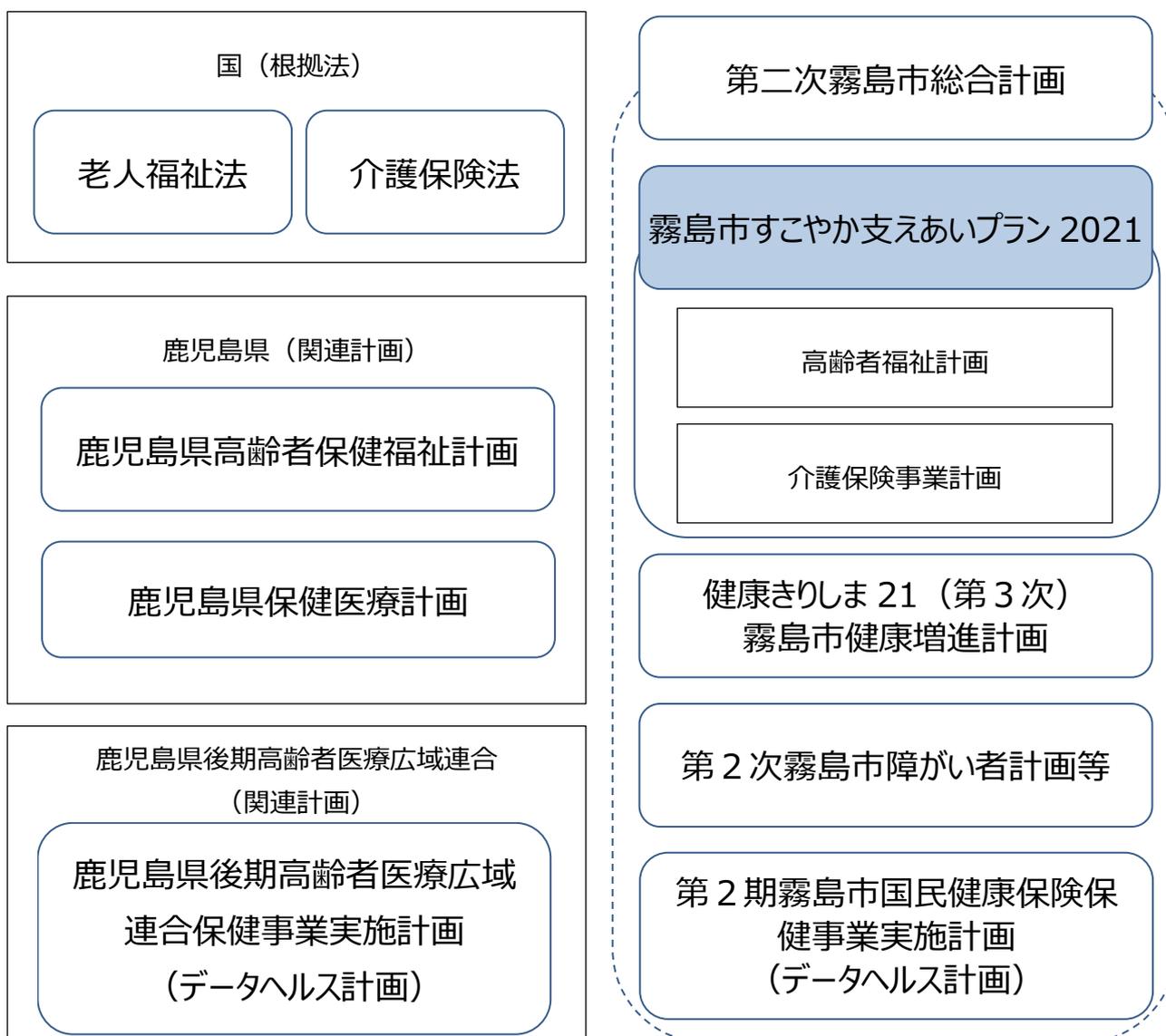
1 計画の性格と位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に定める市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項に定める市町村介護保険事業計画を3年を1期として策定するものであり、平成30年3月に策定した第8期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の見直しを行ったものとなります。

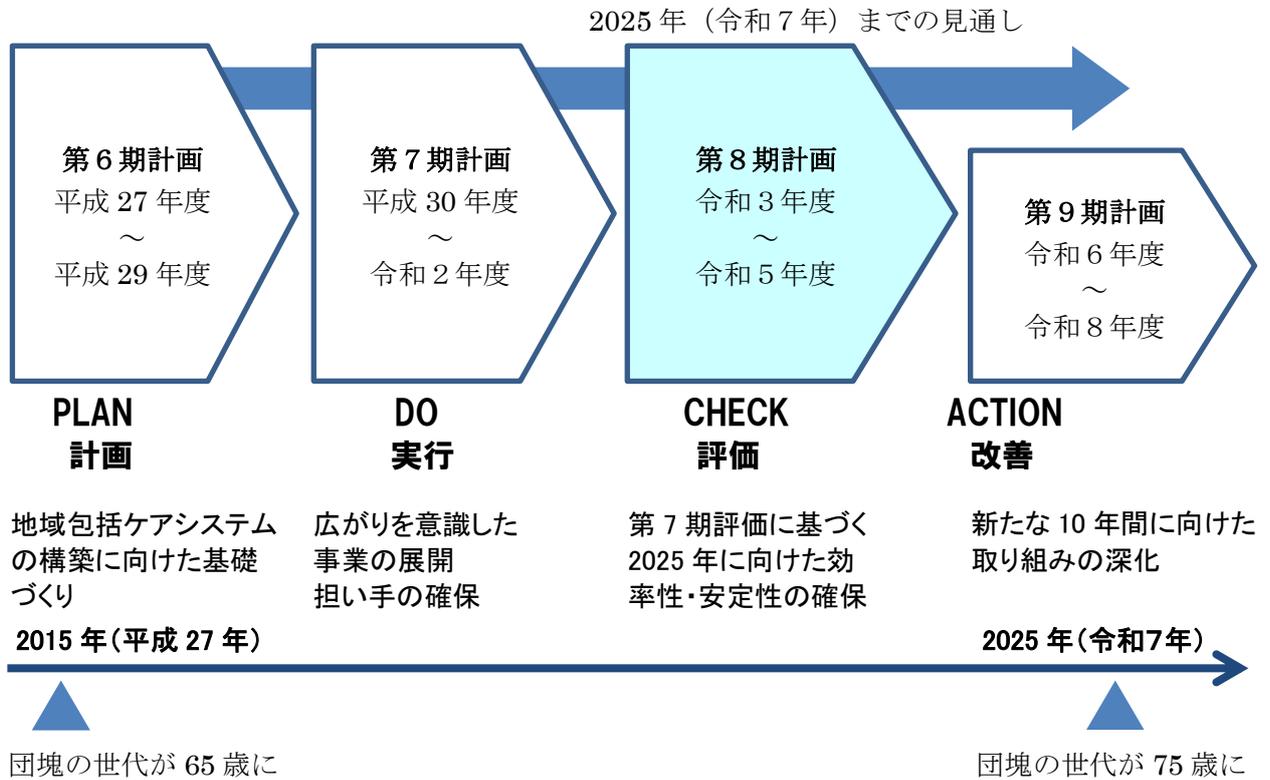
(2) 計画の位置づけ

本市においては、「第二次霧島市総合計画」を、まちづくりの行政運営指針の最上位計画として位置づけており、本計画は、実施計画として、主に高齢者に関する施策の方針を掲げ、計画を推進しています。

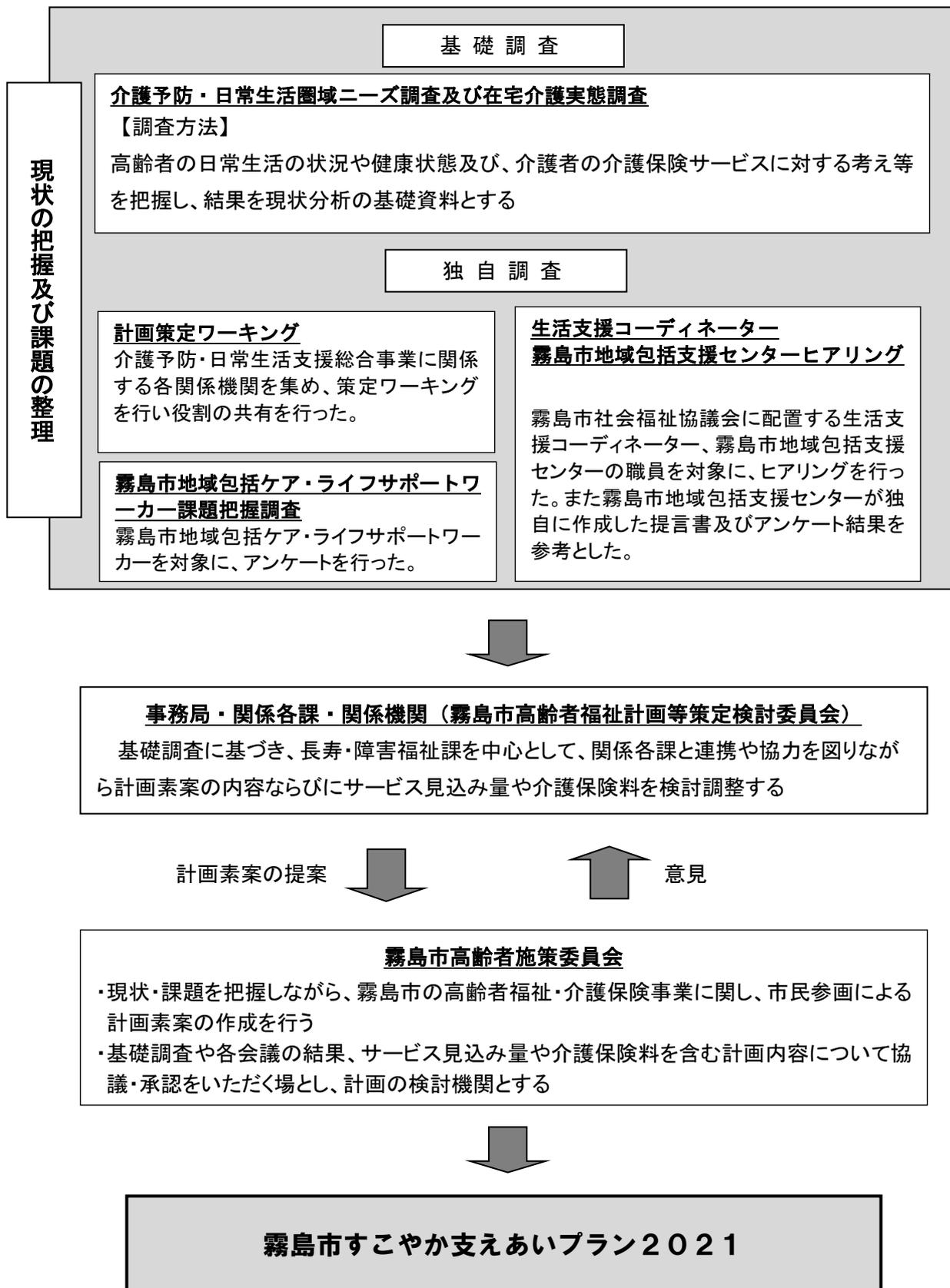


2 計画の期間

団塊の世代が 75 歳に到達する 2025 年度を見据え、地域包括ケアシステムを構築していくための 10 年間の計画という位置づけを持ちつつ、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間の計画期間とします。



3 計画策定体制



第2章 本市の現状と将来予測

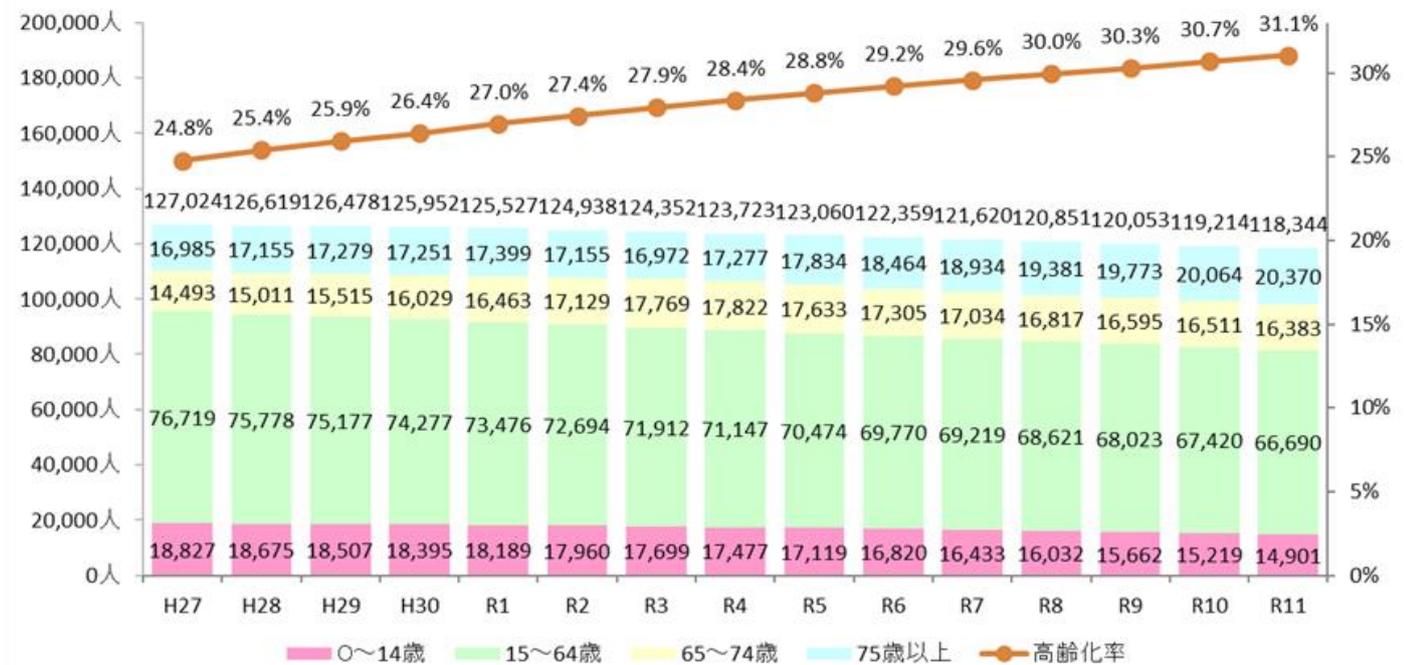
第1節 人口と高齢者の状況

1 総人口の推移

(1) 総人口と高齢者人口の推移

本市の人口は、令和元年で125,527人となり、平成27年以降減少が続いていますが、年齢区分別にみると、65歳以上人口だけが増加となっています。

今後の将来予測では、総人口は減少していくものの高齢者人口は増加していくことが予測され、働き手、担い手の確保が課題となると考えられます。



各年10月住民基本台帳

令和2年～令和11年コーホート変化率法による推計

なお、コーホート変化率法とは、ある集団の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法となります。

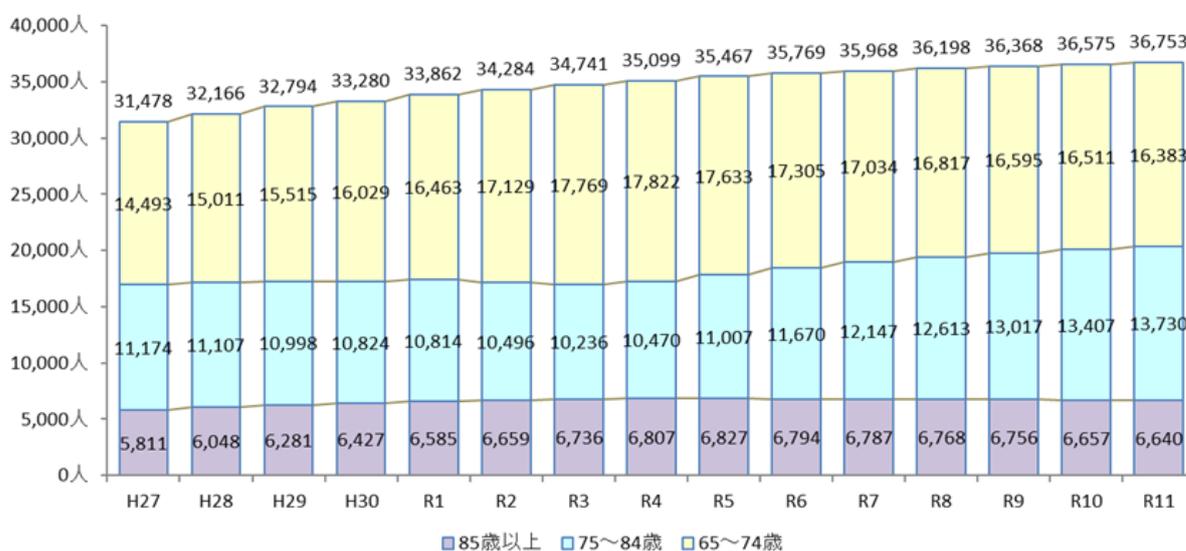
2 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口は平成27年に31,478人から令和元年に33,862人となっており年間600人ほどの増加で推移してきました。

今後も、高齢者人口の増加は進み、平成30年の33,280人から計画最終年となる令和5年の35,467人まで2,187人ほど増加する予想になっています。

また、年齢区分ごとでみると、要介護のリスクが高まる75歳以上人口のうち、85歳以上の人口は、平成27年の5,811人から令和5年には6,827人まで1,016人増加する見込みです。

(1) 高齢者人口の推計



令和2年～ コーホート変化率法による推計

3 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、平成 24 年に 5,359 人から平成 29 年には 6,394 人まで増加しましたが、その後は減少し令和元年には 6,285 人となっています。

介護度別にみると、要支援者が減少しており、その理由は、総合事業の開始に伴い、認定を受けずとも利用できるサービスの開始によるものと考えられます。

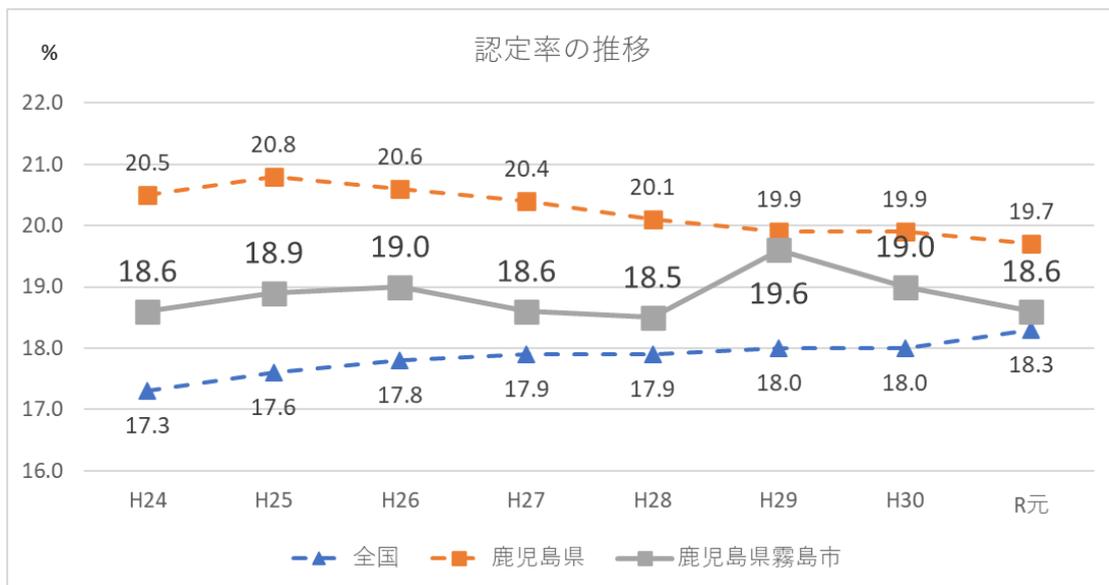
認定率は、令和元年度 18.6%で、国 18.3%、県 19.7%と比較するとその中間に位置しています。

(1) 要介護度別認定者数の推移



地域包括ケア見える化システム

(2) 要介護認定率の推移と国・県比較



地域包括ケア見える化システム

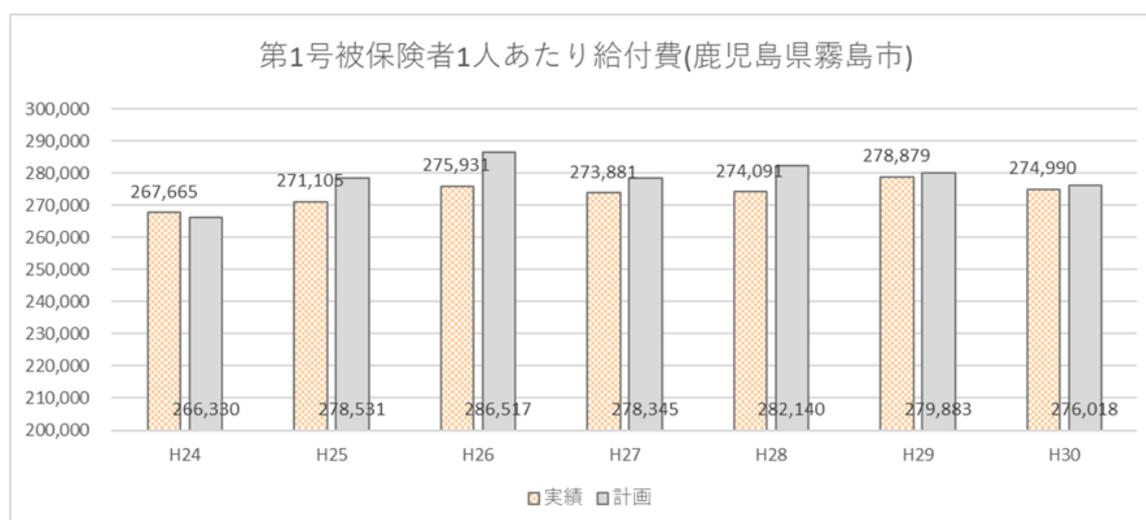
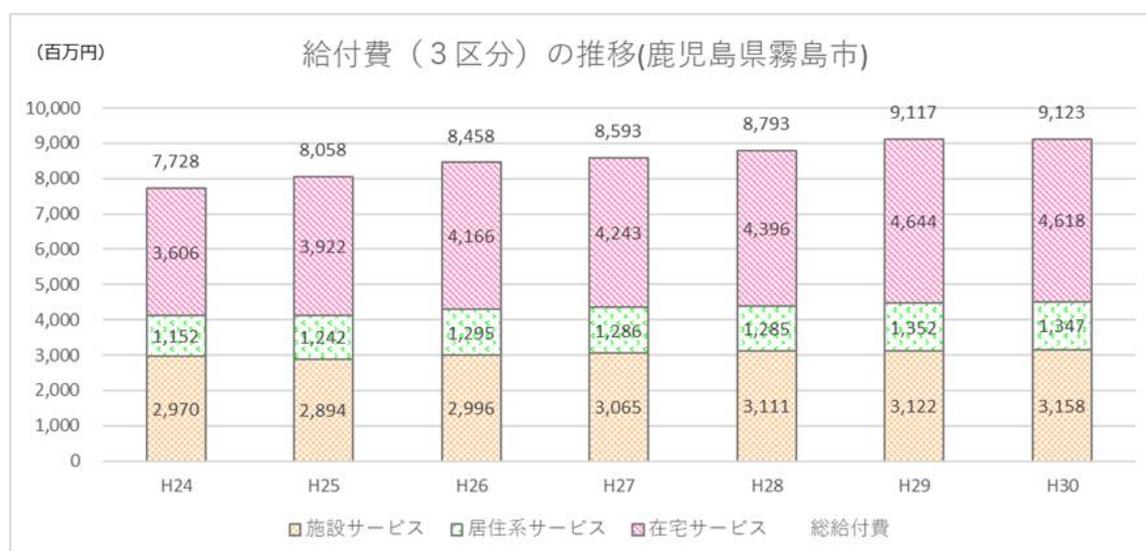
第2節 介護保険事業の状況

1 介護給付費の推移

総給付費は、総合事業の開始に伴い要支援者の訪問介護と通所介護の費用が、地域支援事業に移行（予算枠の変更）となりましたが、平成30年に91億円と過去最高を更新しました。

内訳をみると、すべてのサービスで増加傾向にあります。

1人当たり給付費の実績値と計画値をみると、実績値は計画値ほどの伸びはないものの、平成29年まで増加しており、平成30年は若干減少しました。

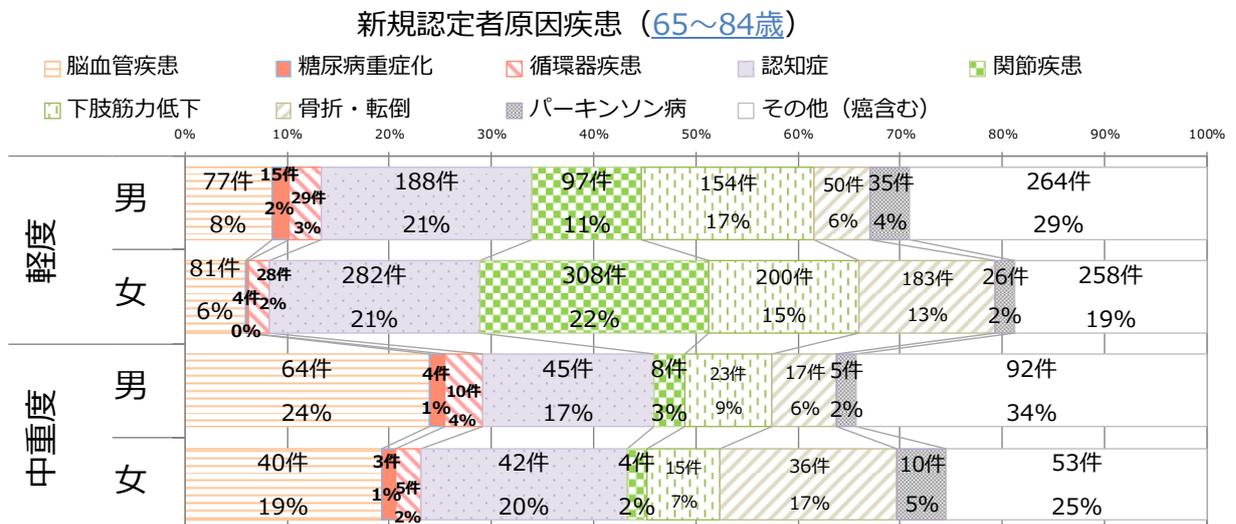
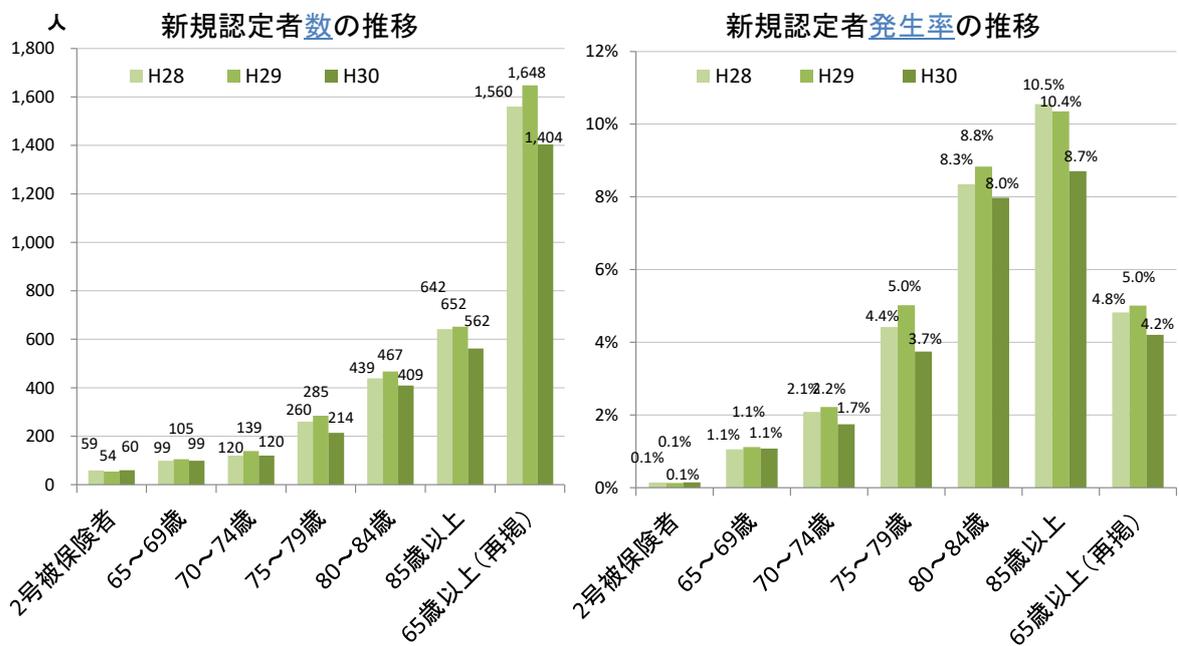


地域包括ケア見える化システム

2 新規認定者の発生状況と原因疾患

その年度に新たに認定を受けた方（新規認定者）は、3年間の平均で年間約1,537人となっており、85歳以上でみると、「認定を受けていない方のうち10人に1人」が毎年新たに認定を受けています。

また、その原因疾患を主治医意見書や認定調査時の記録等を基に看護師が分析した結果では、新規軽度認定者は、その他（癌、うつ病、統合失調症、COPDなど）を除けば、認知症と関節疾患および下肢筋力低下の合計が半数ほどを占めていることから、フレイル対策の推進により新規認定者数を減少させることが可能と考えられます。また、新規中重度認定者では、その他（癌、うつ病、統合失調症、COPDなど）を除けば、脳血管疾患、認知症、骨折・転倒及び下肢筋力低下が主な原因疾患でした。

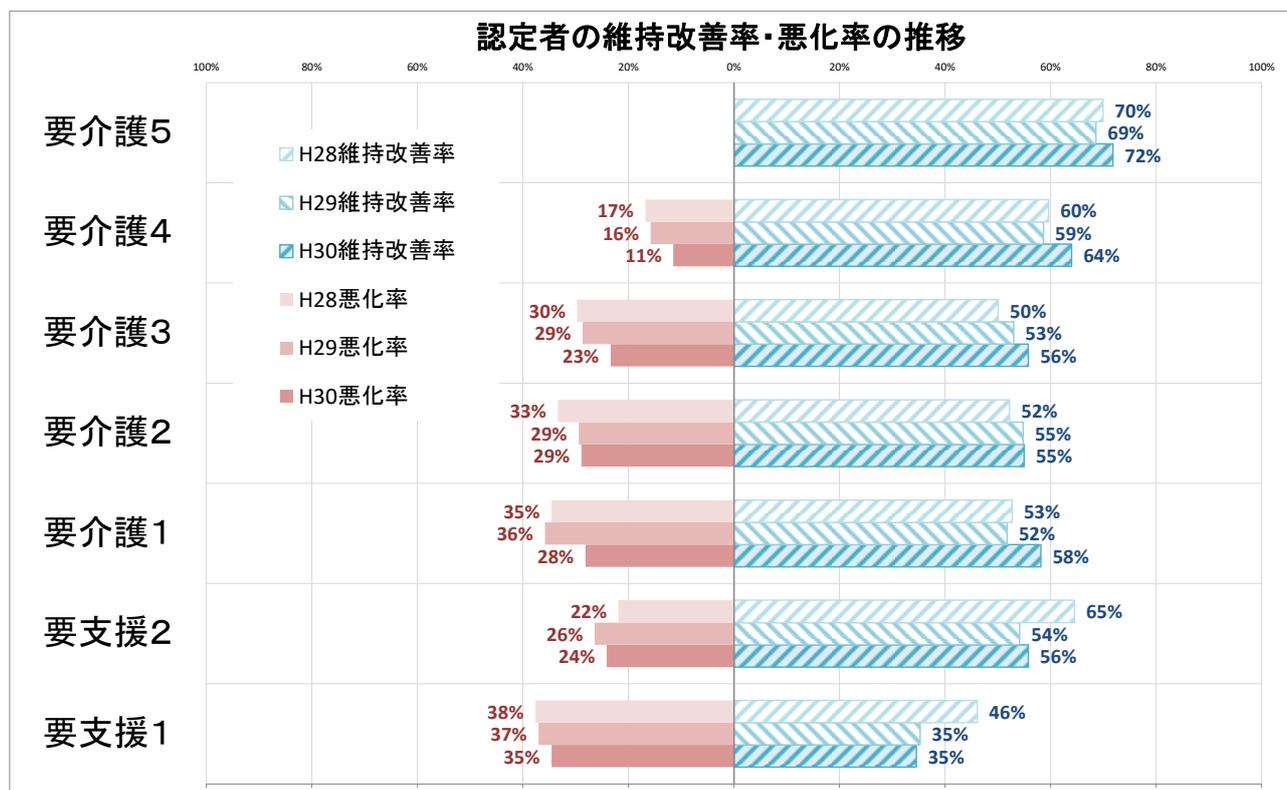


3 認定者の要介護度の変化

認定者が、平成30年4月1日時点にどの介護度であり、翌年にはどう変化したかを追跡した1年間の介護度の変化は、全体として、重度化数が改善数を大きく上回っています。

介護度別の重度化率では、3年平均で要介護1が約33%、要支援1が約36%となっており、自立支援・重度化防止に向けた取り組みの強化が求められています。

全年齢		R01								総計
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	非認定	
H30	要支援1	291	139	92	37	15	5	3	260	842
	要支援2	67	419	106	58	23	18	5	175	871
	要介護1	44	70	680	250	77	44	13	187	1,365
	要介護2	7	18	165	431	199	83	37	164	1,104
	要介護3	5	5	37	73	360	159	42	179	860
	要介護4	1	2	14	22	84	423	98	209	853
	要介護5		2	2	4	11	69	432	204	724
	総計		415	655	1,096	875	769	801	630	1,378



第3節 高齢者実態調査結果

1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本計画の見直しにあたり、既存のデータでは把握困難な高齢者の実態や意識・意向を調査分析することにより、計画策定の基礎資料とするため日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しました。

(2) 調査対象及び回収状況

	一般高齢者調査	若年者調査	在宅要介護者調査
配布方法 回収方法	郵送による配布回収	郵送による配布回収	郵送による配布回収
抽出方法	65歳以上の方を無作為抽出	40～64歳の方を無作為抽出	在宅の介護保険サービス利用者の方を無作為抽出
配布数	1,100件	1,100件	1,100件
有効回答数	628件	432件	470件
有効回答率	57.1%	39.3%	42.7%

なお、総合事業の候補者の分析については、基本チェックリストの該当を基に候補者と定義しましたが、本来の基本チェックリストでは、「はい」、「いいえ」の2択となっているところが、本調査では、一部選択肢が異なるものがあります。

そのため、本報告においては「総合事業候補者」を抽出するにあたって、選択肢が異なるものについては、以下のような例示のとおりの対応を行いました。

【 対応方法の例示 】

設問	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか		
選択肢	1. できるし、している	2. できるけどしていない	3. できない
対応	はいとして対応		いいえとして対応

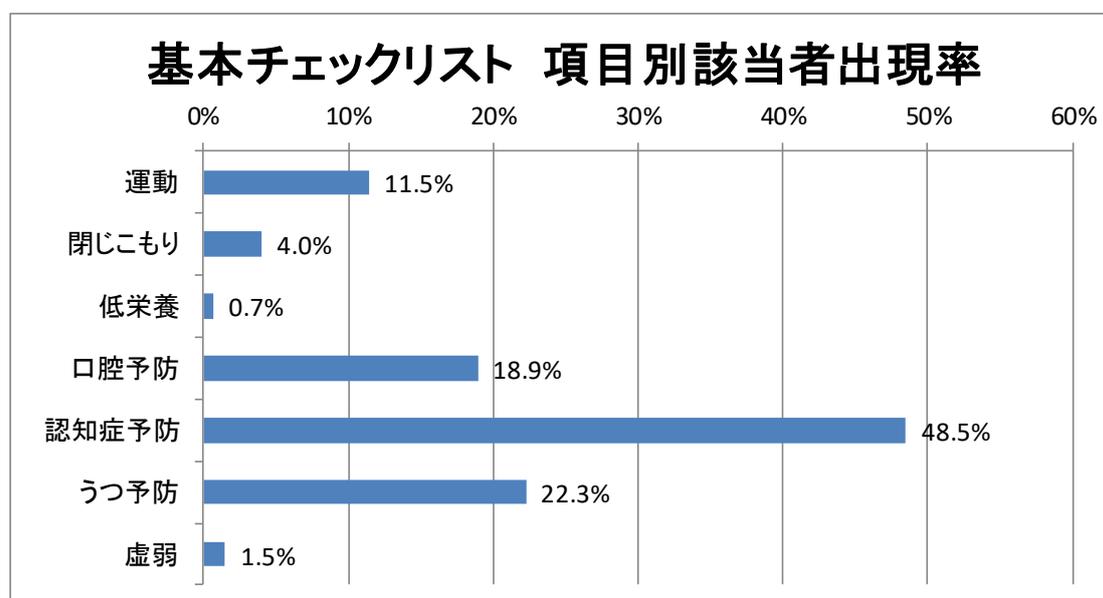
2 総合事業の推進と生活支援サービスの提供体制構築に向けて

(1) 基本チェックリストの該当状況

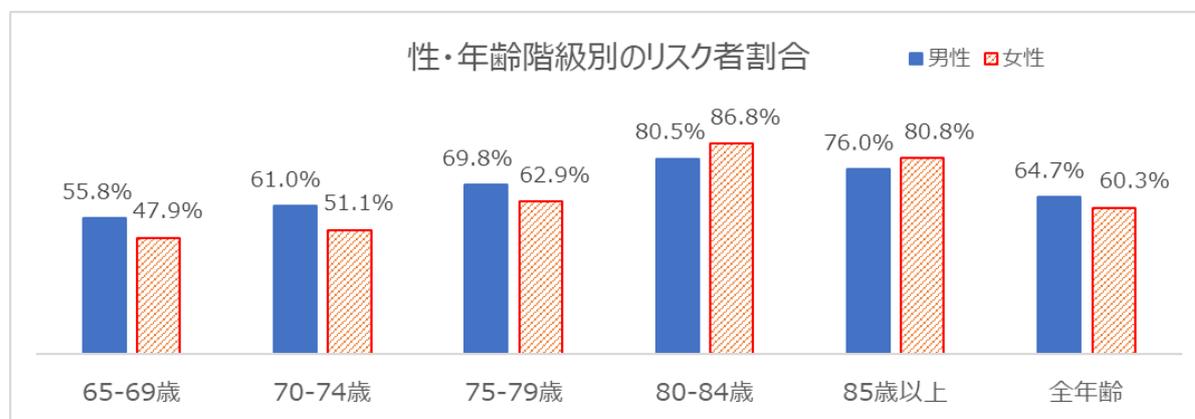
本市では、介護予防・日常生活支援総合事業を平成29年4月から開始しました。いずれの事業についても、サービスの対象となるのは、「基本チェックリスト該当者」がその基本条件となるため、本調査でその該当者の出現率を分析しました。その結果、介護予防の項目別には、特に認知症予防48.5%と多く、次いでうつ予防22.3%、口腔予防18.9%となっています。

総合事業候補者は、男性64.7%、女性60.3%と女性より男性の出現率が高く、さらに年齢別にみると男性は70歳、女性は75歳を超えると6割以上の出現率となっており、加齢に伴い出現率が上昇している様子がうかがえます。

基本チェックリストの項目別該当者出現率



総合事業候補者の性別・年齢階級別の出現率



(2) 生活支援サービスの利用希望と担い手の意向把握

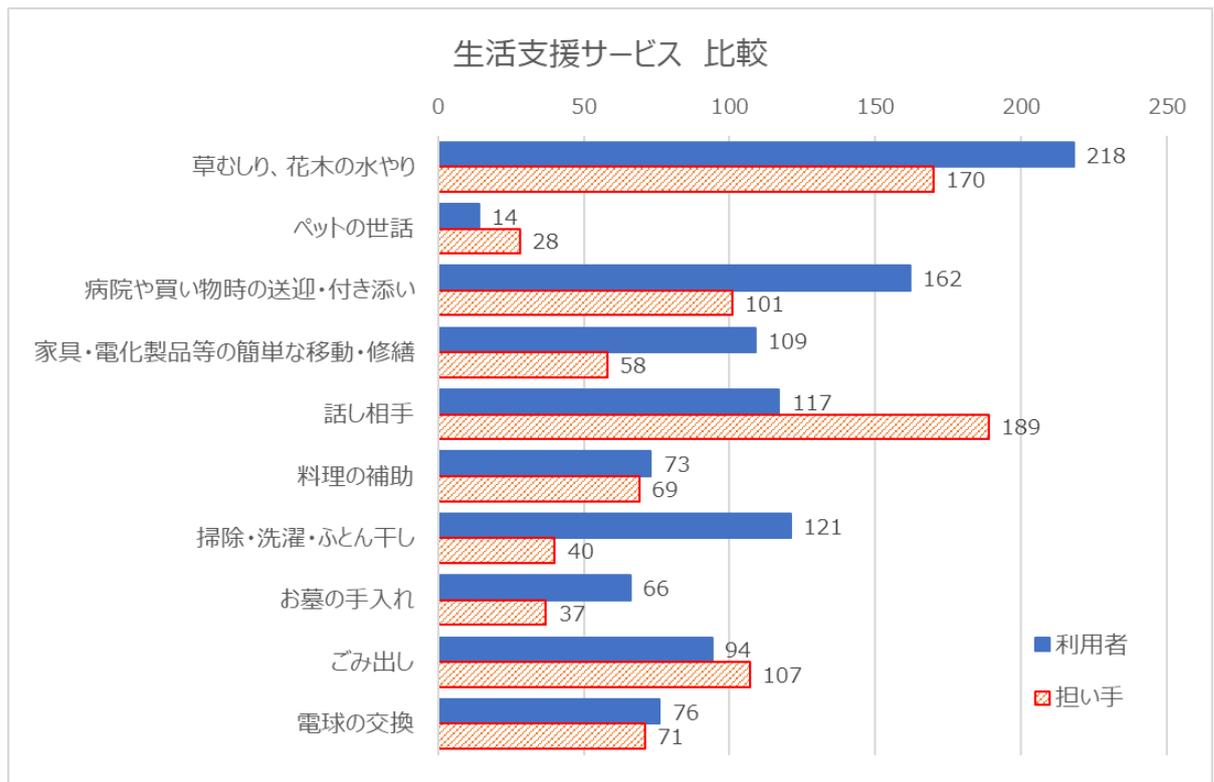
生活支援サービスの利用者と担い手の関係について、以下の設問を設定しました。

問：次の生活支援サービスのうち、受けてみたいと思う（複数回答）

問：次の生活支援サービスのうち、地域のために手伝ってもいいと思う（複数回答）

上記2問を同じ選択肢で作成し、その結果を比較しました。

利用希望者が多かったのは、「草むしり、花木の水やり（218名）」、「病院や買い物の送迎・付き添い（162名）」、「掃除・洗濯・ふとん干し（121名）」などとなっています。



今後は、これら生活支援サービスの需要をより詳細に検討することや、提供体制の構築に向けた「社会資源の整理」、「担い手の養成・育成」、そして、利用希望者と担い手のマッチングに向けた仕組みづくりが重要となっています。

(3) 保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた対象者の把握

国は、75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が、介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるようデータベースの構築などの環境整備等を行っています。

その中では、「フレイル状態」に着目した疾病予防が求められており、フレイル状態には、身体的、社会的、認知機能的の3つのフレイルがあるとされています。

本調査においては、先駆的な研究を基に身体的・社会的フレイルの把握のため、「身体的フレイル：簡易フレイルインデックス」、「社会的フレイル：NCGG-SGS」を使用し、計10問の設問を基に、①フレイル状態にある、②その前段階にあるプレフレイル、③該当しない、の3つの状態像に分けて分析を行いました。

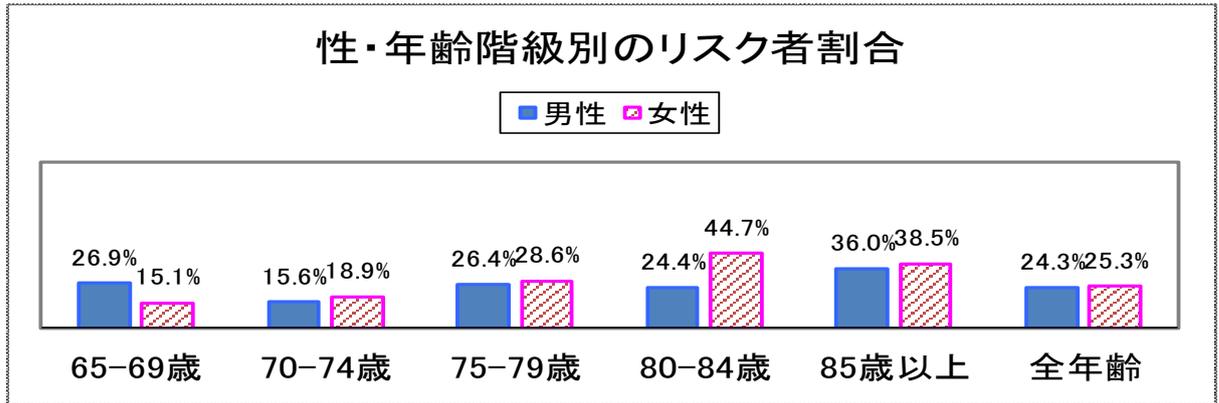
なお、フレイルとは、厚生労働省研究班の報告書では「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が阻害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」と定義されています。

			プレフレイル	フレイル
身体的フレイル	1.	この半年間で2～3kg以上、体重が減りましたか	5門中 1～2問 該当者	5門中 3問以上 該当者
	2.	以前に比べ、歩く速度が遅くなってきたと思いますか		
	3.	ウォーキング等の運動を、週に1回以上していますか		
	4.	5分前のことが、思い出せますか		
	5.	ここ2週間、わけもなく疲れたような感じがしますか		
社会的フレイル	6.	おひとり暮らしですか	5門中 1問 該当者	5門中 2問以上 該当者
	7.	昨年と比べて、外出の頻度（回数）が減っていますか		
	8.	友人や知人の家を、訪ねていますか		
	9.	家族や友人の役に立っていると思いますか		
	10.	だれかと毎日、会話していますか		

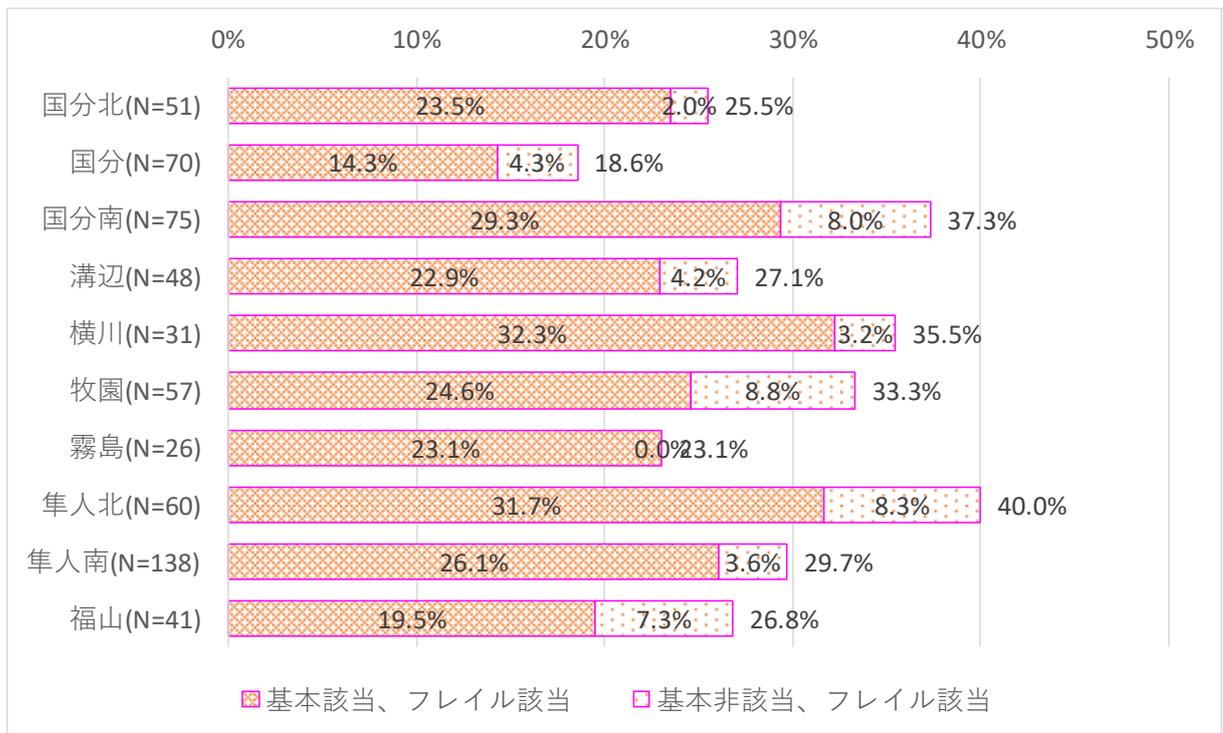
フレイルリスク対象者は、男性 24.3%、女性 25.3%で男女にあまり差は見られませんでした。

年齢別にみると、加齢とともにリスク対象者の出現率が高くなり、80 歳以上女性では4割の方が該当する結果となりました。

地区別にみると、隼人北地区、国分南地区、横川地区などの出現率が高くなっており、身体的フレイル、社会的フレイルの解消に向けた取り組みが求められています。



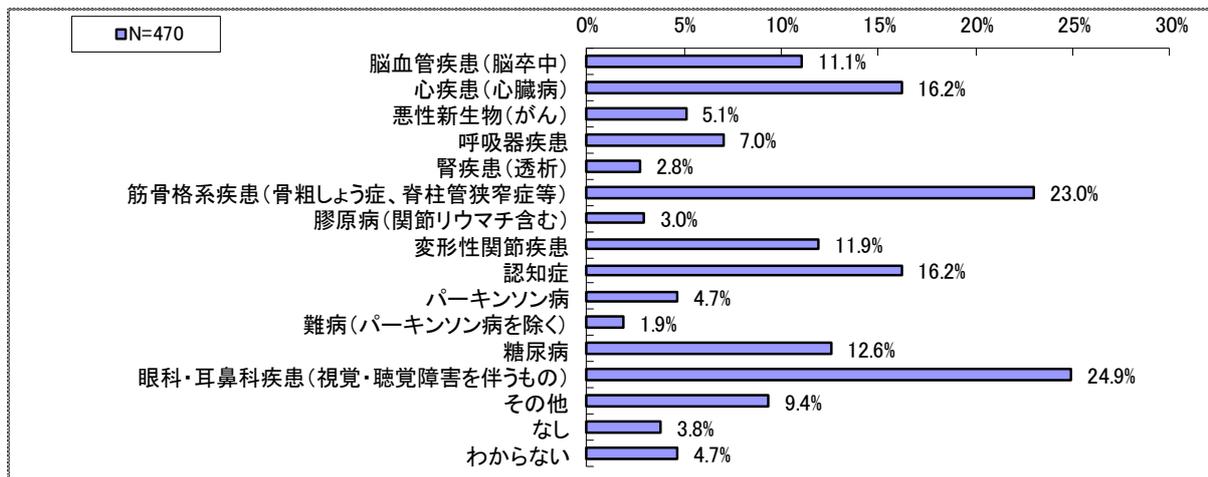
参考) 基本チェックリストとフレイルの出現率の関係の地区別状況



3 在宅介護実態調査

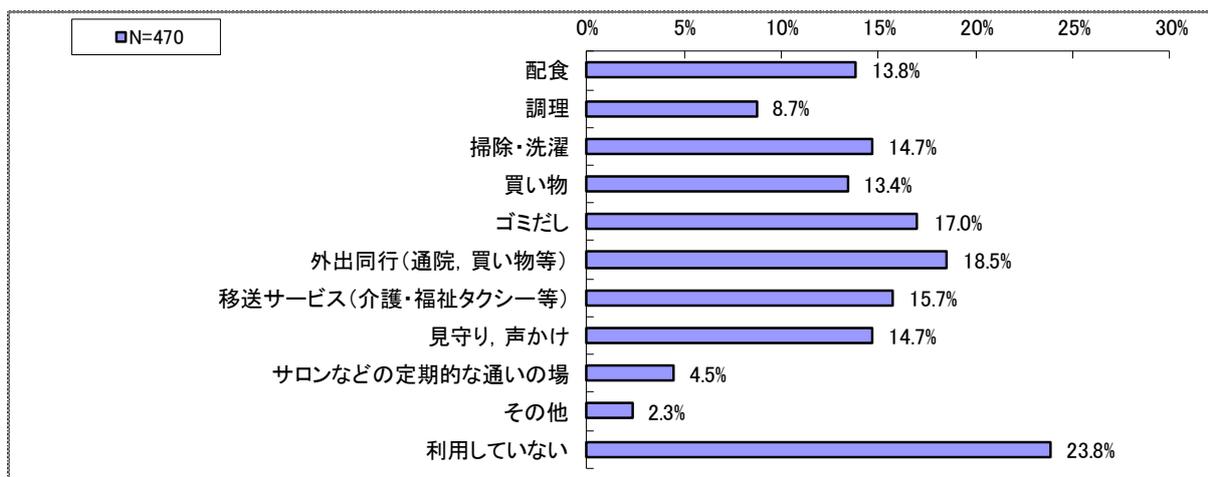
(1) 現在抱えている疾病

現在抱えている傷病は「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」が24.9%で最も高く、次いで、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」(23.0%)、「心疾患（心臓病）」「認知症」(16.2%)等となっています。



(2) 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

「利用していない」が23.8%で最も多くなっていますが、それを除くと、継続に必要なと感じる支援・サービスは「外出同行（通院、買い物等）」(18.5%)で最も多く、次いで、「ゴミだし」(17.0%)、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」(15.7%)、「掃除・洗濯」(14.7%)、「見守り・声掛け」(14.7%)、等となっており、在宅生活に必要なサービス・支援として生活支援関連のニーズが高い結果となっています。



第3章 日常生活圏域の設定

第1節 日常生活圏域の設定

1 日常生活圏域の設定

高齢者の生活を支える基盤の整備については、日常の生活を営む地域において様々なサービスを提供する拠点の整備が必要となります。

そのため、第3期以降の「市町村介護保険事業計画」においては、高齢者が住み慣れた環境で生活を継続できるようにするために、市町村内を1つまたは複数に区分した「日常生活圏域」を設定し、同圏域を基本的な枠組みとして地域密着型サービスの提供体制を整えていくこととされました。

本市では、これまでの地域特性や生活のつながりに視点を置き、合併前の旧町単位や中学校区を基にした10圏域に設定しています。

圏域別に見ると、65歳以上の高齢者人口が減少傾向かつ85歳以上の人口も減少傾向にある横川圏域、65歳以上の高齢者人口が減少傾向で85歳以上の人口がピークを迎えている牧園圏域が、人口推計から見えてきた特徴的な圏域となるため、加速度的な地域包括ケアシステムの深化が求められることになると考えられます。

65歳以上 人口推移	85歳以上 人口推移	人口推移から想定される状況	圏域
増加 傾向	増加傾向	医療・介護の体制拡充、担い手確保 育成、ニーズ増加	国分北、国分圏域、国分南圏 域、溝辺圏域、隼人北圏域、 隼人南圏域
	ピーク	医療・介護の体制拡充、担い手確保	福山圏域
	減少傾向	育成、10年以降先ニーズ増加	
ピーク	増加傾向	医療・介護の体制維持、担い手確保	
	ピーク	重点、ニーズ増加	霧島圏域
	減少傾向	医療・介護の体制維持、担い手確保 重点、ニーズ減少	
減少 傾向	増加傾向	医療・介護の確保困難、担い手確保	
	ピーク	困難、ニーズ増加	牧園圏域
	減少傾向	医療・介護の確保困難、担い手確保 困難、ニーズ減少	横川圏域

なお、霧島市地域包括支援センターについては、引き続き 10 か所で運営することとすることで、圏域ごとの特性に応じ、地域と一体となった施策の推進を目指します。

圏域	地区自治公民館名
国分北	東襲山、清水、姫城、郡山、木原、川原
国分	国分東、国分西、向花、府中、新町、野口、上小川
国分南	広瀬、福島、松木、湊、上井、川内、平山、本戸、敷根、下井、上之段、塚脇
溝辺	瀬竹、下有川切門、石原、上石原、永尾、曾我、据石ヶ岡、稻荷、宮久、宮川内、三縄、陵北、水尻・横頭、大川内岡、石峯、麓原、玉利、論地、陵南、西原、十三塚、桑坂
横川	山ヶ野、安良、中央、尾田、植村今村、西、佐々木
牧園	牧園、三体、万膳、中津川、持松、高千穂
霧島	永水、向田、大川、中央、湯之宮、待世、田口、狭名田、栢野、桂内、霧島
隼人北	姫城、日当山、松永、中福良
隼人南	小浜、小野、富隈、宮内
福山	小廻、中央、大廻、東牧之原、西牧之原、下牧之原、福地、福沢、佳例川、比曾木野

第2節 日常生活圏域の状況

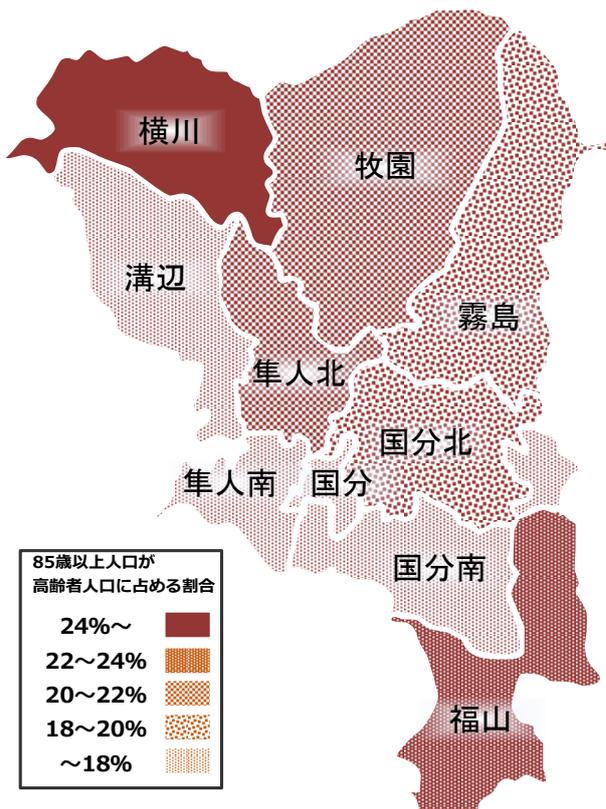
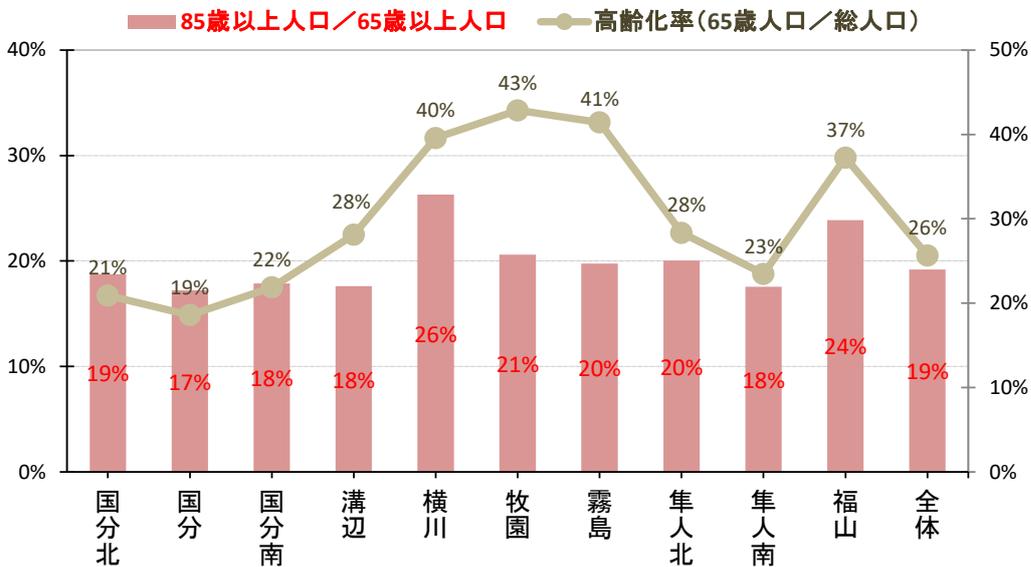
1 本市の日常生活圏域別の地域特性

本市は、10の日常生活圏域を設定しそれぞれに高齢者人口・高齢化率や認定率が異なり、さらに社会資源の違いなどが地域性のある事業展開につながっています。

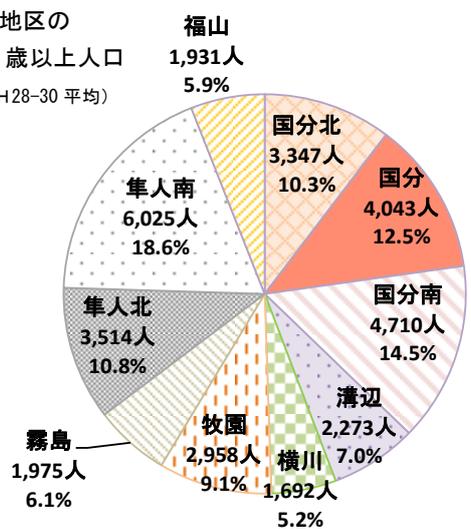
高齢化率では、牧園圏域、霧島圏域、横川圏域などが40%を超えています。

高齢者人口に占める85歳以上人口率では、横川地区、福山地区が他地区と比較して高くなっています。

各地区の高齢化率と85歳人口の占める割合(H28～H30平均)



各地区の
65歳以上人口
(H28-30平均)

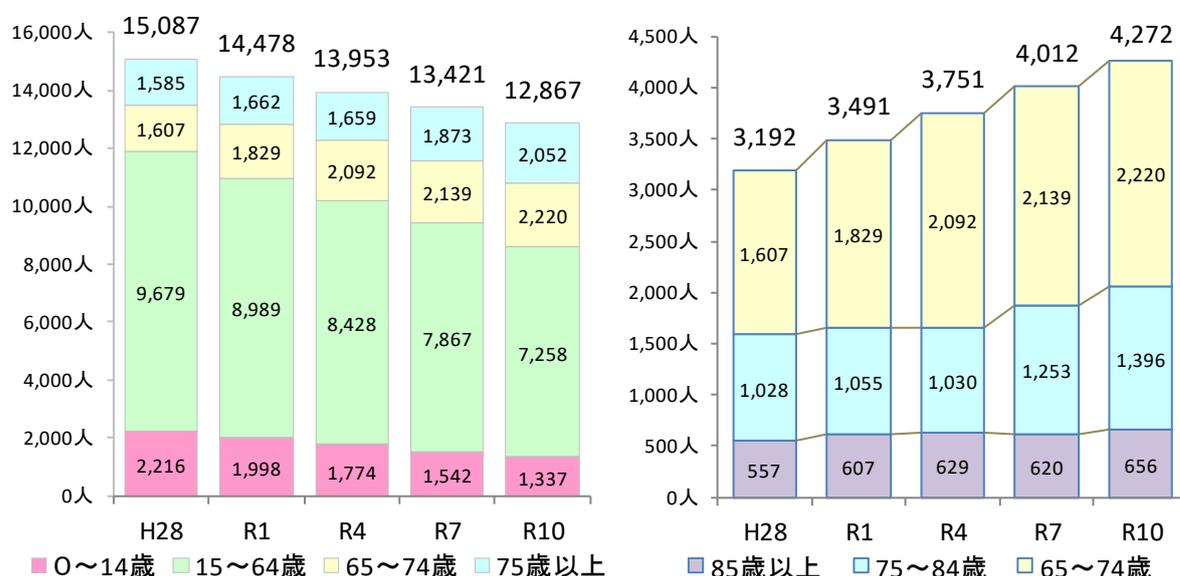


2 圏域別の状況整理シート

(1) 国分北圏域

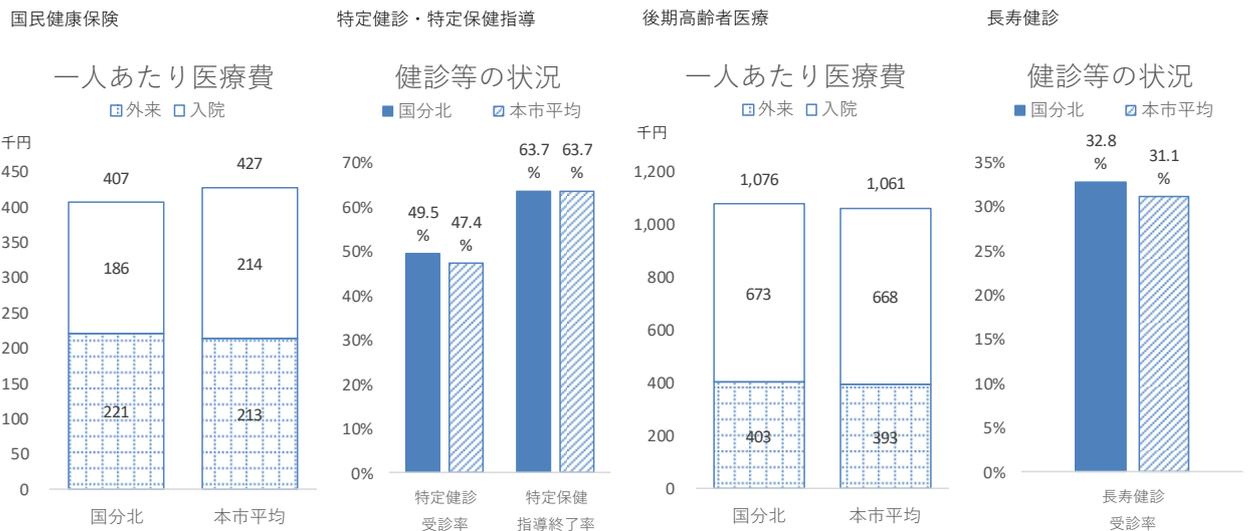
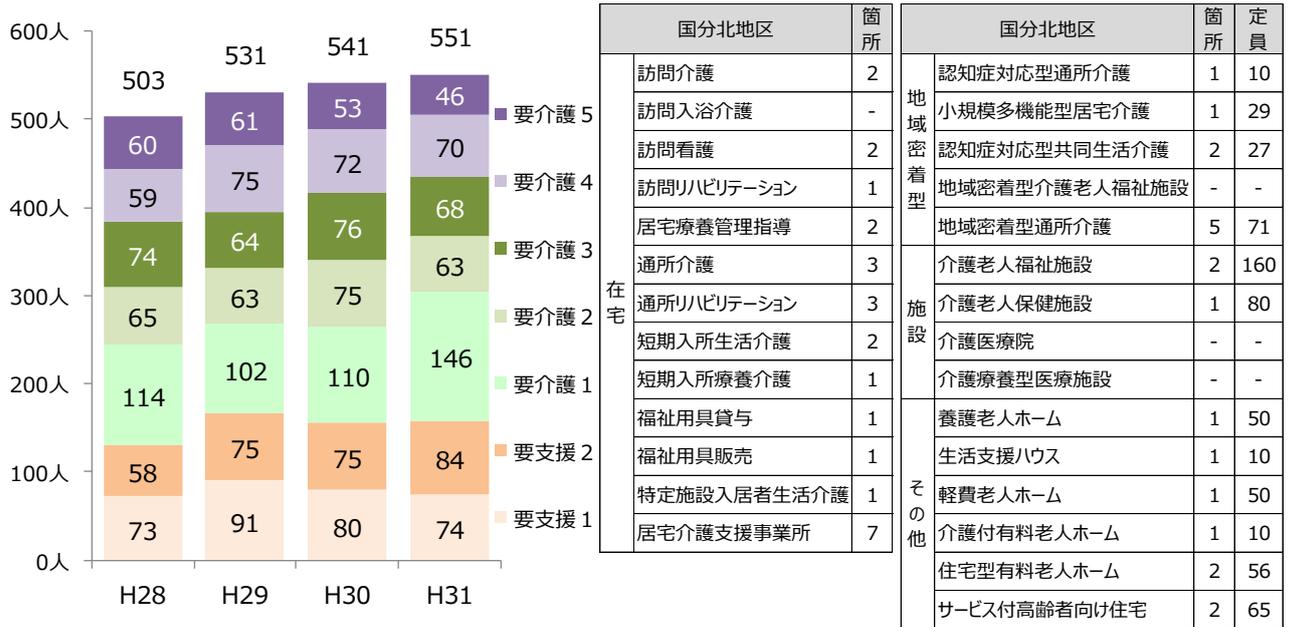
独居や老々介護、世代間交流等を課題に挙げ、地域のひろばや見守り隊、介護保険ボランティアポイント制度等、市の事業を有効活用する自治公民館・自治会が多い圏域です。また、防犯や環境美化、伝統継承等さまざまな地域活動にも活発に取り組んでいます。特に、自治会単位で地域活動に取り組む地域が多いという特徴があります。

総人口は減少、高齢者人口と認定者数は増加となっています。
令和7年には、65歳以上が1.15倍、85歳以上は1.02倍になります。



国分北地区		令和1年 (2020年)			令和7年 (2025年)	
		人口	傾向	増減率	人口	割合
65歳以上	人口	3,491人	↗	1.15倍	4,012人	
	割合	24.1%	↗		29.9%	
85歳以上	人口	607人	↗	1.02倍	620人	
	割合	11.5%	↗		14.0%	
70歳以下	人口	12,260人	↘	0.81倍	9,950人	
	割合	84.7%	↘		77.3%	

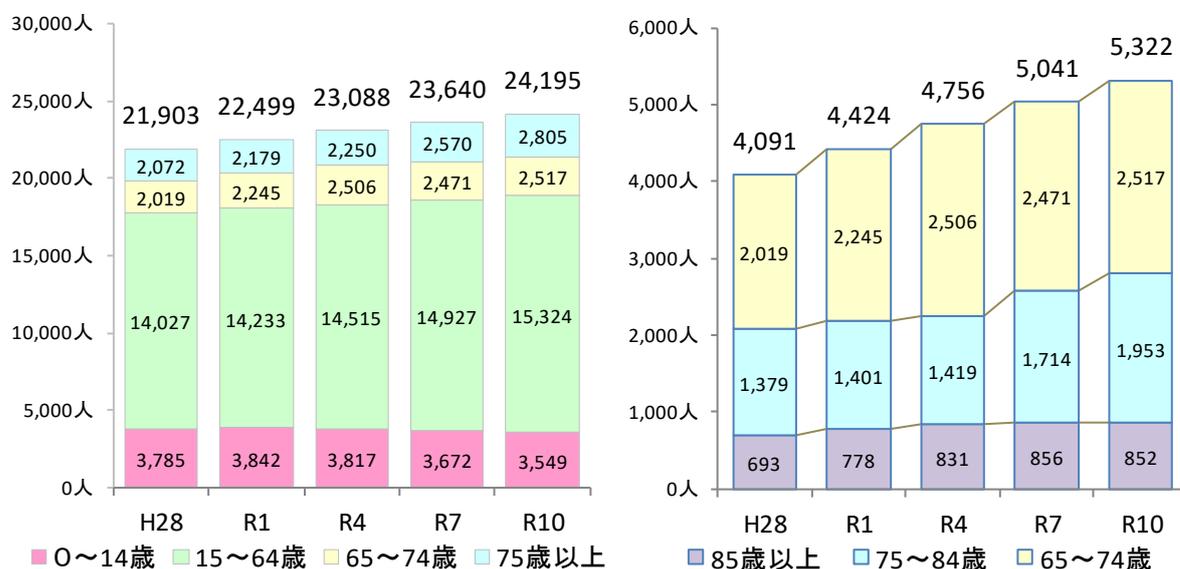
認定者数は増加となっています。
 本市平均と比較して、国保医療費は20千円低く、特定健診受診率は2.1ポイント高く、特保終了率は同率となっています。また、後期高齢医療費は15千円高く、長寿健診受診率は1.7ポイント高くなっています。



(2) 国分圏域

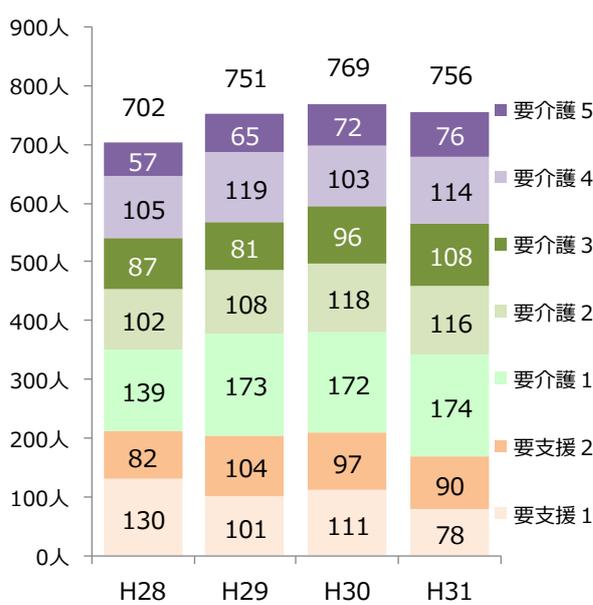
唯一山間部がなく、且つ最も面積の小さな圏域です。自治公民館ごとの総人口はどれも1,000人を超える大所帯であるにもかかわらず、自治公民館単位での地域活動を行っているのが特徴です。特に、防災を課題に挙げ、有事に助け合うためには日頃から何をしなければならないか考えながら取り組んでいる地区が複数ある圏域です。

総人口、高齢者人口は増加、認定者は増加から横ばいとなっています。令和7年には、65歳以上が1.14倍、85歳以上は1.10倍になります。

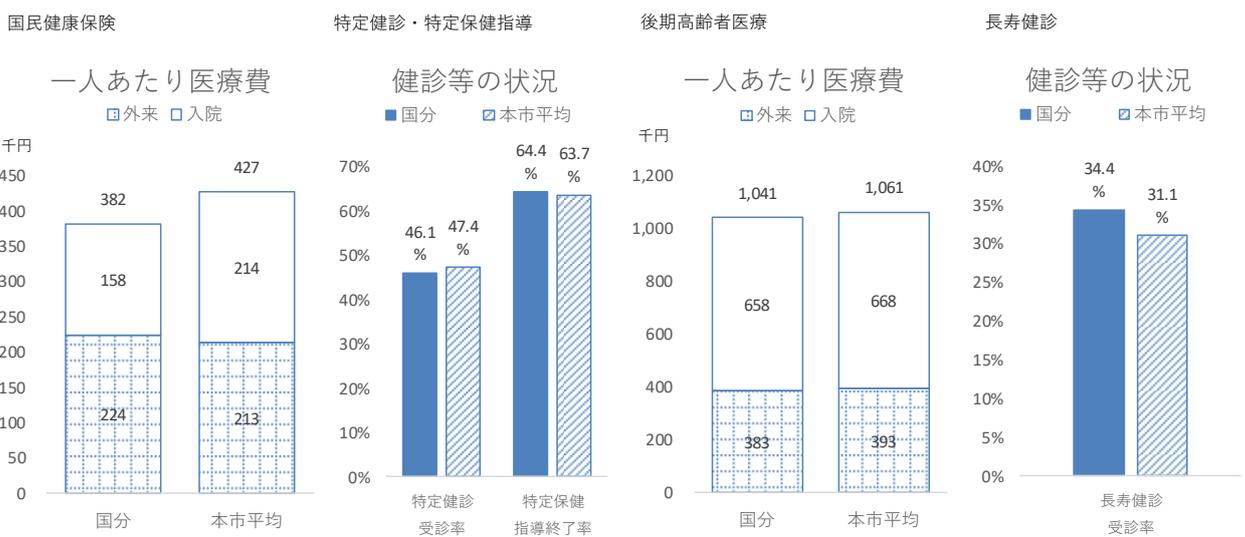


国分地区		令和1年 (2020年)	傾向	増減率	令和7年 (2025年)
65歳以上	人口	4,424人	↗	1.14倍	5,041人
	割合	19.7%	↗		21.3%
85歳以上	人口	778人	↗	1.10倍	856人
	割合	9.7%	↗		10.9%
70歳以下	人口	19,572人	↗	1.04倍	20,417人
	割合	87.0%	↘		84.4%

認定者数は増加となっていましたが、直近は減少しています。
 本市平均と比較して、国保医療費は45千円低く、特定健診受診率は1.3ポイント低く、特保終了率は0.7ポイント高くなっています。また、後期高齢医療費は20千円低く、長寿健診受診率は3.3ポイント高くなっています。



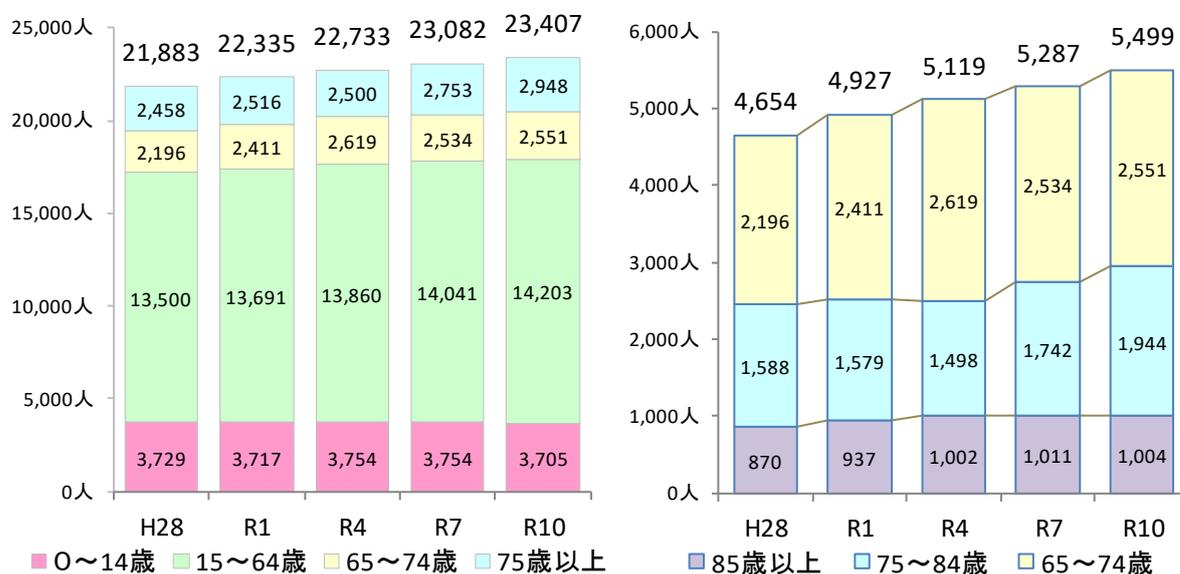
国分地区	箇所	国分地区	箇所	定員
訪問介護	6	認知症対応型通所介護	2	24
訪問入浴介護	-	小規模多機能型居宅介護	4	82
訪問看護	3	認知症対応型共同生活介護	4	45
訪問リハビリテーション	1	地域密着型介護老人福祉施設	1	29
居宅療養管理指導	9	地域密着型通所介護	4	63
通所介護	2	介護老人福祉施設	-	-
通所リハビリテーション	6	介護老人保健施設	-	-
短期入所生活介護	1	介護医療院	-	-
短期入所療養介護	1	介護療養型医療施設	1	3
福祉用具貸与	2	養護老人ホーム	-	-
福祉用具販売	2	生活支援ハウス	-	-
特定施設入居者生活介護	1	軽費老人ホーム	-	-
居宅介護支援事業所	8	介護付有料老人ホーム	1	40
		住宅型有料老人ホーム	2	35
		サービス付高齢者向け住宅	2	44



(3) 国分南圏域

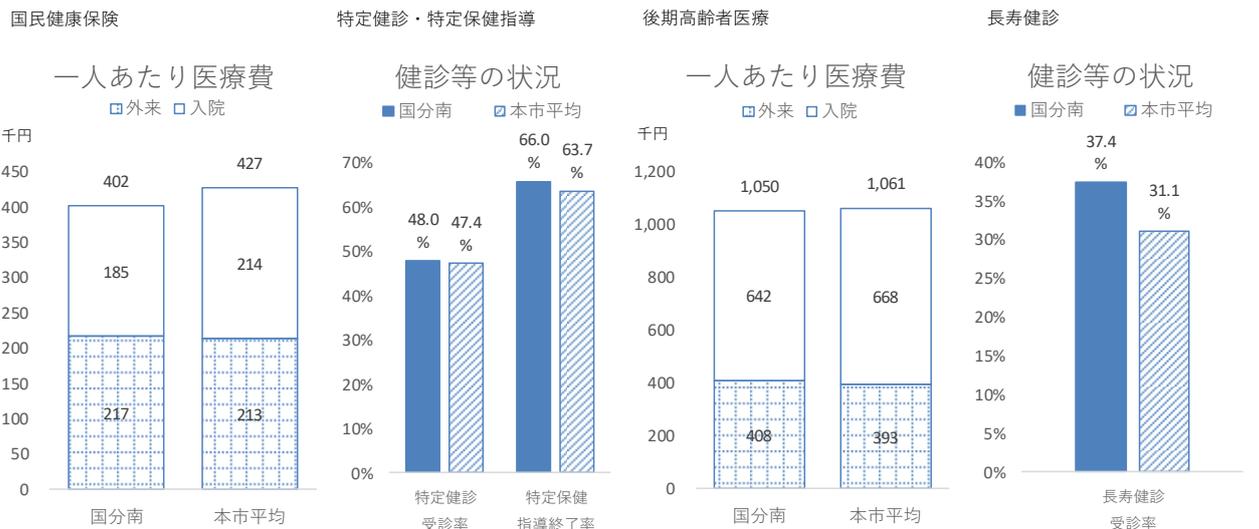
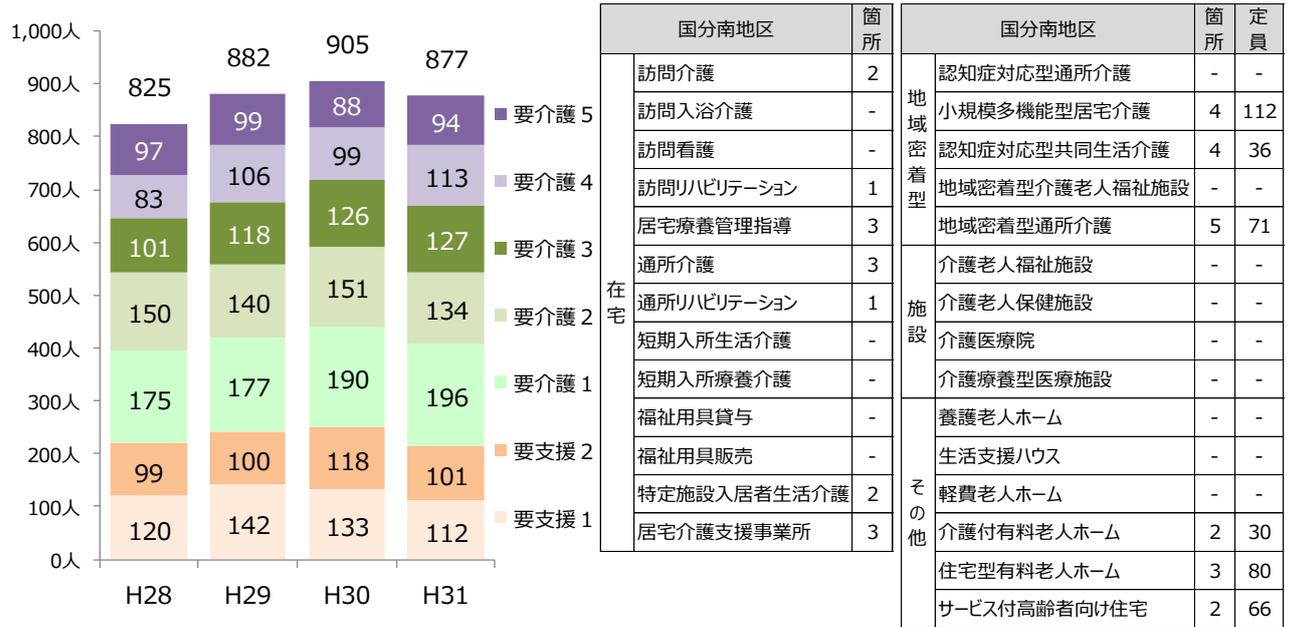
自治公民館単位で地域活動を行っている地区が多い圏域で、山間部は元々あった地域活動から顔の見える関係が構築されている地区が多く、平野部は地域のひろばや見守り隊、介護保険ボランティアポイント制度等、市の事業を有効活用する地区が多いといった傾向があります。

総人口、高齢者人口は増加、認定者は増加から横ばいとなっています。
令和7年には、65歳以上が1.07倍、85歳以上は1.08倍になります。



国分南地区		令和1年 (2020年)			令和7年 (2025年)	
		人口	傾向	増減率	人口	割合
65歳以上	人口	4,927人	↗	1.07倍	5,287人	
	割合	22.1%	↗		22.9%	
85歳以上	人口	937人	↗	1.08倍	1,011人	
	割合	11.3%	↗		11.9%	
70歳以下	人口	19,049人	↗	1.02倍	19,486人	
	割合	85.3%	↘		83.2%	

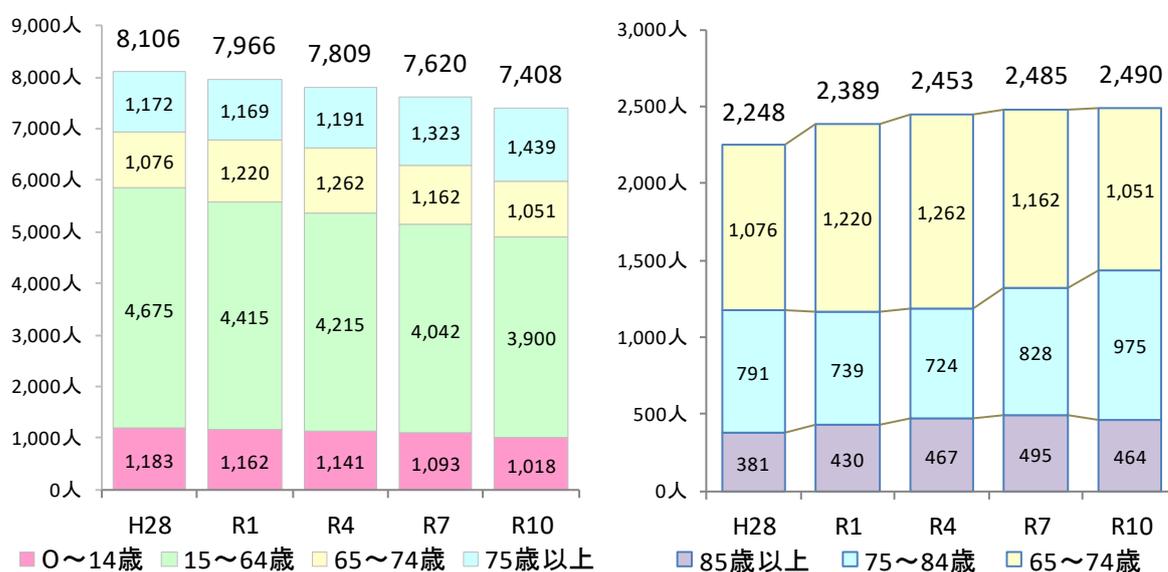
認定者数は増加となっていましたが、直近は減少しています。
 本市平均と比較して、国保医療費は25千円低く、特定健診受診率は0.6ポイント高く、特保終了率は2.3ポイント高くなっています。また、後期高齢医療費は11千円低く、長寿健診受診率は6.3ポイント高くなっています。



(4) 溝辺圏域

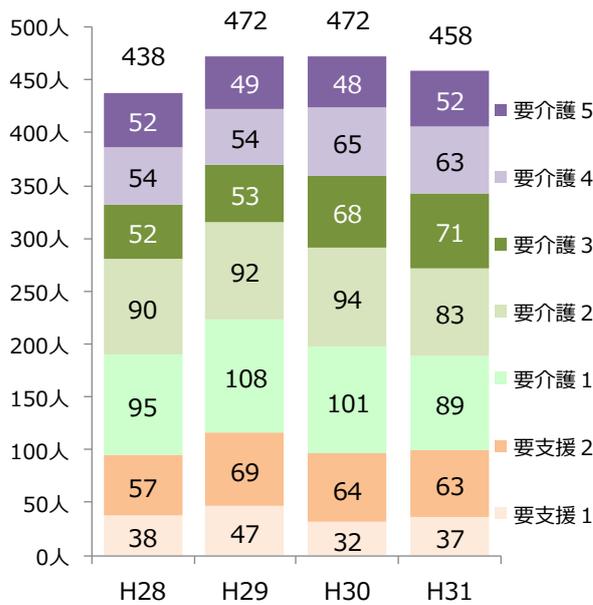
地域のひろばや見守り隊、介護保険ボランティアポイント制度等、市の事業の活用は少ないものの、自治公民館の結束力が強く自治会加入率の高い地区が多いだけでなく、住民の顔の見える関係がしっかり構築された地区も多いのが特徴です。また、介護保険事業所等による地域活動が活発な圏域でもあります。

総人口は減少、高齢者人口は増加、認定者は増加から横ばいとなっています。令和7年には、65歳以上が1.04倍、85歳以上は1.15倍になります。



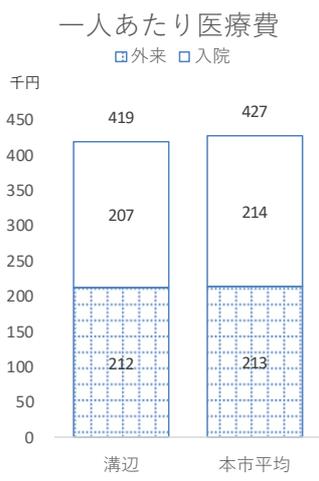
溝辺地区		令和1年 (2020年)	傾向	増減率	令和7年 (2025年)
65歳以上	人口	2,389人	↗	1.04倍	2,485人
	割合	30.0%	↗		32.6%
85歳以上	人口	430人	↗	1.15倍	495人
	割合	14.7%	↗		17.4%
70歳以下	人口	6,406人	↘	0.86倍	5,526人
	割合	80.4%	↘		74.6%

認定者数は横ばいとなっていました、直近は減少しています。
 本市平均と比較して、国保医療費は8千円低く、特定健診受診率は0.5ポイント低く、特保終了率は11.3ポイント低くなっています。また、後期高齢医療費は98千円低く、長寿健診受診率は11.6ポイント低くなっています。

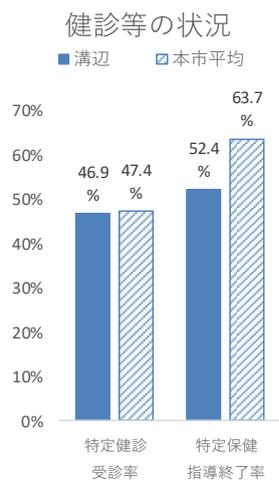


溝辺地区		箇所	溝辺地区		箇所	定員
在宅	訪問介護	1	地域密着型	認知症対応型通所介護	1	12
	訪問入浴介護	-		小規模多機能型居宅介護	2	54
	訪問看護	1		認知症対応型共同生活介護	2	27
	訪問リハビリテーション	1		地域密着型介護老人福祉施設	-	-
	居宅療養管理指導	2		地域密着型通所介護	-	-
	通所介護	2		介護老人福祉施設	2	80
	通所リハビリテーション	1		介護老人保健施設	-	-
	短期入所生活介護	2		介護医療院	-	-
	短期入所療養介護	1		介護療養型医療施設	1	6
	福祉用具貸与	2		その他	養護老人ホーム	-
福祉用具販売	1	生活支援ハウス	-		-	
特定施設入居者生活介護	-	軽費老人ホーム	-		-	
居宅介護支援事業所	2	介護付有料老人ホーム	-		-	
		住宅型有料老人ホーム	1		9	
			サービス付高齢者向け住宅	-	-	

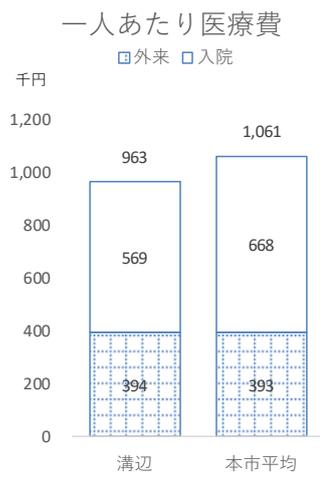
国民健康保険



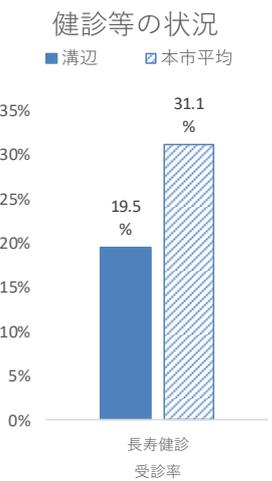
特定健診・特定保健指導



後期高齢者医療



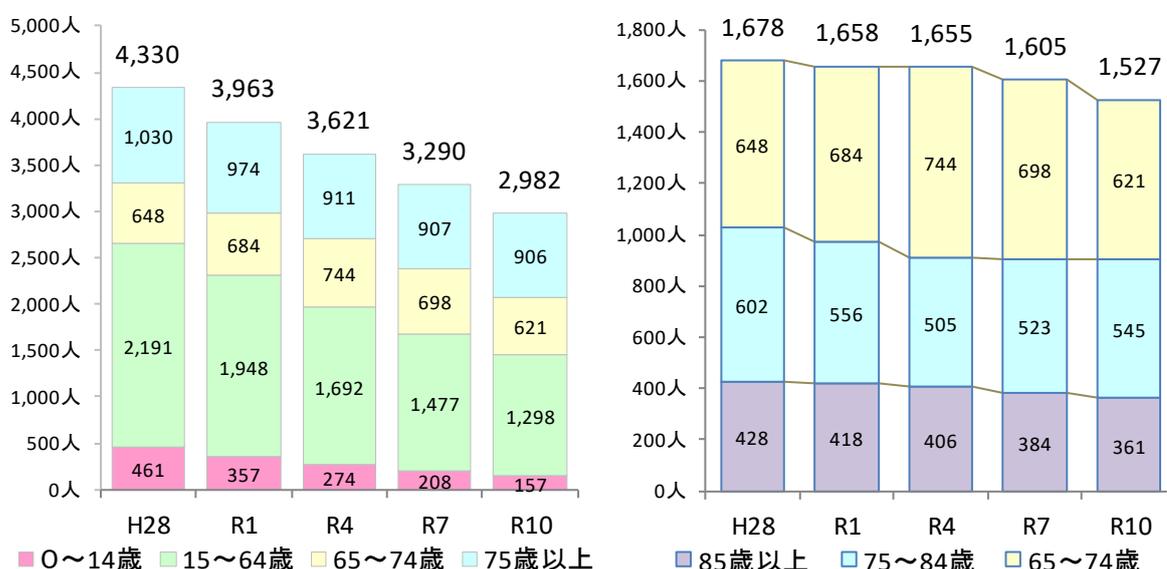
長寿健診



(5) 横川圏域

最も人口が少なく今後も減少傾向にある圏域で、そのことに危機感を抱いている地域住民が多く、リノベーションやイベントの開催等まちおこしに取り組む団体や住民が多いのが特徴です。自治公民館や自治会による地域活動も高齢化により減少傾向にあります。顔の見える関係がおおむね構築されている圏域です。

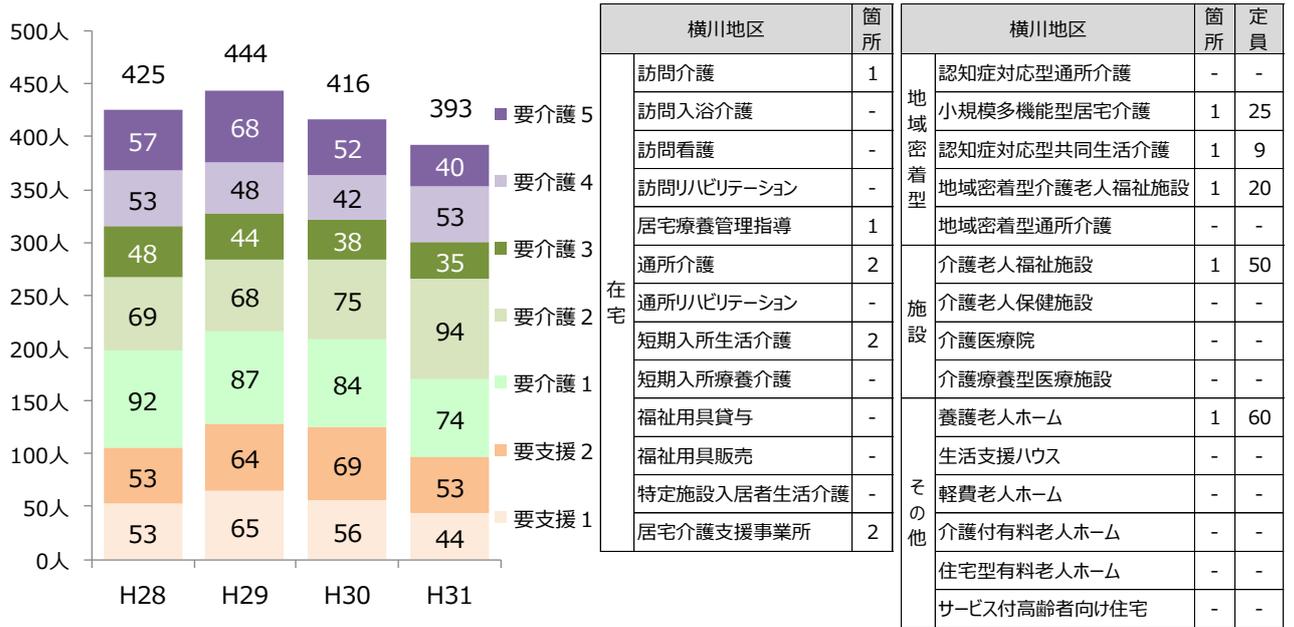
総人口、高齢者人口、認定者数、すべて減少となっています。
令和7年には、65歳以上が0.97倍、85歳以上は0.92倍になります。



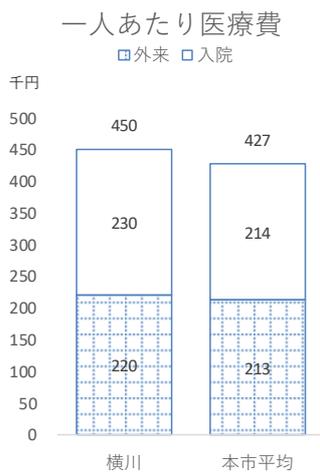
横川地区		令和1年 (2020年)			令和7年 (2025年)	
		人口	傾向	増減率	人口	割合
65歳以上	人口	1,658人	↘	0.97倍	1,605人	
	割合	41.8%	↗		48.8%	
85歳以上	人口	418人	↘	0.92倍	384人	
	割合	24.6%	↗		27.6%	
70歳以下	人口	2,772人	↘	0.64倍	1,778人	
	割合	69.9%	↘		59.6%	

認定者数は減少しています。

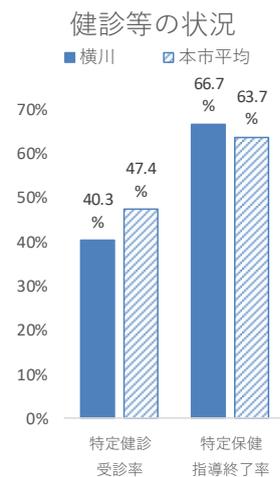
本市平均と比較して、国保医療費は23千円高く、特定健診受診率は7.1ポイント低く、特保終了率は3.0ポイント高くなっています。また、後期高齢医療費は92千円高く、長寿健診受診率は19.2ポイント低くなっています。



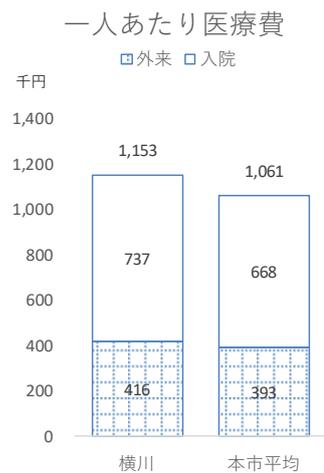
国民健康保険



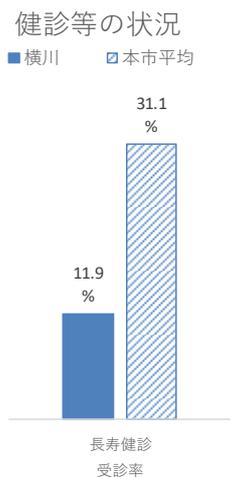
特定健診・特定保健指導



後期高齢者医療



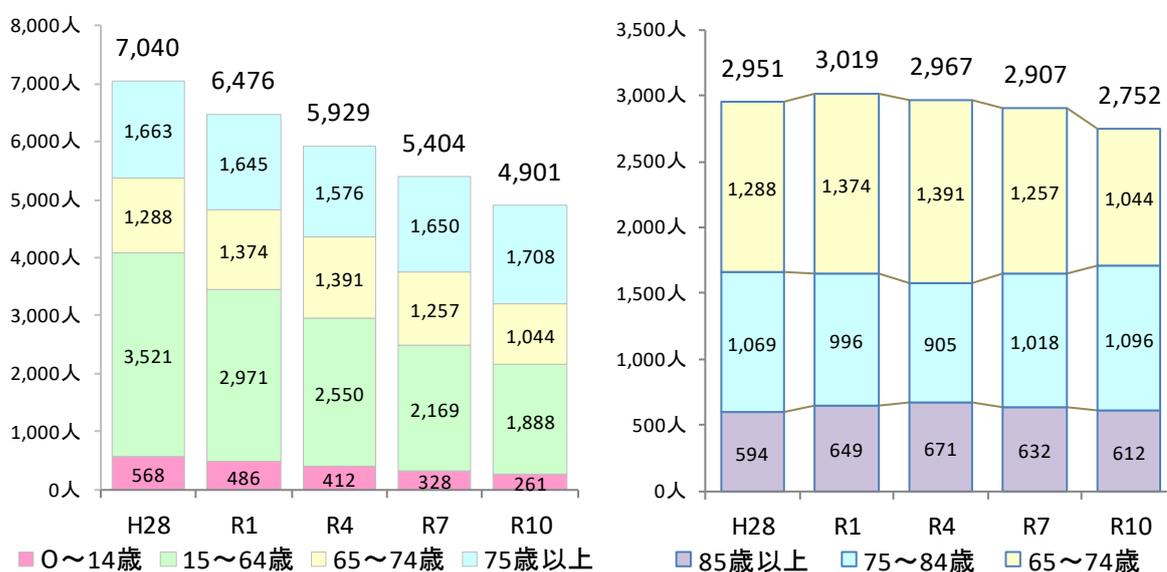
長寿健診



(6) 牧園圏域

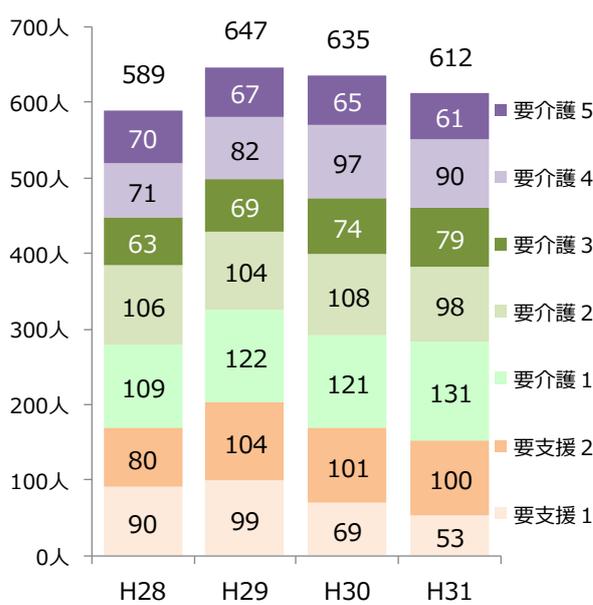
地理的な要因もあり自治公民館単位での地域活動が活発な圏域です。特に世代間交流が盛んで、小学校が自治公民館ごとにあるほか、地域住民と小学校の良好な関係づくり等が要因となっています。また、自治会単位での地域活動も積極的で、自治会長や民生委員等を中心に協力体制が構築されている圏域です。

総人口は減少、高齢者、認定者数は横ばいとなっています。
令和7年には、65歳以上が0.96倍、85歳以上は0.97倍になります。



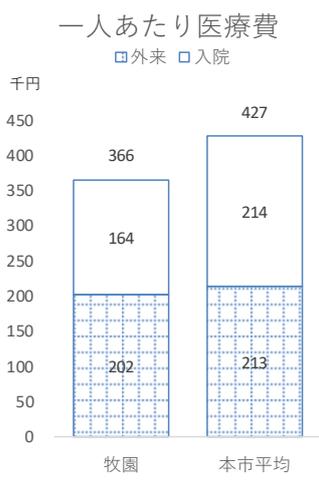
牧園地区		令和1年 (2020年)	傾向	増減率	令和7年 (2025年)
65歳以上	人口	3,019人	↘	0.96倍	2,907人
	割合	46.6%	↗		53.8%
85歳以上	人口	649人	↘	0.97倍	632人
	割合	25.4%	↗		30.5%
70歳以下	人口	4,352人	↘	0.63倍	2,732人
	割合	67.2%	↘		55.7%

認定者数は減少しています。
 本市平均と比較して、国保医療費は61千円低く、特定健診受診率は2.7ポイント低く、特保終了率は11.0ポイント低くなっています。また、後期高齢医療費は64千円低く、長寿健診受診率は0.9ポイント低くなっています。

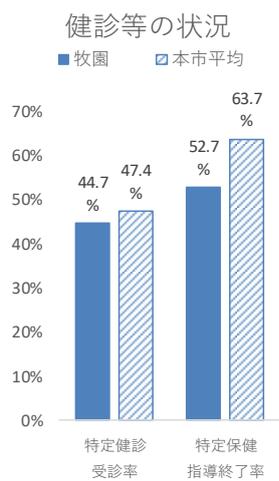


牧園地区		箇所	牧園地区		箇所	定員
在宅	訪問介護	2	地域密着型	認知症対応型通所介護	-	-
	訪問入浴介護	-		小規模多機能型居宅介護	2	43
	訪問看護	2		認知症対応型共同生活介護	1	18
	訪問リハビリテーション	-		地域密着型介護老人福祉施設	-	-
	居宅療養管理指導	1	施設	地域密着型通所介護	-	-
	通所介護	2		介護老人福祉施設	1	90
	通所リハビリテーション	2		介護老人保健施設	1	70
	短期入所生活介護	1		介護医療院	-	-
	短期入所療養介護	1	その他	介護療養型医療施設	-	-
	福祉用具貸与	1		養護老人ホーム	-	-
	福祉用具販売	-		生活支援ハウス	-	-
	特定施設入居者生活介護	-		軽費老人ホーム	-	-
	居宅介護支援事業所	2		介護付有料老人ホーム	-	-
				住宅型有料老人ホーム	2	14
		サービス付高齢者向け住宅	-	-		

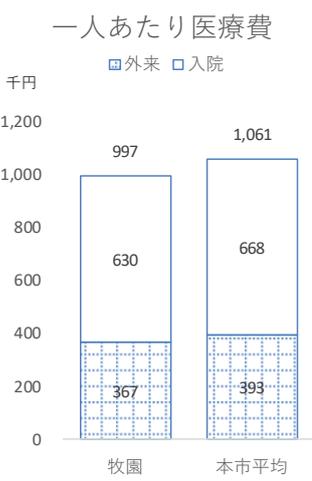
国民健康保険



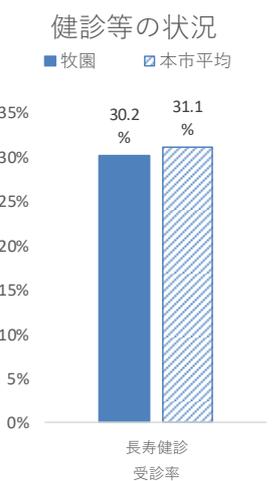
特定健診・特定保健指導



後期高齢者医療



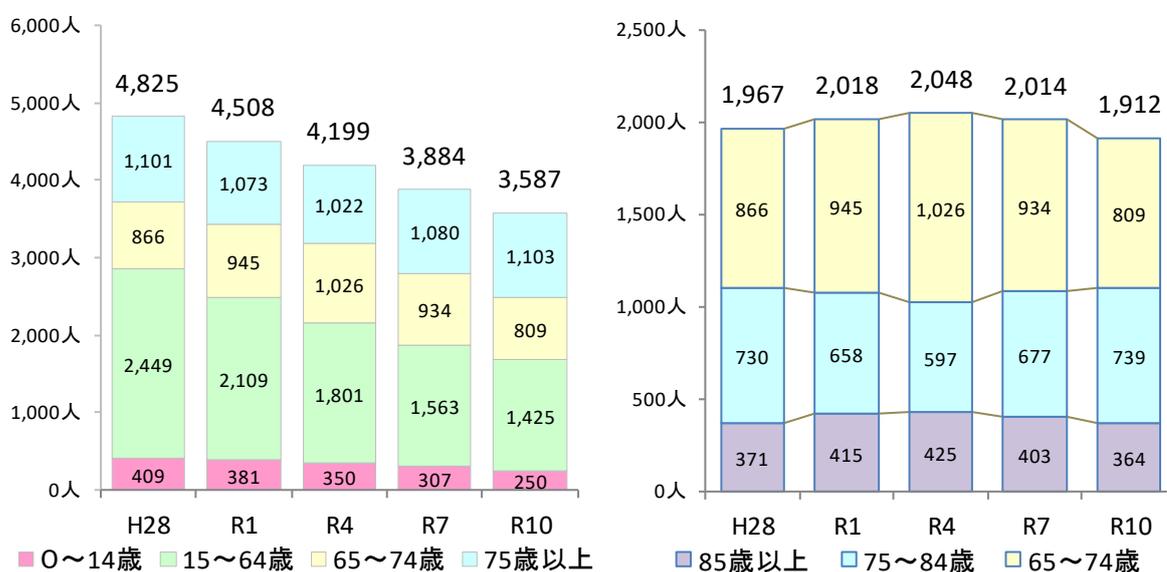
長寿健診



(7) 霧島圏域

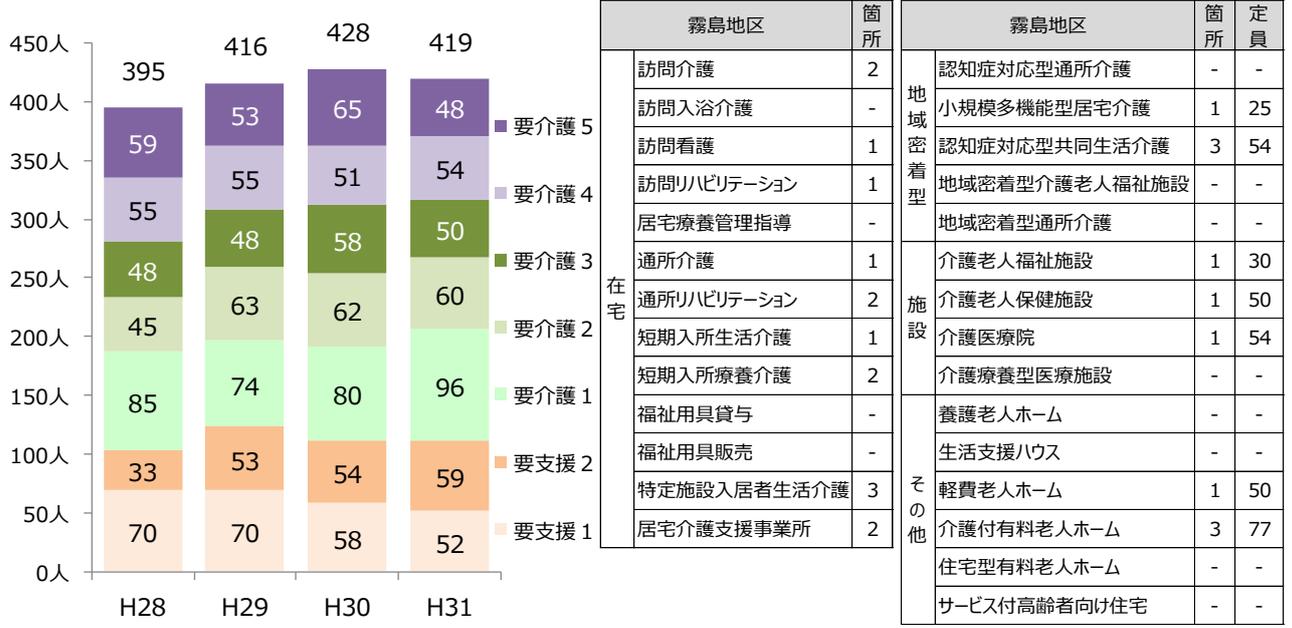
自治公民館単位の地域活動が多い圏域です。地域のひろばや見守り隊、介護保険ボランティアポイント制度等、市の事業の活用は多くありませんが、公民館活動を中心に老人クラブやボランティア活動等も行われており、こういった取り組みの積み重ねから顔の見える関係がおおむね構築できている地区が多い圏域です。

総人口は減少、高齢者、認定者数は増加から横ばいとなっています。
令和7年には、65歳以上が1.00倍、85歳以上は0.97倍になります。

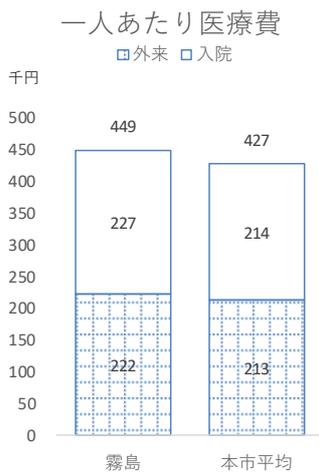


霧島地区		令和1年 (2020年)	傾向	増減率	令和7年 (2025年)
65歳以上	人口	2,018人	→	1.00倍	2,014人
	割合	44.8%	↗		51.9%
85歳以上	人口	415人	↘	0.97倍	403人
	割合	23.8%	↗		27.8%
70歳以下	人口	3,124人	↘	0.67倍	2,104人
	割合	69.3%	↘		58.7%

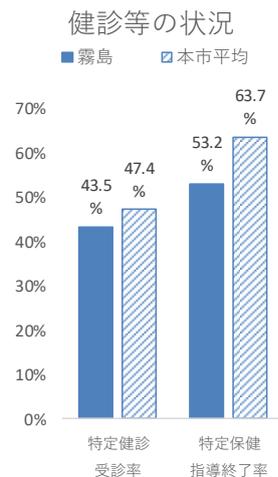
認定者数は増加となっていましたが、直近は減少しています。
 本市平均と比較して、国保医療費は22千円高く、特定健診受診率は3.9ポイント低く、特保終了率は10.5ポイント低くなっています。また、後期高齢医療費は38千円低く、長寿健診受診率は2.9ポイント高くなっています。



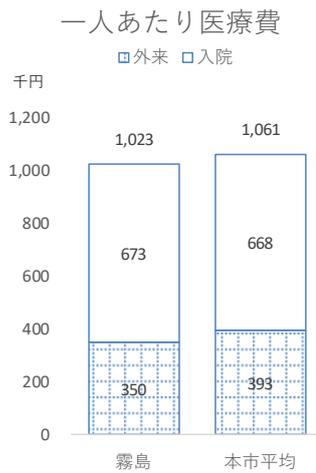
国民健康保険



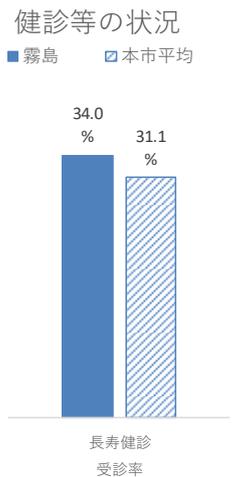
特定健診・特定保健指導



後期高齢者医療



長寿健診

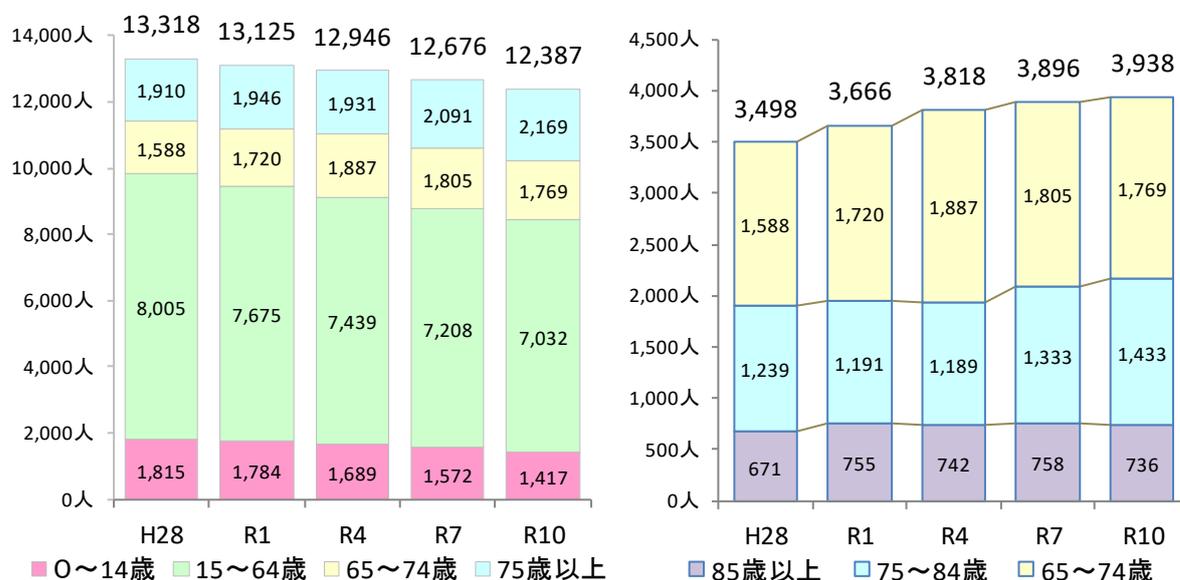


(8) 隼人北圏域

自治公民館単位の地域活動が活発な圏域で、地域のひろばや見守り隊、介護保険ボランティアポイント制度等、市の事業を有効活用する自治公民館・自治会が多いのが特徴です。また、圏域内の地区自治公民館の連携がよく図れており、情報交換を行う等、地域間のつながりが強いことも特徴の一つです。

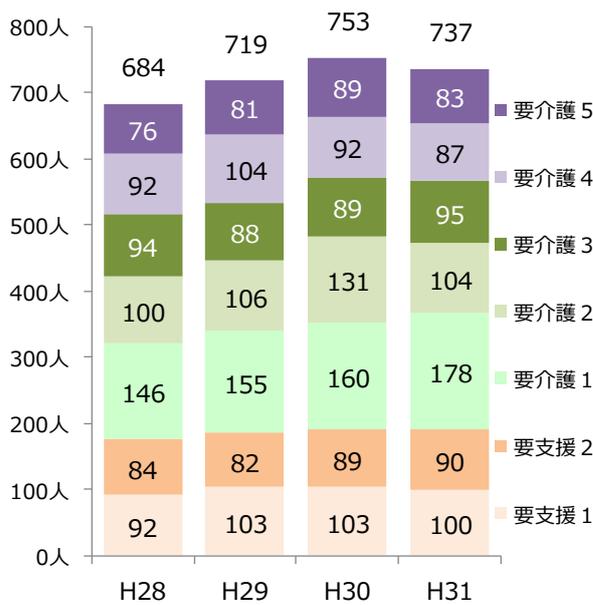
総人口は減少、高齢者人口は増加、認定者数は増加から横ばいとなっています。

令和7年には、65歳以上が1.06倍、85歳以上は1.00倍になります。



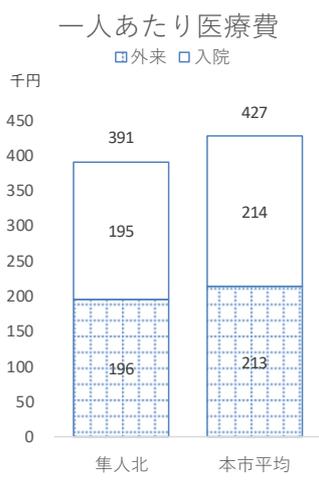
隼人北地区		令和1年 (2020年)			令和7年 (2025年)	
		人口	傾向	増減率	人口	割合
65歳以上	人口	3,666人	↗	1.06倍	3,896人	
	割合	27.9%	↗		30.7%	
85歳以上	人口	755人	→	1.00倍	758人	
	割合	14.8%	↗		16.5%	
70歳以下	人口	10,573人	↘	0.90倍	9,492人	
	割合	80.6%	↘		76.6%	

認定者数は増加となっていましたが、直近は減少しています。
 本市平均と比較して、国保医療費は36千円低く、特定健診受診率は1.0ポイント高く、特保終了率は2.3ポイント低くなっています。また、後期高齢医療費は56千円低く、長寿健診受診率は4.0ポイント高くなっています。

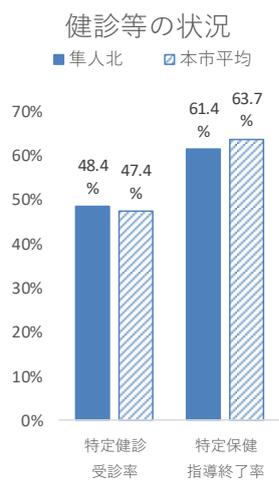


隼人北地区		箇所	隼人北地区		箇所	定員	
在宅	訪問介護	5	地域密着型	認知症対応型通所介護	-	-	
	訪問入浴介護	1		小規模多機能型居宅介護	1	25	
	訪問看護	3		認知症対応型共同生活介護	3	63	
	訪問リハビリテーション	3		地域密着型介護老人福祉施設	1	29	
	居宅療養管理指導	7		地域密着型通所介護	4	63	
	通所介護	4		施設	介護老人福祉施設	1	50
	通所リハビリテーション	4			介護老人保健施設	1	80
	短期入所生活介護	2			介護医療院	-	-
	短期入所療養介護	2			介護療養型医療施設	-	-
	その他	福祉用具貸与		-	その他	養護老人ホーム	1
福祉用具販売		-	生活支援ハウス	-		-	
特定施設入居者生活介護		1	軽費老人ホーム	1		30	
居宅介護支援事業所		7	介護付有料老人ホーム	1		48	
			住宅型有料老人ホーム	7		139	
			サービス付高齢者向け住宅	3	32		

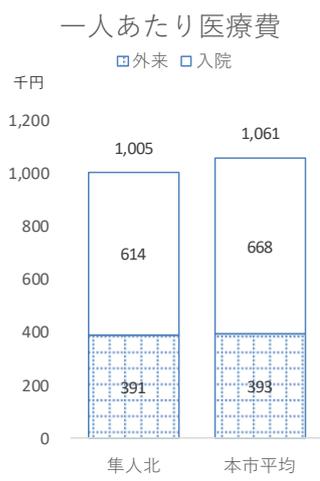
国民健康保険



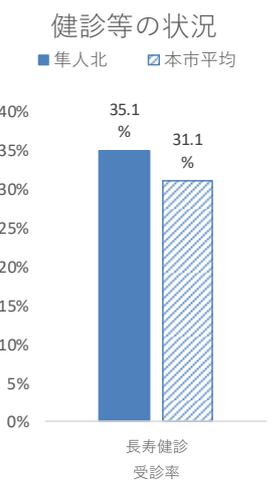
特定健診・特定保健指導



後期高齢者医療



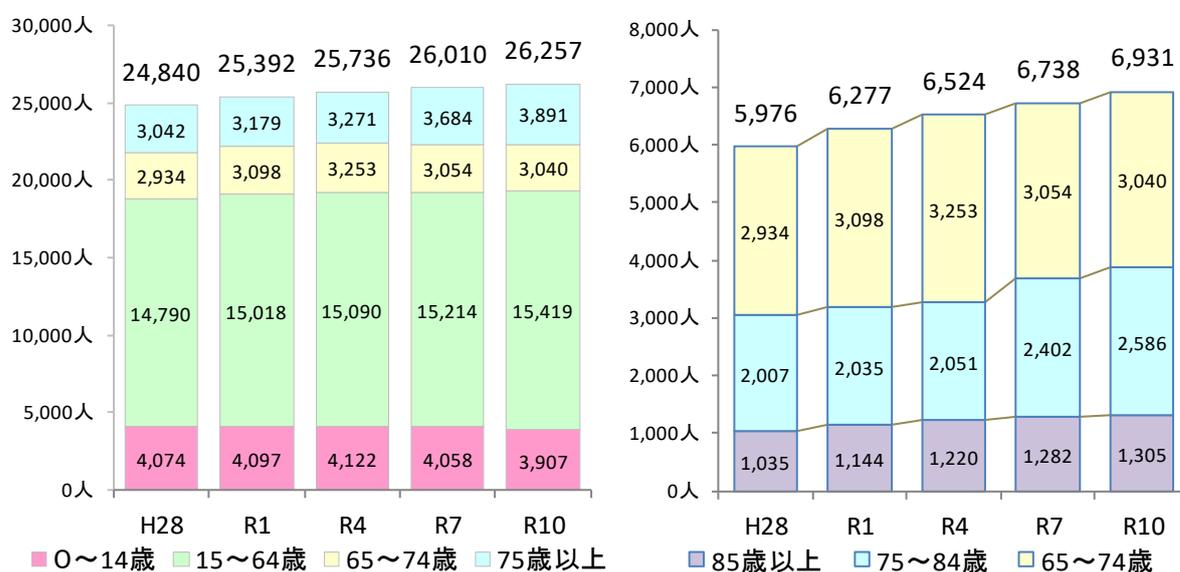
長寿健診



(9) 隼人南圏域

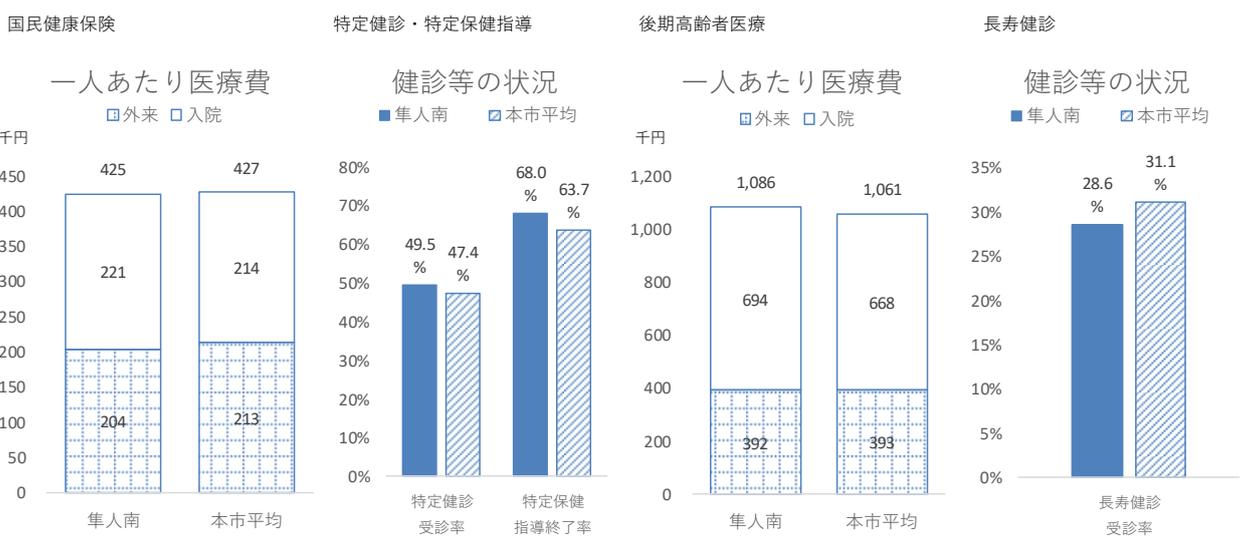
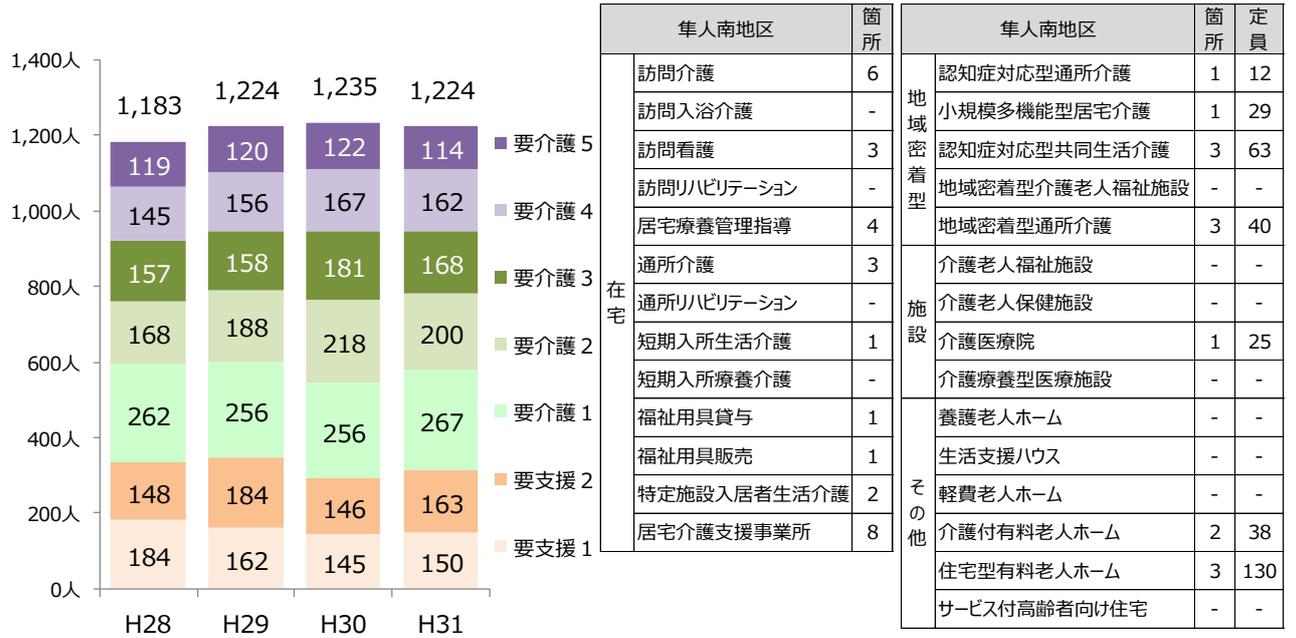
最も人口の多い圏域で、自治公民館あたりの人口も多いため、自治公民館内を小地域に分けて活動している地区もあります。老人クラブの活動も盛んな地域で、独居高齢者の見守りやスクールガード等が行われています。高齢者や子供との世代間交流が多いのもこの圏域の特徴の一つです。

総人口、高齢者人口は増加、認定者数は増加から横ばいとなっています。
令和7年には、65歳以上が1.07倍、85歳以上は1.12倍になります。



隼人南地区		令和1年 (2020年)	傾向	増減率	令和7年 (2025年)
65歳以上	人口	6,277人	↗	1.07倍	6,738人
	割合	24.7%	↗		25.9%
85歳以上	人口	1,144人	↗	1.12倍	1,282人
	割合	12.5%	↗		14.2%
70歳以下	人口	21,113人	→	1.00倍	21,204人
	割合	83.1%	↘		80.8%

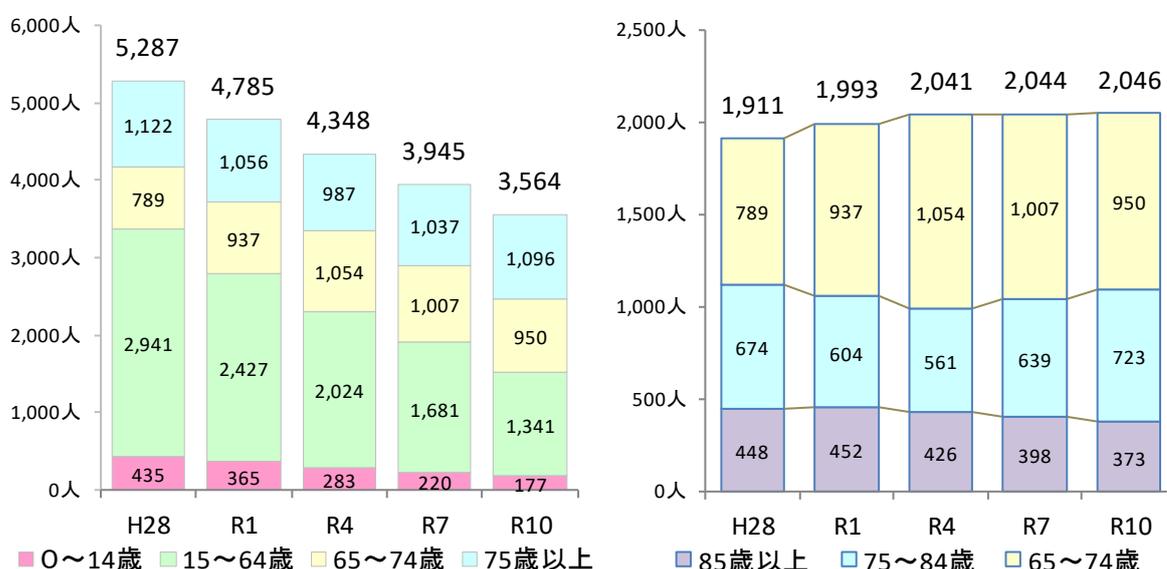
認定者数は増加となっていましたが、直近は減少しています。
 本市平均と比較して、国保医療費は2千円低く、特定健診受診率は2.1ポイント高く、特保終了率は4.3ポイント高くなっています。また、後期高齢医療費は25千円高く、長寿健診受診率は2.5ポイント低くなっています。



(10) 福山圏域

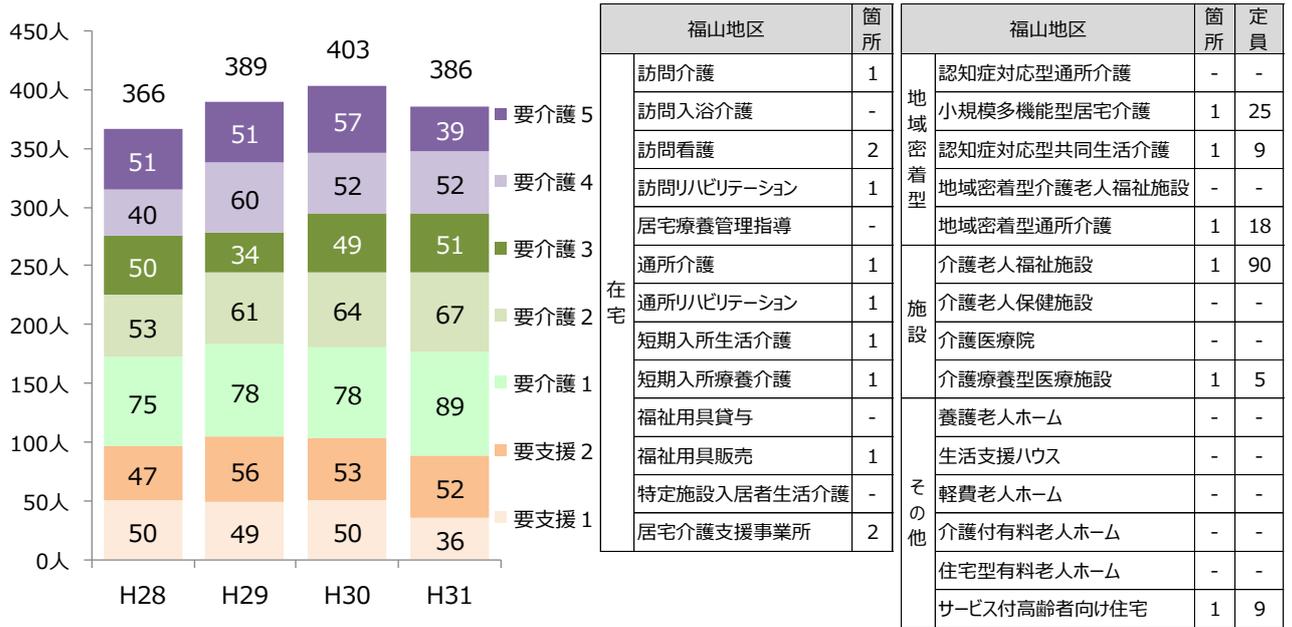
自治会加入率が高く、お互いの顔の見える関係がおおむね構築されている圏域です。人口の減少や高齢者の増加等に伴う課題もありますが、地域活動を楽しく行う慣習があり、地域のひろばや見守り隊、介護保険ボランティアポイント制度等、市の事業を活用しなくても、自主的に地域活動に参加する住民が多いという特徴があります。

総人口は減少、高齢者人口、認定者数は増加から横ばいとなっています。令和7年には、65歳以上が1.03倍、85歳以上は0.88倍になります。

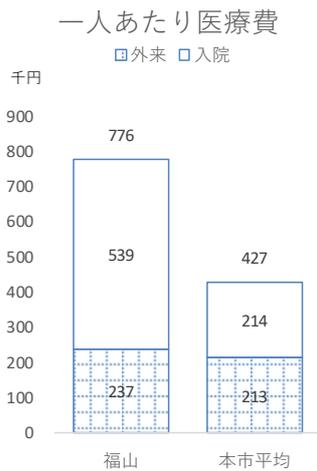


福山地区		令和1年 (2020年)	傾向	増減率	令和7年 (2025年)
65歳以上	人口	1,993人	↗	1.03倍	2,044人
	割合	41.7%	↗		51.8%
85歳以上	人口	452人	↘	0.88倍	398人
	割合	22.1%	↗		26.3%
70歳以下	人口	3,454人	↘	0.60倍	2,060人
	割合	72.2%	↘		57.8%

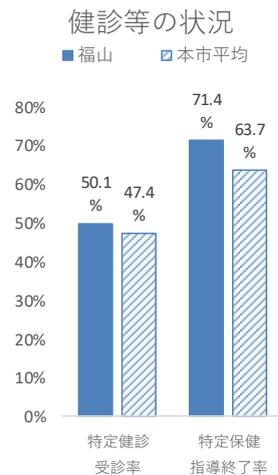
認定者数は増加となっていましたが、直近は減少しています。
 本市平均と比較して、国保医療費は 349 千円高く、特定健診受診率は 2.7 ポイント高く、特保終了率は 7.7 ポイント高くなっています。また、後期高齢医療費は 253 千円高く、長寿健診受診率は 0.3 ポイント高くなっています。



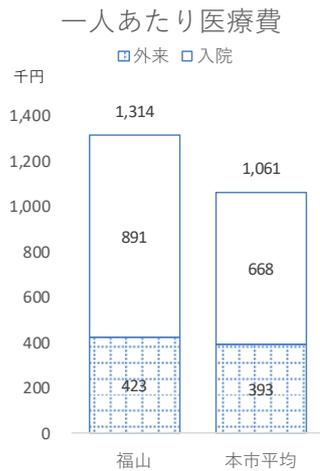
国民健康保険



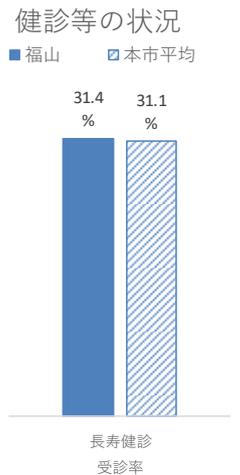
特定健診・特定保健指導



後期高齢者医療



長寿健診



第4章 将来の“きりしま”の姿

第1節 2025年の“きりしま”の姿

1 2025年へ向けて

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、高齢者一人ひとりが、認知症や要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を保ち、自分自身の『望む暮らし』を人生の最期までおくれるよう、地域包括ケアシステムの構築を行う必要があります。

そのため、第6期以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」として位置づけられ、2025年を見据えて、地域包括ケアシステムの構築を段階的に進めるような事業計画の作成を行うこととなりました。

2 霧島市の地域包括ケアシステムの将来像

「地域包括ケア計画」の最初の計画である、第6期介護保険事業計画の策定に当たって、霧島市の地域包括ケアシステムの姿として、次の4つの将来像をイメージしました。

この4つの将来像を2025年までの「地域包括ケア計画」における共通イメージとして、その実現に向けた霧島市独自の取り組みとして、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーを育成してきました。

将来像1 つながろう、つなげよう、元気・安心・

生きがいのもてるまち きりしま

かつては、近隣や地域とのつながりによって、助け合って暮らしてきましたが、住民の意識の変化で、孤独、孤立化が、社会的問題となっています。

しかしながら、本人のこれまでの暮らし、人、文化、歴史、場所、世代間交流など様々なつながりを大切にすることで、安心できる暮らしが実現できます。

自治会活動や地区自治公民館活動などの地域活動を尊重し、さらにそれらの活動を発展・活性化させながら、身近な地域の世話焼きさんを発掘・養成し、地域の実情に合わせた活動を推進することで、誰もが、いつまでも健康でそれぞれの役割を持ちながら、元気に安心して生きがいをもって暮らせるまちを目指します。

将来像 2 あなたも私もこれまで綴ってきた物語をともに描き続けられるまち きりしま

本人だけでなく、地域住民、保健、医療、福祉の関係者等も含めた、このまちに住む誰もが『パートナー』として、「これまでの暮らし」をともに振り返り、「現在の暮らし」をともに支え合い、そして「これからの暮らし」をともに描いていくことにより、本人が主人公として、自分らしく暮らし続けることのできるまちを目指します。

将来像 3 誰もが自分の夢を描き、最高の人生を歩み続けることができるまち きりしま

認知症や要介護状態となっても、「自分らしさ」を尊重し、住み慣れた家や地域で暮らし続けることができるよう「人生の歩み」を「私のアルバム」等書きしるし、過去、現在だけでなく、その未来を描きながら、本人が培ってきた関係力や地域資源を活かし、最期まで自分らしく歩み続けることができるまちを目指します。

将来像 4 人と人の輪の中でともに支え合い私らしく活躍できるまち きりしま

『暮らし』とは、単に生活行為や場所を指すのではなく、人と人の輪の中で暮らすこと、その中で自分らしく活躍できる機会を持ち、ともに地域をつくる支えあいの一員として暮らし続けることです。

人と人の輪の中でともに支えあい、自分らしく地域の一員として活躍できるまちを目指します。

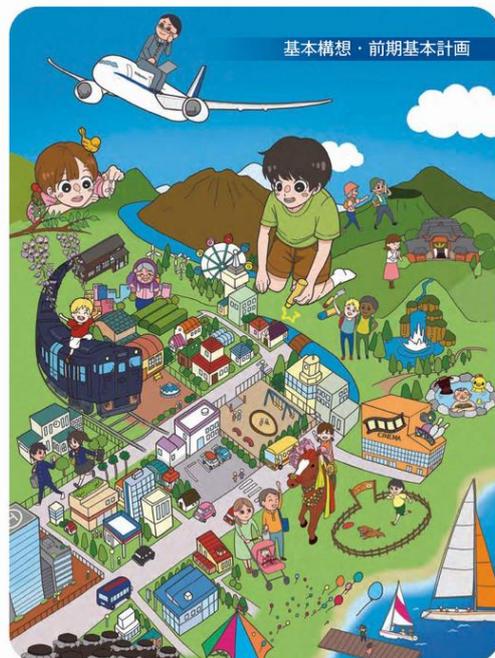
3 「誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり」を目指して

(1) 霧島市第二次総合計画

霧島市がまちづくりを行うにあたって、その根幹となる計画に、霧島市第二次総合計画があります。

総合計画とは、その計画期間である 2018(平成 30)年から 2027 年の 10 年間の、霧島市の将来を長期的に展望し、まちづくりの基本理念と市の将来像を示すとともに、これを実現するための基本方針を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営の指針となるもので、この霧島市すこやか支えあいプランも、この総合計画を上位計画としています。

第二次霧島市総合計画



(2) 基本理念

霧島市すこやか支えあいプランの基本理念は、第二次霧島市総合計画において示された、2027 年の霧島市の将来像、「人にやさしく 人をはぐくむ 一人ひとりが輝きにぎわう 多機能都市」を実現するために取り組むべき 6 つの政策のひとつである、と定めます。

「誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり」

(3) 第二次霧島市総合計画と一体となった施策・基本事業の展開
 基本理念に基づき、霧島市において展開する施策は次の5つです。

- 3-1 健康づくりの推進と医療体制の充実
- 3-2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実
- 3-3 住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアの推進
- 3-4 共生社会実現に向けた障がい者(児)の支援
- 3-5 社会保障制度の円滑な運営

このうち、本計画が直接取り扱う範囲としては以下の5つの基本事業が該当します。

- 基本事業1 介護予防の推進と高齢者の生きがいづくりの充実**
 (3-3 住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアの推進)
- 基本事業2 高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実**
 (3-3 住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアの推進)
- 基本事業3 高齢者の居住の安定の確保**
 (3-3 住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアの推進)
- 基本事業4 住民参加と互いに支えあう地域福祉の推進**
 (3-3 住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアの推進)
- 基本事業5 介護保険制度の円滑な運営**
 (3-5 社会保障制度の円滑な運営)

第2節 2040年の“きりしま”の姿

1 2040年の姿の推計方法

2040年の姿を推計するにあたり、12ページの総人口の推移の推計(H27～R7まで)に加え、以下2つのデータを基に推計を行っています。

一つ目は、平成27年の国勢調査結果を基にし、平成30年にまとめられた国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(R12～R22)であり、日本全体だけでなく市町村別の将来推計人口となります。

二つ目は、直近の性別・5歳階級別高齢者人口と性別・5歳階級別認定者数を基に、各年齢群の認定率を算出しました。

以上のデータを基に、年齢階級別認定率が将来にわたって変化しないと仮定したうえで、2040年の人口(性別・5歳階級別高齢者人口)に認定率を掛けることで、認定者数を算出しています。

2 2040年のきりしま市の人口・認定者数と基本的な方向性

本市のふるさと創生人口ビジョンでは、2040年の人口をさまざまな対策を講じたうえで125,348人(目標人口)と推計していますが、本計画では国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に分析しました。

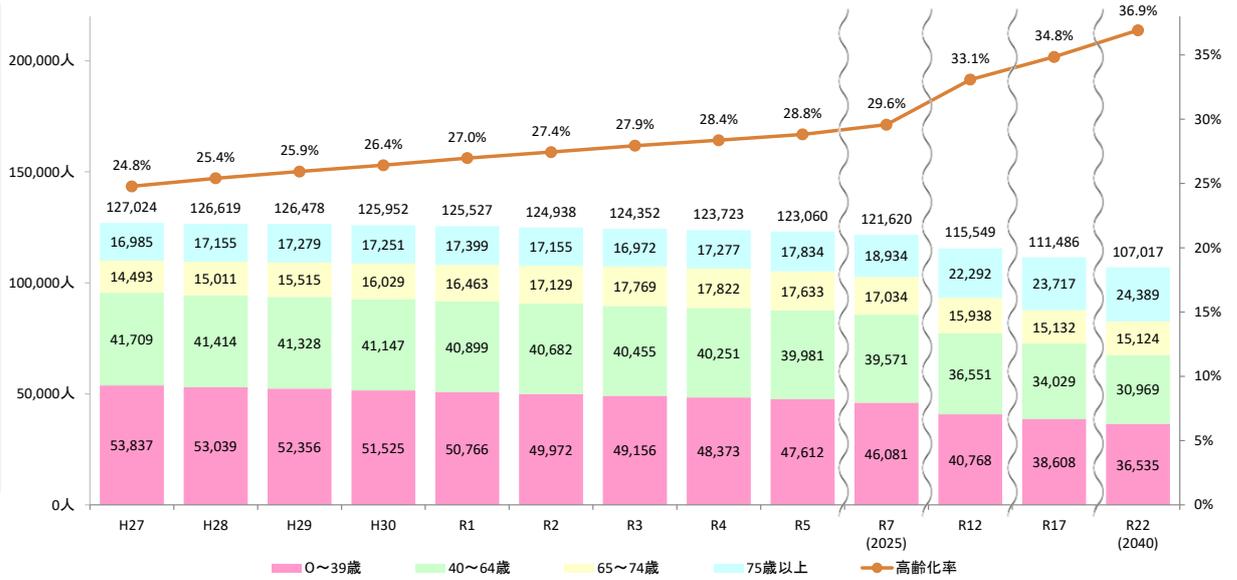
2040年には人口107,017人、うち高齢者人口39,513人、年少人口と生産年齢人口は67,504人、となっており、現在と比較して、高齢者人口は5,229人の増加(1.15倍)、年少人口と生産年齢人口は23,150人の減少(0.75倍)となります。

認定者は、2040年に9,273人(推計値)となり、現在と比較して2,911人の増加(1.46倍)となります。つまり、いまより2,911人増加(1.46倍)した認定者を、23,150人減少(0.75倍)した年少人口と生産年齢人口で支えることが求められます。

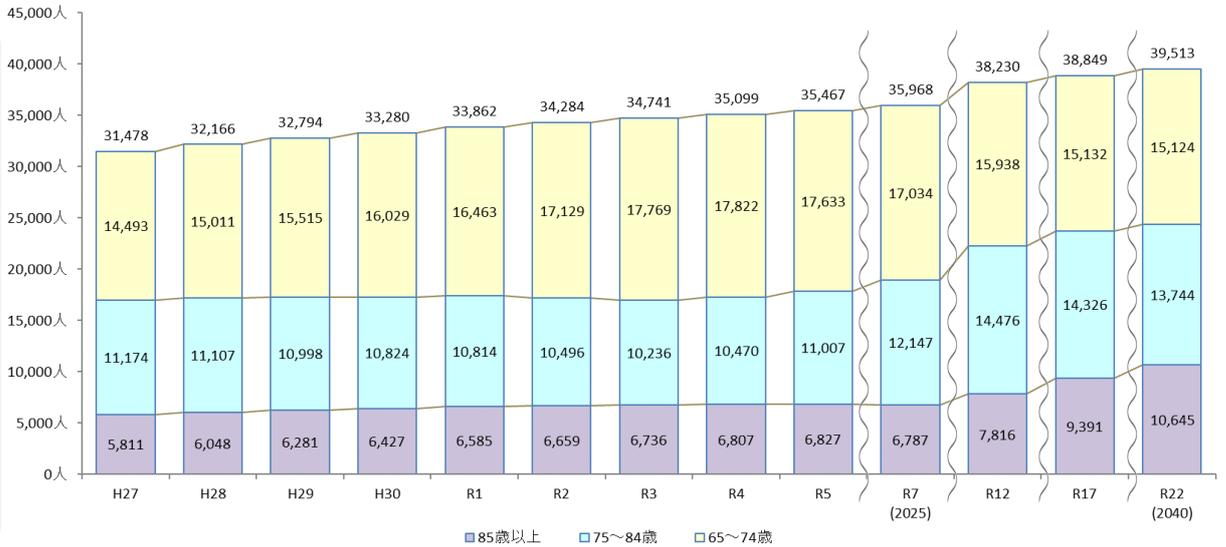
そのため、この予測の基礎となっている、「直近の年齢階級別認定率」が少しずつ下がることにつながるような介護予防事業の強化拡充、仮に介護が必要になったとしても、医療・介護等の専門職と、地域の担い手が連携して対応できる「チームケア」、さらには、生活支援体制整備事業等のさらなる推進による、新たな支える形の創出など、現在の施策をより充実させることが求められます。

20年後の2040年の姿を、関係機関等で共通認識を持ち、現在実施している各種事業を、進化を積み重ねることができるよう、創意工夫を行ってまいります。

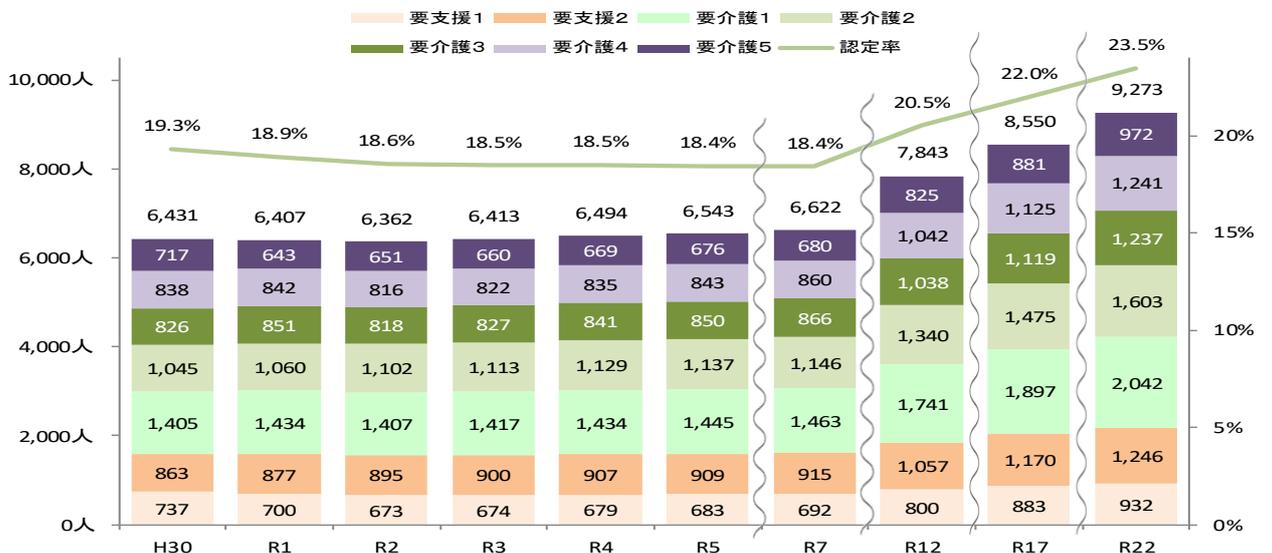
人口推計



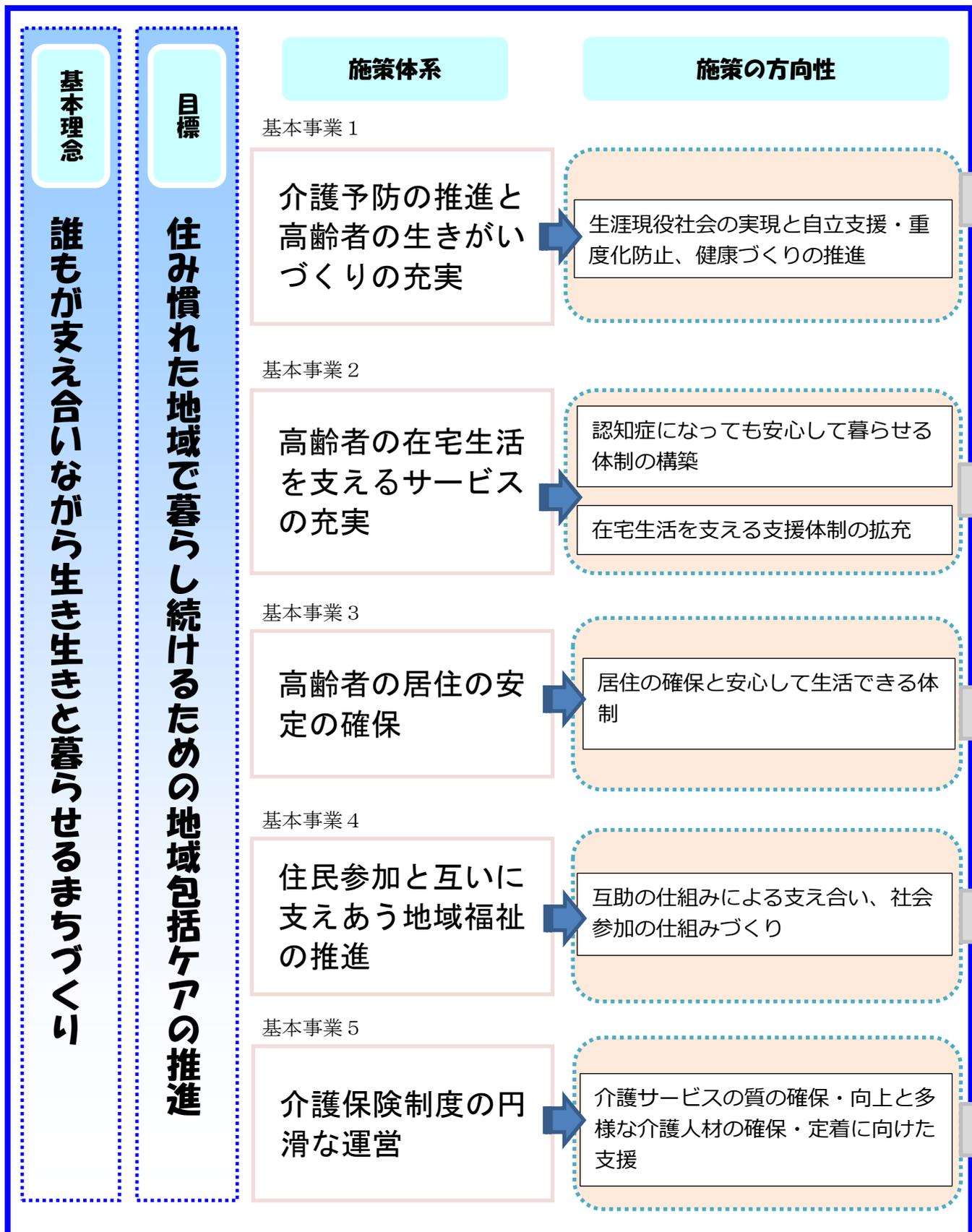
高齢者人口推計



認定者推計



3 基本理念・施策体系



施策の方向に対する取り組み

生涯現役社会の実現と自立支援・重度化防止、健康づくりの推進（P59～）

- 地域のひろば推進事業 ● 運動体操グループ（仮称）の設置
- 介護予防普及啓発事業 ● 地域リハビリテーション活動支援事業
- 一般介護予防事業評価事業
- 老人クラブ連合会運営支援事業 ● 長寿祝金支給事業 ● 市民農園支援・体験事業
- シルバー人材センター運営支援事業 ● 介護保険ボランティアポイント事業
- 高齢者グループポイント事業 ● 高齢者学級運営事業 ● 公民館定期講座開設事業
- きりしま地域人材バンク ● 社会福祉施設総務管理事務事業
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 ● 健康づくり事業
- 食生活改善推進員・健康運動推進委員の連絡会 ● いきいきチケット支給事業
- 健康福祉まつり開催事業

認知症になっても安心して暮らせる体制の構築（P77～）

- 認知症カフェ ● 私のアルバム等の活用・普及啓発
- 認知症高齢者早期発見促進事業 ● 認知症初期集中支援推進事業
- 若年性認知症の人への相談支援 ● 認知症サポーター養成
- 認知症高齢者等見守りネットワーク事業 ● 霧島市認知症専門部会の開催
- 認知症ケアパス

在宅生活を支える支援体制の拡充（P85～）

- 地域ケア会議推進事業 ● 第1号訪問事業 ● 第1号通所事業
- 霧島市地域包括支援センター運営事業 ● 総合相談支援業務 ● 権利擁護業務
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ● 介護予防ケアマネジメント業務
- 在宅医療・介護連携推進事業 ● 入退院支援コーディネーター
- 消費生活相談事業 ● まちかど介護相談所・まちかど丸ごと相談所設置事業
- 家族介護者交流会事業 ● こども・くらし相談センター ● 成年後見利用支援事業
- 家族介護用品支給事業 ● 高齢者福祉手当事業
- 食の自立支援事業（配食サービス） ● 救急時情報提供書の活用

居住の確保と安心して生活できる体制（P98～）

- 老人福祉施設入所等事務 ● 生活支援ハウス運営事業
- 横川長安寮老人ホーム運営事業 ● 高齢者住宅等安心確保事業（シルバーハウジング）
- 市営住宅改善事業・市営住宅等立替え事業
- コミュニティバス等運行事業 ● 高齢者運転免許証自主返納支援事業
- 家庭内事故等対応体制整備事業 ● 自主防災組織 ● 緊急アプリやネット119の活用

互助の仕組みによる支え合い、社会参加の仕組みづくり（P105～）

- 生活支援体制整備事業 ● 地域包括ケア・ライフサポートワーカー設置事業
- 地域まちづくり支援事業 ● 就労支援コーディネーター
- 霧島市社会福祉協議会運営支援事業 ● 高齢者見守り支援事業
- 身寄り問題検討委員会 ● 地域自殺対策緊急強化事業 ● 民生委員活動支援事業

介護サービスの質の確保・向上と多様な介護人材の確保・定着に向けた支援（P112～）

- 災害対策 ● 感染症対策
- 実施指導・集団指導
- 要介護認定の適正化 ● ケアプランの点検 ● 縦覧点検・医療情報との突合
- 住宅改修・福祉用具点検
- ICT活用による働き方改革の推進 ● 介護人材の発掘 ● 介護職のブランディング戦略
- 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業
- リハビリテーションサービス提供体制

※ は他課等関連事業

各論

第1章 介護予防の推進と高齢者の生きがいくりの充実

第1節 生涯現役社会の実現と自立支援・重度化防止、健康づくりの推進

① これまでの取り組みと現状

本市では、介護認定を受けない元気高齢者を増やすための介護予防への取り組みが、介護保険料を財源の一部として「地域支援事業」という位置づけで、2006(平成18)年度から開始されました。地域のひろば推進事業や、介護保険ボランティアポイント事業、介護予防普及啓発事業、地域リハビリテーション活動支援事業など様々な介護予防事業を展開してきました。

また、介護予防・日常生活支援総合事業が平成29年度から開始されたことから、要支援者の一部は介護認定を待たずともサービス利用ができる仕組みの一つとして、通所型サービスC事業の拡充に取り組んできました。

② 課題

- 住民主体の通いの場の拡充・発展
- 専門職の視点を入れた介護予防事業の実施
- 元気高齢者がサービスの担い手となり、社会参加ができる環境整備
- 介護予防事業の再構築及び一般介護予防事業評価事業への取り組みの充実

③ 基本事業の方向性

地域の身近な場所で行う介護予防等の取り組みとして「地域のひろば」の実施箇所を今後も拡充し、体操や運動に特化した「運動体操グループ(仮称)」を新規に取り組み、通所型サービスC事業や通所介護等を終了した方等の受け皿としても活用していきたいと考えます。

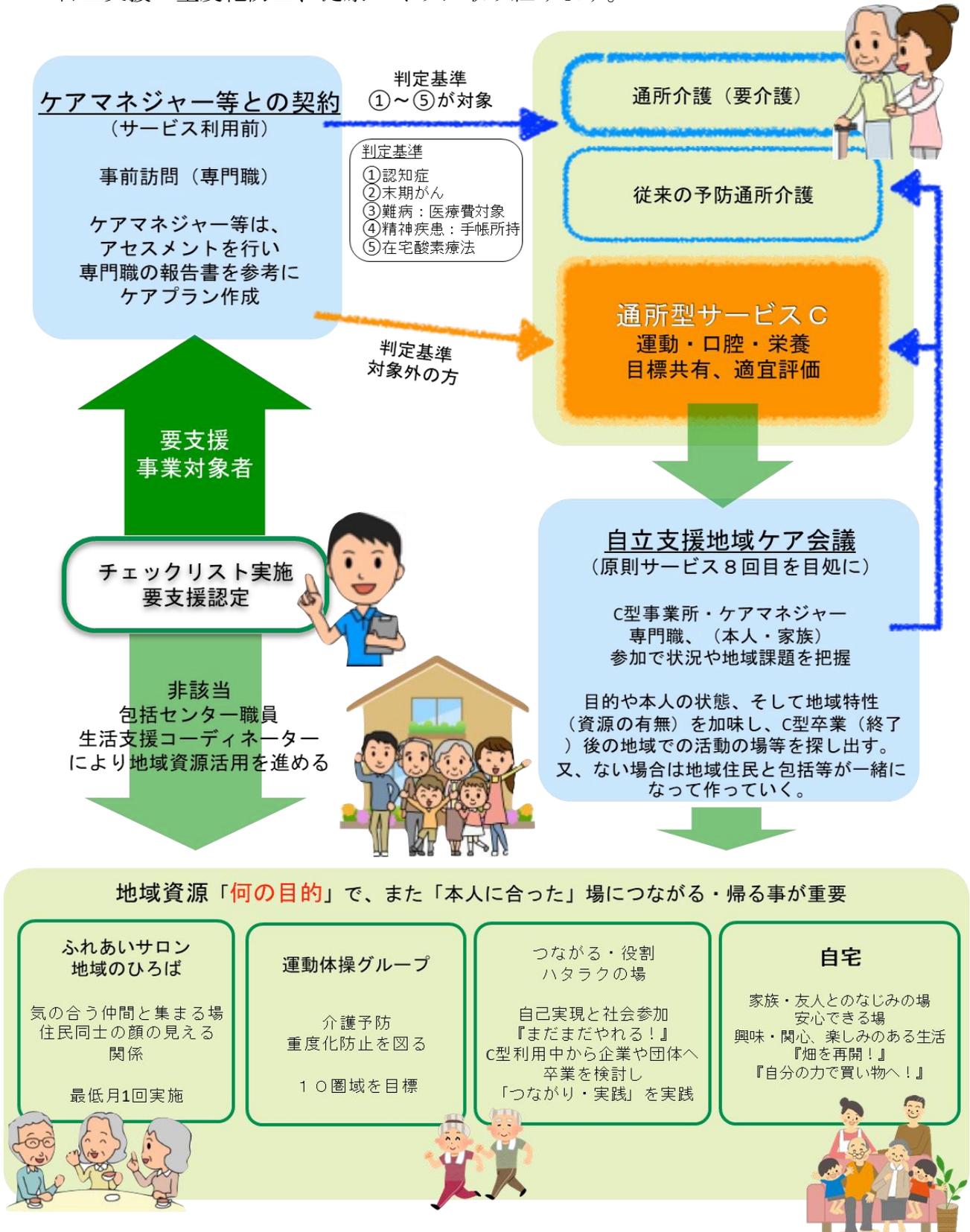
そのためには、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリ専門職の関与が必須であり、引き続き、霧島どんサポートの会等との連携を図ってまいります。

介護予防の推進に向けて、庁内各課、関係機関等と連携及び目標の共有を図り、次ページに示す介護予防のしくみ「きりしまスタイル」の実現に向けて取り組みます。

1 本市が目指す介護予防のしくみ

(1) 本市の介護予防のしくみ「きりしまスタイル」

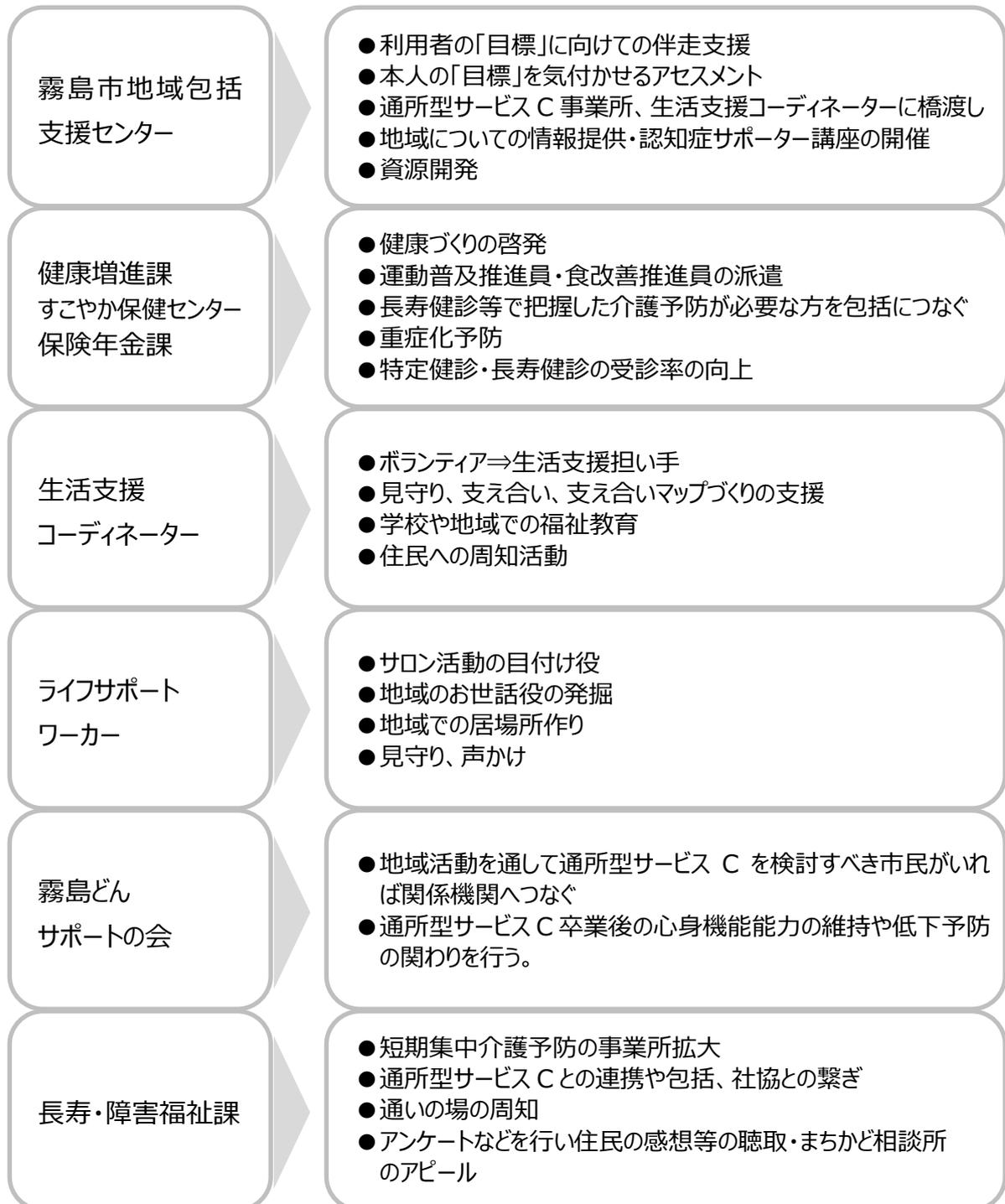
各種事業が連動し、各関係機関等が連携する介護予防のしくみの実現を目指し、市民の自立支援・重度化防止、健康づくりに取り組みます。



(2) 「きりしまスタイル」の実現に向けた各団体の役割

各関係機関等が連携し、それぞれの特徴を活かすとともに、本市の多様な社会資源を活用することで「きりしまスタイル」の実現を目指します。

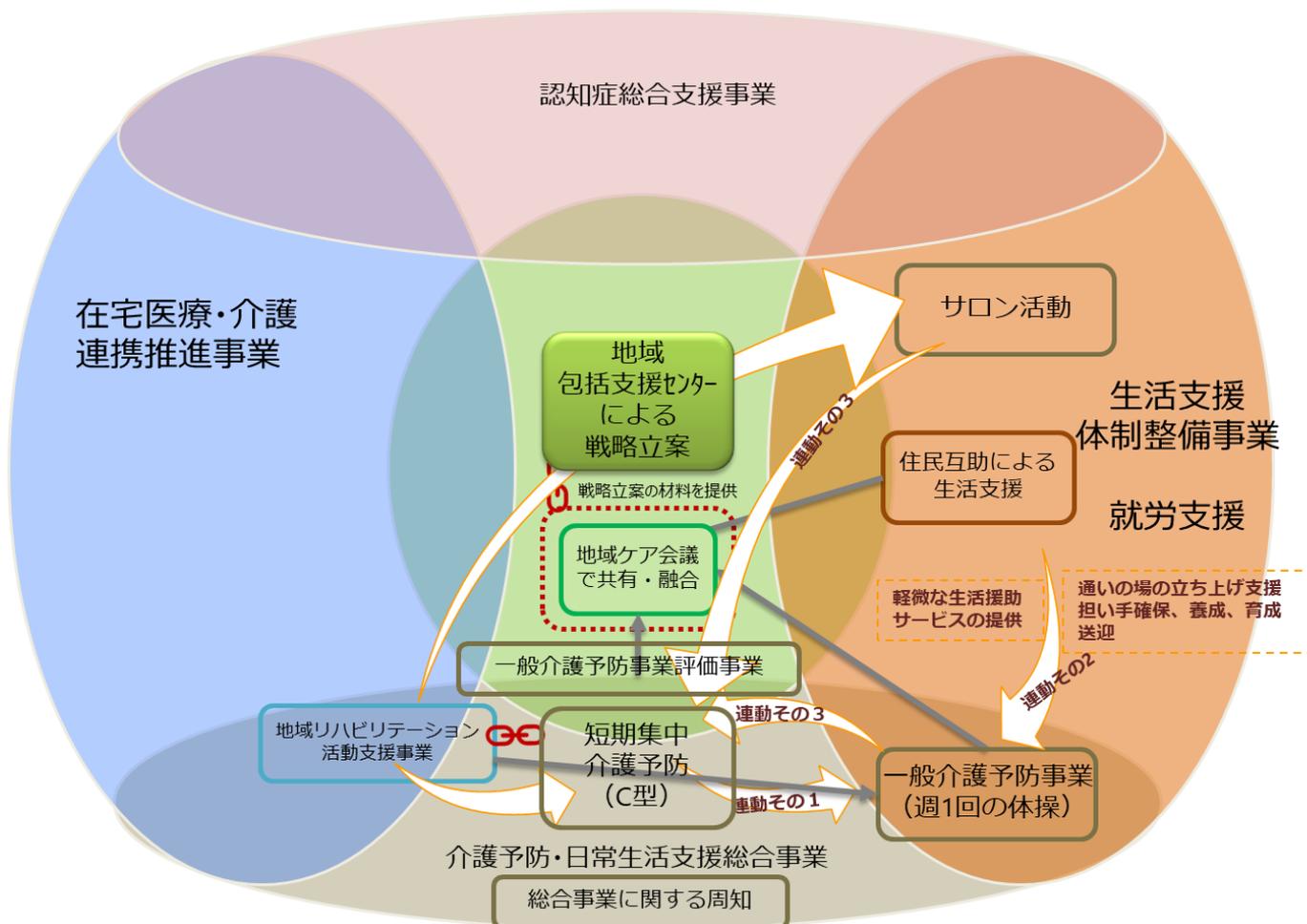
「きりしまスタイル」の実現を目指す中で、各関係機関等の役割は以下の通りです。



各団体の役割（令和2年10月8日に実施した計画策定ワーキング意見の抜粋）

2 介護予防の推進

本市では、介護予防事業を推進することで、新規認定者の減少、自立支援の促進を目指します。そのためには、下記のような各種事業が連動し、令和2年度から拡充した通所型サービスC事業を起点とした「介護予防事業から地域活動への新たな流れ」が生まれるような事業展開を図ります。



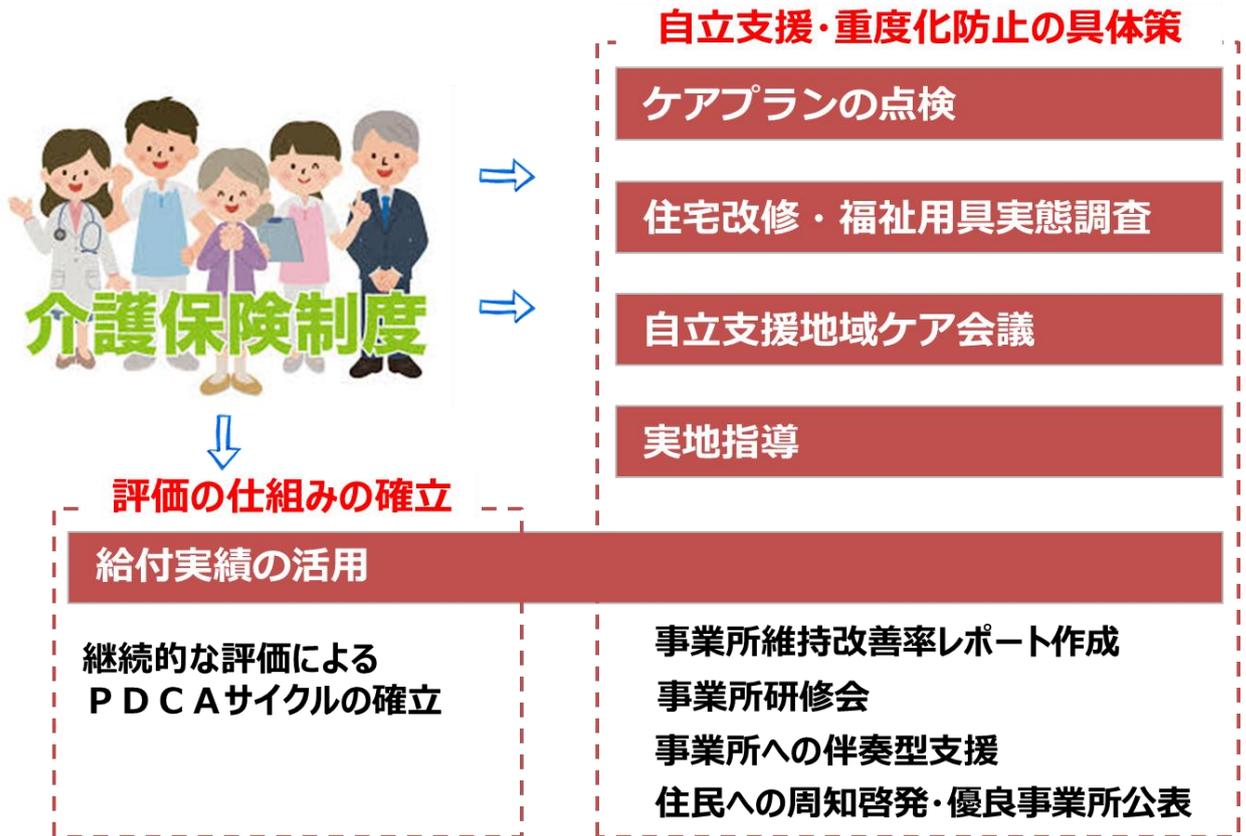
資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「地域支援事業における連動性の確保に関する調査研究」報告書概要版を基に加工

本目標のKPI

	平成30年実績	令和5年目標
新規認定者のうち、自立レベルの高い認定者割合の減少	21.3% (H28-30 累計)	17.5% (R2-4 累計)
通所型サービスCから地域活動につながった人数	-	80人
自立レベルの高い方が介護認定を受けずとも利用できる総合事業対象者として、通所型サービスCの利用などにより、早期に生活機能の回復を図り、地域活動などに参加し、生活を維持することができる。		

3 自立支援・重度化防止、適正化事業の推進

令和元年度に行った介護給付分析によると、要支援1の方の34.6%、要介護1の方の28.1%が1年後に介護度が重度化していたことから、自立支援・重度化防止の推進と介護給付費等費用適正化事業の推進により、認定を受けている方が現在の心身機能を維持・改善し、自立した生活を続けることができる支援体制を図ります。



本目標の KPI

	平成 30 年実績	令和 5 年目標
要支援1の方の重度化率の減少	34.6%	30.0%以下
要介護1の方の重度化率の減少	28.1%	25.0%以下
自立支援地域ケア会議やケアプラン点検などにより、セルフケアやインフォーマルサービスの活用、さらには、一般介護予防事業や生活支援体制整備事業において拡充される「地域のひろば」等への参加により、重度化への移行を予防する。		

4 自立支援に向けた介護予防事業の推進

(1) 地域のひろば推進事業

事業概要	<p>地域住民に対して、通いの場を提供し、地域の人々とのふれあいを基として社会的孤立を防止し、生きがいきり、閉じこもり予防、認知症予防、心身機能の向上等の介護予防を推進しています。地域が企画運営を自ら行なう自主運営型と霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーが自主運営に向けてのサポートを行う委託型があります。</p> <p>通いの場を互助の活動に広げていくために、生活支援コーディネーターを中心に、実施地区の事例の広報を行いながら、地域のボランティアリーダー人材の発掘・養成を行っていきます。</p> <p>また、生活習慣病等の重症化予防等の目的で、参加者に対し問診やフレイル予防の講話等を行います。</p>		
事業区分	地域支援事業 総合事業 一般介護予防事業 地域介護予防活動支援事業		
対象者	地縁団体（地区自治公民館、自治会）	開始年度	2017(平成29)年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー、健康運動普及推進員、食生活改善推進員、ボランティアポイント登録者、霧島どんサポートの会等		
事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）	
実施箇所数	79箇所	130箇所	

(2) 運動体操グループ（仮称）の設置（新規）

事業概要	<p>通所型サービスCや通所介護等を終了した方の受け皿として、体操・運動に特化した教室を各圏域で実施します。</p> <p>参加者へは体力テストや問診を行うことで身体能力の評価を実施し、参加することで心身機能を維持・向上ができる機会とするとともに、自宅でできるセルフケアの習得や地域活動等への参加を促し、元気高齢者を支援します。</p>		
事業区分	地域支援事業 総合事業 一般介護予防事業 地域介護予防活動支援事業		
対象者	高齢者	開始年度	※新規事業
事業関係者	霧島市地域包括支援センター、霧島どんサポートの会		
事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）	
通所型サービスC事業から地域活動につながった人数	—	80人	

(3) 介護予防普及啓発事業

事業概要	高齢者がいくつになってもいきいきとした生活を送ることができるよう、介護予防の取り組みを積極的に行うため、地域のひろばや老人クラブ等の通いの場に栄養や運動、口腔ケアなどに関する知識の普及のための出前講座を行っており、霧島市地域包括支援センター職員その他の専門職を派遣しています。今後も、地域における健康づくり活動の支援を行っていきます。		
事業区分	地域支援事業 総合事業 一般介護予防事業 介護予防普及啓発事業		
対象者	地縁団体等	開始年度	※新規事業
事業関係者	霧島市地域包括支援センター、霧島どんサポートの会、始良地区薬剤師会 在宅歯科衛生士、在宅管理栄養士等		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	通いの場派遣回数	108回	200回
	参加人数	1,968人	2,500人

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与が重要となることから、地域のひろばや老人クラブ等の通いの場への派遣、居宅訪問でのケアマネジメント支援、事業所支援等を行います。 また、住宅改修訪問点検、福祉用具の選定アドバイス、通所事業所への指導・助言等の給付適正化への関与や、フレイル予防を目的とした「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に関与してもらい、効果的な仕組みづくりを進めていきます。		
事業区分	地域支援事業 総合事業 一般介護予防事業 地域リハビリテーション活動支援事業		
対象者	市民、地縁団体、通所介護事業所等	開始年度	2018(平成30)年度
事業関係者	霧島どんサポートの会（霧島市の理学療法士有志の会）等		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	リハビリ専門職派遣回数	18回	60回

(5) 一般介護予防事業評価事業

事業概要	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を行います。		
事業区分	地域支援事業 総合事業 一般介護予防事業 一般介護予防事業評価事業		
対象者	関係機関	開始年度	2019(令和元)年度
事業関係者	霧島市地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、霧島どんサポートの会、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー、健康増進課、すこやか保健センター		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	開催回数	1回	年2回

5 生きがいくりと社会参加の促進

(1) 老人クラブ連合会運営支援事業

事業概要	<p>老人クラブは、地域にお住まいの高齢者を対象として、社会参加・生きがいくり・仲間づくり・健康づくりなどの推進を図っており、高齢者が安心して暮らすために近所の方と支えあい、自ら集まりを行っているほか、健康活動や友愛活動、奉仕（ボランティア）活動を行っています。</p> <p>また、本市は、高齢者自身が主体性をもって社会参加する活動や発案して行っている活動について、霧島市老人クラブ連合会に補助金を交付し、高齢者の生きがいくり、社会参加を促進する活動を支援しており、今後も継続して支援します。</p>		
事業区分	老人福祉費事業		
対象者	霧島市老人クラブ連合会	開始年度	2005(平成17)年度
事業関係者	——		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	参加箇所数	117 クラブ	130 クラブ
	参加人数	5,507 人	5,800 人

(2) 長寿祝金支給事業

事業概要	<p>高齢者の長寿を祝福し、敬意を表するため、節目となる年齢の方を対象として、長寿祝金の支給を行っています。</p> <p>毎年度満 88 歳（1 万円）、満 95 歳（3 万円）及び 100 歳（10 万円）の節目の年齢に到達する方に祝金を支給します。また、男女それぞれの市内最高齢者については、別途記念品を贈呈します。</p> <p>引き続き、高齢者に敬意を表する事業として継続して実施します。</p>		
事業区分	老人福祉費事業		
対象者	高齢者（節目支給対象者）	開始年度	1957(昭和 32)年度
事業関係者	——		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	支給対象者	1,081 人	1,100 人

(3) 市民農園支援・体験事業

事業概要	<p>①霧島高原自然体験ツーリズム協議会・農業体験</p> <p>本市では、霧島高原自然体験ツーリズム協議会が実施している「まるまるきりしま体験」を、老人団体や自治会等の研修旅行のメニューとしても提供しており、ブドウ狩りなど季節の農作物の収穫をはじめとしたさまざまな体験学習を行っております。今後も継続して実施していきます。</p> <p>②市民農園支援事業</p> <p>本市では、国分地区にある市民農園を、農業関係者以外の方に 2 年間の契約で、無償貸し出しをおこなっており、農業体験を通して、農業に対する理解を深める取り組みや、高齢者を含めた市民の皆様方の健康づくりや生きがいづくりにつながる取り組みをおこなっています。</p>		
事業区分	①霧島高原自然体験ツーリズム協議会・農業体験事業 ②市民農園支援事業		
対象者	市民	開始年度	——
事業関係者	①観光 PR 課 ②農政畜産課		

6 高齢者の就労支援・社会貢献の促進

(1) シルバー人材センター運営支援事業（シルバー人材センターの活用）

事業概要	<p>シルバー人材センターは、60歳以上の健康で就労意欲のある高齢者に対して地域社会の日常生活に密着した仕事の機会を提供しており、地域における高齢者の就業の場を確保するために大きな役割を果たしています。</p> <p>訪問型事業 A の活動も担っており、提供を増やすための提供体制の確保と、運営費支援や業務量の拡大、機能強化に向けた支援を行うことで、高齢者の就業機会の確保・提供に努めます。</p>		
事業区分	老人福祉費事業		
対象者	シルバー人材センター	開始年度	2005(平成17)年度
事業関係者	——		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	会員数	1,045 人	1,080 人
	受託件数	8,813 件	9,000 件

(2) 介護保険ボランティアポイント事業（地域介護予防活動支援事業）

事業概要	<p>ボランティア活動を通じ、介護予防、生きがいづくりを推進する事業です。</p> <p>ボランティア登録をした方が、指定受入機関（介護事業所、小学校、通いの場）等でのボランティア活動1時間につき、100 ボランティアポイントが付与され、ポイントの取得数により、年間で介護保険料基準月額額の1割程度（令和2年度現在：最大7,200円）が交付されます。</p> <p>ボランティア登録員が、高齢者施設等での活動に加え、地域の高齢者の生活支援・介護予防の担い手となれるよう参加者の意欲向上に努め、より多くの高齢者が社会参加できるようにサポートします。</p>		
事業区分	地域支援事業 総合事業 一般介護予防事業 地域介護予防活動支援事業		
対象者	第1号被保険者	開始年度	2009(平成21)年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	登録人数	317 人	400 人

(3) 高齢者グループポイント事業

事業概要	65歳以上の高齢者を含む5名以上の任意のグループがボランティア活動を1時間以上行った場合、1ポイント=1,000円に交換できるポイントを付与します。 より多くのグループに参加していただくため、現在登録している団体の活動を広く市民に周知を図り、登録団体数の増加を目指します。		
事業区分	老人福祉費事業（鹿児島県補助事業）		
対象者	高齢者を含む住民グループ	開始年度	2014(平成26)年度
事業関係者	——		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	参加人数	105人	125人

(4) 高齢者学級運営事業

事業概要	高齢者が相互の親和を深め、教養を高めるために、高齢者自身が、学習内容を計画し、市内6地区で講座を展開しています。事業の中の取り組みの一つとして、高齢者と子ども達とのふれあい学習を行い、世代間交流を図っています。		
事業区分	高齢者学級運営事業		
対象者	60歳以上の市民	開始年度	1975(昭和50)年度
事業関係者	社会教育課		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	参加人数	1,570人	1,600人

(5) 公民館定期講座開設事業

事業概要	市内7地区の拠点公民館を中心に「定期講座」を開設し、身近に学習できる機会を提供しています。 多様な講座を開設し、学んだあとは自らも、「きりしま地域人材バンク」へ登録することが可能です。 今後も継続して支援します。		
事業区分	公民館定期講座開設事業		
対象者	市民	開始年度	2006(平成18)年度
事業関係者	社会教育課		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	参加人数	3,010人	3,200人

(6) きりしま地域人材バンク

事業概要	本市では、「きりしま地域人材バンク」を設置しており、生涯学習や社会教育に関する豊かな知識や経験、技能を持っている方がボランティアとして登録しています。各種行事や団体等の催し物等で、ボランティアの派遣依頼があった際に紹介を行っています。 今後も継続して支援していきます。		
事業区分	きりしま地域人材バンク		
対象者	市民	開始年度	2003(平成15)年度
事業関係者	社会教育課		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	登録者数	1,604人	1,700人

7 高齢者が活躍できる場の確保

(1) 社会福祉施設総務管理事務事業（国分総合福祉センターの管理運営）

事業概要	高齢者等に対して健康の増進、教養の向上及び福祉の増進を目的として設置された、国分総合福祉センターの管理運営を行います。 [2023(令和5)年度までは霧島市社会福祉協議会を指定管理者として指定しています。] 指定管理者と連携し、安心・安全な施設の維持と管理経費の抑制、利用促進に取り組めます。		
事業区分	社会福祉施設費事業		
対象者	高齢者、身体障害者	開始年度	1998(平成10)年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	施設利用者数	36,224人	38,000人

(2) 社会福祉施設総務管理事務事業（隼人総合福祉センターの管理運営）

事業概要	<p>高齢者等に対して健康の増進、教養の向上及び福祉の増進を目的として設置された、隼人総合福祉センターの管理運営を行います。</p> <p>[2023(令和 5)年度までは霧島市社会福祉協議会を指定管理者として指定しています。]</p> <p>指定管理者と連携し、安心・安全な施設の維持と管理経費の抑制、利用促進に取り組めます。</p>		
事業区分	社会福祉施設費事業		
対象者	高齢者、身体障害者	開始年度	1993(平成 5)年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	施設利用者数	3,586 人	3,600 人

(3) 社会福祉施設総務管理事務事業（溝辺ふれあい温泉センターの管理運営）

事業概要	<p>市民の健康増進と福祉の向上を図るため設置された、溝辺ふれあい温泉センターの管理運営を行います。</p> <p>[2023(令和 5)年度までは霧島市社会福祉協議会を指定管理者として指定しています。]</p> <p>指定管理者と連携し、安心・安全な施設の維持と管理経費の抑制、利用促進に取り組めます。</p>		
事業区分	社会福祉施設費事業		
対象者	市民	開始年度	1999(平成 11)年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	施設利用者数	59,625 人	55,000 人

(4) 社会福祉施設総務管理事務事業（横川健康温泉センターの管理運営）

事業概要	市民の健康増進と福祉の向上を図るため設置された、横川健康温泉センターの管理運営を行います。 [2023(令和 5)年度までは霧島市社会福祉協議会を指定管理者として指定しています。] 指定管理者と連携し、安心・安全な施設の維持と管理経費の抑制、利用促進に取り組めます。		
事業区分	社会福祉施設費事業		
対象者	市民	開始年度	1994(平成 6)年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会		
事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）	
施設利用者数	42,309 人	40,000 人	

(5) 社会福祉施設総務管理事務事業（霧島温泉健康増進交流センターの管理運営）

事業概要	市民の健康増進と福祉の向上を図るため設置された、霧島温泉健康増進交流センターの管理運営を行います。 [2023(令和 5)年度までは霧島市社会福祉協議会を指定管理者として指定しています。] 指定管理者と連携し、安心・安全な施設の維持と管理経費の抑制、利用促進に取り組めます。		
事業区分	社会福祉施設費事業		
対象者	市民	開始年度	1998(平成 10)年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会		
事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）	
施設利用者数	29,628 人	30,000 人	

第2節 健康づくりの推進

① これまでの取り組みと現状

高齢者は加齢に伴い慢性疾患による受療が多く、複数の疾病にかかりやすい、また、要介護の発生率が高い特徴があります。このため、医療と介護両方を必要とすることが多くなります。

令和2年度からは、疾病予防、重症化の予防、そして健康寿命の延伸を目的に、後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、すこやか保健センターに専任の保健師を配置し、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施を始めました。

特定健診や長寿健診を受診し、疾病の早期発見・重症化予防につなげ元気な高齢者を増やす取り組みを行っています。

同時に、通いの場等へ健康教育の出前講座を行い、市民への健康意識の向上のための取り組みを図ります。

② 課題

- 特定健診、長寿健診をより多くの方に受診してもらうための周知及び啓発
- 生活習慣病重症化予防の取り組み強化
- フレイル予防の取り組み強化
- 健康教育のメニュー開発

③ 基本事業の方向性

今後も継続して、保健・医療・介護・福祉の連携を図り、疾病の発症予防及び重症化予防に重点をおいた取り組みを推進していきます。

また、医療レセプト・介護給付・健診結果などの非常に機微な個人情報を基にした事業展開が求められていることから、庁内・関係機関とその取扱いに関する運用方法（ルールづくり）が求められています。

1 健康づくり事業の推進

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

事業概要	<p>介護保険制度の適正かつ、効率的な運営を図るための健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が求められ、本市ではすこやか保健センターに専任の保健師を配置し、75歳以上の高齢者の健康支援と健康寿命の延伸を目的に、令和2年度から開始しました。</p> <p>具体的には、健康診査の結果に基づいた重症化予防を目的とした訪問等による個別指導の実施、健康状態不明者の把握を行い、医療・介護サービスへのつなぎ等を行います。また、地域のひろばなどの通いの場に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が出前講座を行い、市民へのフレイル予防に関する普及啓発を行うとともに、地域のひろばの参加者を把握し、参加者の状態像や予防効果などの評価事業も行っています。</p>		
事業区分	後期高齢者医療特別会計		
対象者	75歳以上	開始年度	2020(令和2)年度
事業関係者	保険年金課 すこやか保健センター		
事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）	
通いの場等へのフレイル予防講座	——	年間 50 箇所	
特定健診受診率	——	50%	
長寿健診受診率	——	40%	

(2) 健康づくり事業

事業概要	<p>生活習慣病予防やこころの健康づくりについて、知識の普及や健康づくりの意識の高揚のために、市民健康講座を開催しています。</p> <p>また、食生活改善推進委員や健康運動推進委員が通いの場で、座ってできる料理や、パッククッキング、健康体操の指導を行っています。</p> <p>今後は、独居の高齢者に向けた簡単にできるレシピの配布や、見守り事業も兼ねた、塩分濃度の計測を行うなど、幅広い活躍の場を開発・構築していきます。</p>		
事業区分	健康づくり事業		
対象者	市民	開始年度	——
事業関係者	健康増進課		
事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）	
開催件数（市民健康講座）	2回	2回	
開催件数（出前講座）	4回	5回	

2 市民の健康づくりを支援する体制の構築

(1) 食生活改善推進委員・健康運動推進委員の連絡会

事業概要	食生活改善推進委員や健康運動推進委員が知識や取り組みの共有や研修会・相談会を行えるような場を提供しており、地域の健康づくりのリーダーを育成支援しています。 今後も継続して支援していきます。		
事業区分	食生活改善推進委員・健康運動推進委員の連絡会事業		
対象者	市民	開始年度	——
事業関係者	健康増進課		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	食生活推進委員人数	104人	104人
	健康運動推進委員人数	69人	69人
	連絡会開催回数	12回	12回

(2) いきいきチケット支給事業

事業概要	70歳以上の方、または身体障害者手帳、療育手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳の所有者を対象として、はり・きゅう・あん摩マッサージの施術、温泉・市営プールの利用並びに市内のバス・タクシーへの乗車ができるチケットを交付します。 今後は利用者に、介護予防リスク者の把握のきっかけになるような取り組みを検討します。また、生きがいつくりに向けてチケットが有効活用されるよう、チケットの対象事業について検討と、利用率が向上するように努めます。		
事業区分	老人福祉費事業		
対象者	70歳以上の高齢者 身体障害者手帳等の所有者	開始年度	2005(平成17)年度
事業関係者	はりきゅうマッサージ事業者 温泉・市営プール事業者、バス・タクシー事業者		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	はり・きゅう・あん摩マッサージ券	16,285部	16,421部
	温泉・市営プール・バス・タクシー券	18,873部	19,031部

(3) 健康福祉まつり開催事業

事業概要	<p>医療及び福祉関係等の団体で構成する「霧島市健康福祉まつり実行委員会」を設立し、霧島市との共催により、市民の健康づくり並びに福祉の推進のため、市民総ぐるみの啓発活動を実施することを目的として健康福祉まつりを開催しています。</p> <p>今後も、より多くの市民が参加できるように内容の検討を行いながら開催していきます。</p>		
事業区分	健康福祉まつり開催事業		
対象者	市民	開始年度	2005(平成17)年度
事業関係者	保健福祉政策課、健康増進課、霧島市社会福祉協議会、医療及び福祉関係等の団体		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	来場者数（延べ人数）	5,342人	6,000人
	参加団体数	40団体	40団体

第2章 高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実

第1節 認知症になっても安心して暮らせる体制の構築

① これまでの取り組みと現状

本市は、65歳以上の人口に占める認知症高齢者の割合が令和元年10月現在12.1%となっており、今後は団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊の世代ジュニアと呼ばれる世代が65歳となる2040年に向けて、介護を必要とする高齢者の増加傾向にあるため、認知症高齢者数も増加することが予想されます。

認知症になっても、地域で安心して住める取り組みとして、早期発見の取り組みとして認知症初期集中支援チーム員による支援や、認知症高齢者早期発見促進事業を実施してきました。

若年性認知症の方への支援については、医療機関から県が実施する若年性認知症相談窓口を経由して、霧島市地域包括支援センターへの情報提供を受け、支援している状況です。

② 課題

- 通いの場等における認知症予防の取り組みの推進
- 本人ミーティングによる、本人発信の支援
- 早期発見・早期介入・早期支援に関する取り組み
- 若年性認知症の方への支援、普及・啓発
- 認知症を地域で支える取り組み
- 認知症ケアパス等による地域資源の普及・啓発

③ 基本事業の方向性

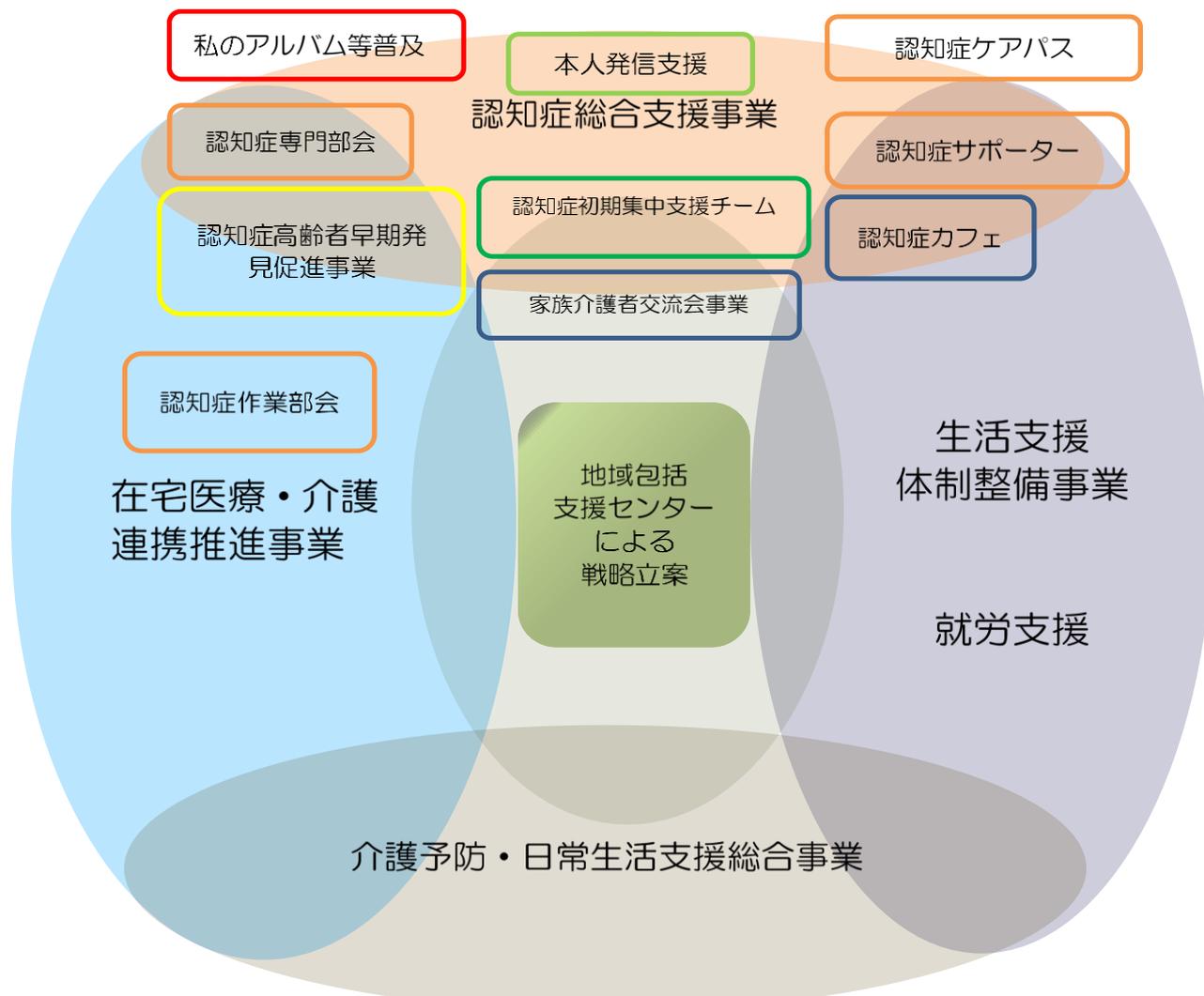
認知症は誰もがなりうることから、認知症の方やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、地域共生社会を目指す中で、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに築いていくことが重要です。

そのために、認知症の方や介護者、医療機関や介護保険事業所等の実態把握等を行い、本市の認知症支援の課題を明確にし、具体的な施策につなげることを目指します。

また、相談窓口の周知を図り、気軽に相談できる地域づくりを推進し、認知症の方に寄り添った支援を目指します。

1 認知症高齢者対策の拡充

本市では、認知症高齢者対策として関係機関と行政が連携を取り合い、一体となって早期発見・早期対応に継続して取り組み、認知症の方への伴走型の支援体制が取れるようにニーズに寄り添った支援体制の拡充と総合的な認知症対策の推進を図ります。



資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「地域支援事業における連動性の確保に関する調査研究」報告書概要版を基に加工

2 本人発信支援・本人ミーティング

認知症の人本人が、自分の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取り組みについて、現在、認知症当事者やその家族と接し支援を行っている介護保険サービス事業所等と連携し、当事者の意見の把握を行ってまいります。認知症の人本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めます。

3 認知症共生に向けた取り組み

(1) 認知症カフェ

事業概要	<p>認知症の方とその家族、また、地域住民や専門職など誰もが気軽に集うことができる場所となり、認知症の方とその家族が安心して過ごすための地域で支える出発点となるものです。</p> <p>同時に、認知症サポーター等の活躍の場、チームオレンジの活動拠点となってさらに場を増やしていくことを目指します。また、今後も実施体制の継続した支援を行います。また、カフェの中で、認知症の人本人が自らの言葉で希望や生きがいの発信を支援することを目指します。</p>		
事業区分	認知症総合支援事業		
対象者	認知症が疑われる方や認知症の方、及びその家族	開始年度	2016(平成28)年度
事業関係者	認知症対応型通所介護、認知症疾患医療センター		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	設置箇所数	2箇所	10箇所

(2) 私のアルバム等の活用・普及啓発

事業概要	<p>認知症の方の個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、できる限り各々の意思や価値観に共感し、できないことではなく、できることやできる可能性のあることに目を向けて、本人が有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう、伴走者として支援していくことが重要である。そのツールとして、私のアルバムやマイライフノート（県医師会作成）等を活用し、本人の理解の促進を図ります。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）認知症総合支援事業		
対象者	認知症が疑われる方や認知症の方、及びその家族	開始年度	2010(平成22)年度
事業関係者	霧島市地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	私のアルバム等の配布数	——	1,500部

4 早期発見・早期介入・早期支援に向けた取り組み

(1) 認知症高齢者早期発見促進事業

事業概要	<p>認知症の疑いのある方に、もの忘れ外来受診券を発行し、認知症の早期発見・早期治療を促進する事業です。</p> <p>令和2年度より後期高齢者医療の事業である長寿健診の間診票の認知機能に関する設問の該当者に対して、医療機関受診を勧奨する流れを作成しました。</p> <p>今後は、もの忘れ外来の利用が増え、認知症の早期発見につながっていくよう、継続して支援を行っていきます。</p>		
事業区分	保健福祉事業		
対象者	認知症が疑われる方	開始年度	2011(平成23)年度
事業関係者	受託医療機関 認知症初期集中支援チーム(霧島市地域包括支援センター)		
	事業評価指標(活動指標)	令和元年度実績	目標(見込)
	受診券発行数	5枚/年	50枚/年

(2) 認知症初期集中支援推進事業

事業概要	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行うことを目的として、「認知症初期集中支援チーム」を霧島市地域包括支援センター内に配置しています。</p> <p>今後も、若年性認知症への対応も含め、早期診断に繋がるように、霧島市地域支援センター職員と連携しながら、ケースワークに取り組みます。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業(社会保障充実分) 認知症総合支援事業		
対象者	認知症が疑われる方や認知症の方、及びその家族	開始年度	2018(平成29)年度
事業関係者	認知症初期集中支援チーム(霧島市地域包括支援センター)		
	事業評価指標(活動指標)	令和元年度実績	目標(見込)
	相談件数	111件/年	120件/年
	チーム員会議検討数	99件/年	110件/年

5 若年性認知症の人への支援、普及・啓発

(1) 若年性認知症の人への相談支援

事業概要	<p>県の相談窓口には配置されている、若年性認知症支援コーディネーターと連携した支援を継続して行ってまいります。</p> <p>若年性認知症の人とその家族、また、地域住民や専門職など誰もが気軽に相談できる相談機関として霧島市地域包括支援センターの普及・啓発をいたします。</p>		
事業区分	認知症総合支援事業		
対象者	若年性認知症が疑われる人や若年性認知症の人、及びその家族	開始年度	——
事業関係者	霧島市地域包括支援センター		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	相談件数	——	50件

6 認知症を地域で支える取り組み

(1) 認知症サポーター養成

事業概要	<p>認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の偏見をなくし、地域の中で認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域住民・学校・商工事業所等の方々が認知症の方々の適切な支援が行えるように正しい理解を深めていくための支援を行っています。</p> <p>今後は、幅広い世代を対象に講座を開催し、さらなる養成を進めるとともに、養成した認知症サポーターがステップアップとして、介護予防ボランティア等に参画するなど、活動の活性化を図ります。</p>		
事業区分	地域支援事業 任意事業 その他の事業		
対象者	市民	開始年度	2008(平成20)年度
事業関係者	認知症地域支援推進員（霧島市地域包括支援センター）、認知症キャラバンメイト		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	認知症サポーター養成数	15,765人	19,000人

(2) 認知症高齢者等見守りネットワーク事業

事業概要	<p>認知症の人が住み慣れた場所で安心して住み続けられるように、地域の関係機関や地域住民が理解しあい、力を合わせて、認知症の人等を支援する仕組みをつくります。</p> <p>地域の取り組みとして、認知症の人を支援するためのSOS模擬訓練等を行います。</p> <p>また、日常的に家庭訪問を行うなど、高齢者等と関わることが多い団体や民間の事業所と連携した認知症高齢者等見守りネットワークを構築し、異変への対応や、また認知症高齢者等が行方不明になった際に、見守りアプリ等のICTを活用した検索等の仕組みづくりを目指します。</p>		
事業区分	地域支援事業 任意事業 家族介護支援事業		
対象者	地縁団体	開始年度	2015(平成27)年度
事業関係者	霧島市地域密着型サービス事業者連合会、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー、認知症サポーター		
	事業評価指標 (活動指標)	令和元年度実績	目標 (見込)
	認知症高齢者等見守りネットワーク会議の開催	——	年2回

(3) 霧島市認知症専門部会の開催

事業概要	<p>本市では、認知症疾患医療センター長、認知症初期集中支援チーム認知症サポート医、薬剤師会会長、歯科医師会会長、認知症カフェ開催者、県保健師、家族会会長等からなる「霧島市認知症専門部会」を立ち上げました。年に2回部会を実施し、市の実施事業の有効性や改善点の検討、今後展開が望まれる事業の検討を行い、問題解決につなげます。</p> <p>今後も継続して実施いたします。</p>		
事業区分	認知症総合支援事業		
対象者	——	開始年度	2019(令和元)年度
事業関係者	認知症疾患医療センター長、認知症初期集中支援チーム認知症サポート医、薬剤師会会長、歯科医師会会長、認知症カフェ開催者、県保健師、家族会会長等		
	事業評価指標 (活動指標)	令和元年度実績	目標 (見込)
	開催数	2回/年	2回/年

7 認知症ケアパス等による地域資源の普及・啓発

(1) 認知症ケアパス

事業概要	<p>認知症ケアパスとは、「認知症の人の状態に応じたサービス提供の流れ」を示したもので、認知症ではないかと思った時や認知症と診断を受けた時に、どこに相談すればよいか、どのような制度が使えるかなどの情報をまとめたものとなります。</p> <p>本市ホームページに公開しているほか、関係機関等へ配布を行うことで周知に努めていくとともに、本市の社会資源等の状況が変化した場合など必要に応じ改訂を行います。</p>		
事業区分	<p>地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分） 認知症総合支援事業</p>		
対象者	<p>一般市民 認知症を支援する関係者 認知症の人及びその家族</p>	開始年度	2020(令和2)年度
事業関係者	<p>霧島市地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業者、認知症サポーター</p>		
事業評価指標（活動指標）	令和2年度実績	目標（見込）	
設置箇所数	385 箇所	400 箇所	

本市の認知症ケアパス

~認知症になっても自分らしく暮らし続けるために~

霧島市 認知症ケアパス

R 2年 4月発行

認知症を正しく知ろう その① 「認知症は“脳の病気”」

認知症は誰もが発症する可能性がある病気です。発症すると完治が難しくされています。

様々な原因で、脳が萎縮したり、ダメージを受けることで日常生活に支障をきたすようになります。

認知症を正しく知ろう その③ 「認知症の症状について」

- ① 記憶障害 … ついさっきしたことや聞いたことを覚えていられなくなる。
- ② 見当識障害 … 時間や季節や場所、やがては身近な人のこともわからなくなる。
- ③ 理解、判断力の障害 … 考えるスピードが遅くなったり、理解判断力が低下する。買物で小銭での支払いも難しくなる。
- ④ 実行機能障害 … 何をどのようにするかなど、計画だてたり、段取りよくできなくなる。

その他 … 認知症の種類によって、性格の変化や幻視、睡眠障害など

*さらに上記の症状に対して、本人の性格や体質・周りの人の関わりあい方で、不安や焦りがついたり、興奮したり、うつ状態になることがあります。

*認知症について市が制作した動画があります。動画共有サイトYouTube「きりしまチャンネル」から視聴できます。

認知症を正しく知ろう その② 「認知症患者は増加傾向！」

認知症患者は、国の統計によると全国で2012年は462万人(65歳以上の7人に1人)、2025年には700万人(65歳以上の5人に1人)を超える予想されています。

認知症を正しく知ろう その④ 「認知症の経過について」

健康 → 軽度認知症 → 認知症

「軽度認知症」は認知症の一手前の状態、認知症予備軍です。65歳以上の4人に1人の割合ともいわれています。予防や治療で改善する可能性があります。何もしなければ、認知症を発症するリスクは高くなります。

認知症を正しく知ろう その⑤ 「生活の中で大切なこと♪」

生活を見直す5つのポイント！

- ① バランスのよい食事をとろう♪ → ご飯などの炭水化物は体のエネルギー源に、お肉やお魚は体の筋肉をつくる材料に。野菜・果物はビタミンやミネラルが豊富です
- ② 体と頭の運動をしよう♪ → 適度に体を動かして体力が落ちないようにしましょう。新しいことにチャレンジして脳にも良い刺激を♪
- ③ 質の良い睡眠をとろう♪ → 体と脳を休めて疲労をためないようにしましょう
- ④ 交流の機会を持とう♪ → 地域とつながることで、楽しみや安心できる関係性をもって生活を返りましょう
- ⑤ 病気の早期発見・治療につとめよう♪ → 症状が進行する前に発見することで、発症を防いだり、発症しても進行を遅らせることができる可能性があります

認知症の進行について

認知症の経過は個人差があります。目安としてご参照ください。下記はほぼ発症から顕著な経過を辿っている状態です。

本人(私)の様子

軽度認知症

- 日常のことは自分でできているが、もの忘れが増えた。
- 今までしていた家事に時間がかるようになったり、やる気がなくなってきた。
- 以前より趣味やおしゃべりに興味が無くなってきた。

認知症初期

- 同じことを何度も聞いたか、話したりするようになった。
- 習った場所がわからず、探し回ることが多くなった。
- 予定が自覚を間違えることが増えた。
- 顔こがしや失の消し忘れをするようになった。

認知症中期

- 季節にあった洋服を選ぶことができなくなってきた。
- 靴の音がわからなくなることがある。
- トイレの場所がわからず失敗することがある。
- 食事や入浴が一人でできなくなってきた。
- 言葉によるコミュニケーションが難しくなってきた。
- 家族の顔がわからなくなってきた。
- 歩行が難しくなり、寝たきりの状態となる。

認知症(重症)

項目	内容	窓口																																																																				
社会参加	いつまでも元気で過ごすために、公認講座の集まりなどに行ってみませんか？ ・趣味やできることを活かしてみませんか？ ・ボランティア活動やお仕事をしてみませんか？ ・認知症のことについて学び、地域で活動してみませんか？	興味があるという方は、霧島市社会福祉協議会(☎45-1557)地域福祉課へ 認知症サポーター養成講座 → 霧島市地域包括支援センター(☎48-7979)へ																																																																				
相談	・認知症の方・介護しているご家族・支える地域の方で交流をしませんか？ ・身近な相談所を利用しませんか？ ・65歳未満の方で、もの忘れなどの不安、悩みがありませんか？	・家族介護者交流会 → 霧島市地域包括支援センター(☎48-7979)へ ・認知症のひとと愛の会(☎099-257-3887)へ 市内の介護事業所に研修を受けた職員がいる「まちかど介護相談所」が約80か所あります。QRコードで検索。または、地域包括型サービス事業推進委員会事務局(☎48-6877)まで 若年性認知症相談窓口(☎099-251-4010)へ																																																																				
医療	・認知症の診断などの相談を希望しますか？ ・『もの忘れの相談ができる医師がいる病院』 ・『もの忘れ外来受診券が利用できる病院』…霧島市民の認知症早期発見・治療のために地域包括支援センターが発行する受診券です。 ・『認知症リポート隊がいる病院』…国の研修を終了し、かかりつけ医への助言等の支援をおこなうなど役割を担います。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市外局番 (0995)</th> <th>霧島</th> <th>市外局番 (0995)</th> <th>市外局番 (0995)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● かとう医院 霧島 46-9111</td> <td>● 伊東内科クリニック トノ 72-9088</td> <td>● 伊東内科クリニック トノ 72-9088</td> <td>● 伊東内科クリニック トノ 72-9088</td> </tr> <tr> <td>● 清水内科 霧島 47-7173</td> <td>● 大庭医院 塩屋田 76-1984</td> <td>● 大庭医院 塩屋田 76-1984</td> <td>● 大庭医院 塩屋田 76-1984</td> </tr> <tr> <td>● 協栄医院 霧島 45-6211</td> <td>● 海島健健クリニック 高千穂 78-3135</td> <td>● 海島健健クリニック 高千穂 78-3135</td> <td>● 海島健健クリニック 高千穂 78-3135</td> </tr> <tr> <td>● 石塚内科・胃腸内科 中津 45-0419</td> <td>● 海島杉安医院 市口 57-1221</td> <td>● 海島杉安医院 市口 57-1221</td> <td>● 海島杉安医院 市口 57-1221</td> </tr> <tr> <td>● 穂木医院 中津 45-0011</td> <td>● 竹田医院 市口 57-0011</td> <td>● 竹田医院 市口 57-0011</td> <td>● 竹田医院 市口 57-0011</td> </tr> <tr> <td>● 国分中央病院 中津 45-3085</td> <td>● たくしん病院 内山田 42-0320</td> <td>● たくしん病院 内山田 42-0320</td> <td>● たくしん病院 内山田 42-0320</td> </tr> <tr> <td>● プライムケアむろ内科 野口西 46-6611</td> <td>● 原口外科 内山田 42-0156</td> <td>● 原口外科 内山田 42-0156</td> <td>● 原口外科 内山田 42-0156</td> </tr> <tr> <td>● 井科クリニック 広瀬 46-9300</td> <td>● 集人脳神経外科 小世 73-5353</td> <td>● 集人脳神経外科 小世 73-5353</td> <td>● 集人脳神経外科 小世 73-5353</td> </tr> <tr> <td>● 国分外科胃腸科 赤中街 47-2311</td> <td>● ハートフル集人病院 住吉 42-3121</td> <td>● ハートフル集人病院 住吉 42-3121</td> <td>● ハートフル集人病院 住吉 42-3121</td> </tr> <tr> <td>● 三輪クリニック 霧島 73-3138</td> <td>● 浜崎医院 東津 42-0349</td> <td>● 浜崎医院 東津 42-0349</td> <td>● 浜崎医院 東津 42-0349</td> </tr> <tr> <td>● 昭徳クリニック 霧島 54-0711</td> <td>● 日山山崎洋装子クリニック 塚城 43-3111</td> <td>● 日山山崎洋装子クリニック 塚城 43-3111</td> <td>● 日山山崎洋装子クリニック 塚城 43-3111</td> </tr> <tr> <td>● 国分脳神経外科 向花 54-0059</td> <td>● 熱心内科小児科クリニック 松永 54-2222</td> <td>● 熱心内科小児科クリニック 松永 54-2222</td> <td>● 熱心内科小児科クリニック 松永 54-2222</td> </tr> <tr> <td>● 佐藤医院 有川 59-2607</td> <td>● 集人温泉病院 桜城 42-2151</td> <td>● 集人温泉病院 桜城 42-2151</td> <td>● 集人温泉病院 桜城 42-2151</td> </tr> <tr> <td>● とくどくクリニック 霧 64-1717</td> <td>● 松下病院 高草 42-2121</td> <td>● 松下病院 高草 42-2121</td> <td>● 松下病院 高草 42-2121</td> </tr> <tr> <td>● 徳永医院 霧 58-2302</td> <td>● 八木クリニック 福山 56-3000</td> <td>● 八木クリニック 福山 56-3000</td> <td>● 八木クリニック 福山 56-3000</td> </tr> <tr> <td>● せき院 有川 59-2019</td> <td>● 福山病院 福山 55-2221</td> <td>● 福山病院 福山 55-2221</td> <td>● 福山病院 福山 55-2221</td> </tr> </tbody> </table>	市外局番 (0995)	霧島	市外局番 (0995)	市外局番 (0995)	● かとう医院 霧島 46-9111	● 伊東内科クリニック トノ 72-9088	● 伊東内科クリニック トノ 72-9088	● 伊東内科クリニック トノ 72-9088	● 清水内科 霧島 47-7173	● 大庭医院 塩屋田 76-1984	● 大庭医院 塩屋田 76-1984	● 大庭医院 塩屋田 76-1984	● 協栄医院 霧島 45-6211	● 海島健健クリニック 高千穂 78-3135	● 海島健健クリニック 高千穂 78-3135	● 海島健健クリニック 高千穂 78-3135	● 石塚内科・胃腸内科 中津 45-0419	● 海島杉安医院 市口 57-1221	● 海島杉安医院 市口 57-1221	● 海島杉安医院 市口 57-1221	● 穂木医院 中津 45-0011	● 竹田医院 市口 57-0011	● 竹田医院 市口 57-0011	● 竹田医院 市口 57-0011	● 国分中央病院 中津 45-3085	● たくしん病院 内山田 42-0320	● たくしん病院 内山田 42-0320	● たくしん病院 内山田 42-0320	● プライムケアむろ内科 野口西 46-6611	● 原口外科 内山田 42-0156	● 原口外科 内山田 42-0156	● 原口外科 内山田 42-0156	● 井科クリニック 広瀬 46-9300	● 集人脳神経外科 小世 73-5353	● 集人脳神経外科 小世 73-5353	● 集人脳神経外科 小世 73-5353	● 国分外科胃腸科 赤中街 47-2311	● ハートフル集人病院 住吉 42-3121	● ハートフル集人病院 住吉 42-3121	● ハートフル集人病院 住吉 42-3121	● 三輪クリニック 霧島 73-3138	● 浜崎医院 東津 42-0349	● 浜崎医院 東津 42-0349	● 浜崎医院 東津 42-0349	● 昭徳クリニック 霧島 54-0711	● 日山山崎洋装子クリニック 塚城 43-3111	● 日山山崎洋装子クリニック 塚城 43-3111	● 日山山崎洋装子クリニック 塚城 43-3111	● 国分脳神経外科 向花 54-0059	● 熱心内科小児科クリニック 松永 54-2222	● 熱心内科小児科クリニック 松永 54-2222	● 熱心内科小児科クリニック 松永 54-2222	● 佐藤医院 有川 59-2607	● 集人温泉病院 桜城 42-2151	● 集人温泉病院 桜城 42-2151	● 集人温泉病院 桜城 42-2151	● とくどくクリニック 霧 64-1717	● 松下病院 高草 42-2121	● 松下病院 高草 42-2121	● 松下病院 高草 42-2121	● 徳永医院 霧 58-2302	● 八木クリニック 福山 56-3000	● 八木クリニック 福山 56-3000	● 八木クリニック 福山 56-3000	● せき院 有川 59-2019	● 福山病院 福山 55-2221	● 福山病院 福山 55-2221	● 福山病院 福山 55-2221
市外局番 (0995)	霧島	市外局番 (0995)	市外局番 (0995)																																																																			
● かとう医院 霧島 46-9111	● 伊東内科クリニック トノ 72-9088	● 伊東内科クリニック トノ 72-9088	● 伊東内科クリニック トノ 72-9088																																																																			
● 清水内科 霧島 47-7173	● 大庭医院 塩屋田 76-1984	● 大庭医院 塩屋田 76-1984	● 大庭医院 塩屋田 76-1984																																																																			
● 協栄医院 霧島 45-6211	● 海島健健クリニック 高千穂 78-3135	● 海島健健クリニック 高千穂 78-3135	● 海島健健クリニック 高千穂 78-3135																																																																			
● 石塚内科・胃腸内科 中津 45-0419	● 海島杉安医院 市口 57-1221	● 海島杉安医院 市口 57-1221	● 海島杉安医院 市口 57-1221																																																																			
● 穂木医院 中津 45-0011	● 竹田医院 市口 57-0011	● 竹田医院 市口 57-0011	● 竹田医院 市口 57-0011																																																																			
● 国分中央病院 中津 45-3085	● たくしん病院 内山田 42-0320	● たくしん病院 内山田 42-0320	● たくしん病院 内山田 42-0320																																																																			
● プライムケアむろ内科 野口西 46-6611	● 原口外科 内山田 42-0156	● 原口外科 内山田 42-0156	● 原口外科 内山田 42-0156																																																																			
● 井科クリニック 広瀬 46-9300	● 集人脳神経外科 小世 73-5353	● 集人脳神経外科 小世 73-5353	● 集人脳神経外科 小世 73-5353																																																																			
● 国分外科胃腸科 赤中街 47-2311	● ハートフル集人病院 住吉 42-3121	● ハートフル集人病院 住吉 42-3121	● ハートフル集人病院 住吉 42-3121																																																																			
● 三輪クリニック 霧島 73-3138	● 浜崎医院 東津 42-0349	● 浜崎医院 東津 42-0349	● 浜崎医院 東津 42-0349																																																																			
● 昭徳クリニック 霧島 54-0711	● 日山山崎洋装子クリニック 塚城 43-3111	● 日山山崎洋装子クリニック 塚城 43-3111	● 日山山崎洋装子クリニック 塚城 43-3111																																																																			
● 国分脳神経外科 向花 54-0059	● 熱心内科小児科クリニック 松永 54-2222	● 熱心内科小児科クリニック 松永 54-2222	● 熱心内科小児科クリニック 松永 54-2222																																																																			
● 佐藤医院 有川 59-2607	● 集人温泉病院 桜城 42-2151	● 集人温泉病院 桜城 42-2151	● 集人温泉病院 桜城 42-2151																																																																			
● とくどくクリニック 霧 64-1717	● 松下病院 高草 42-2121	● 松下病院 高草 42-2121	● 松下病院 高草 42-2121																																																																			
● 徳永医院 霧 58-2302	● 八木クリニック 福山 56-3000	● 八木クリニック 福山 56-3000	● 八木クリニック 福山 56-3000																																																																			
● せき院 有川 59-2019	● 福山病院 福山 55-2221	● 福山病院 福山 55-2221	● 福山病院 福山 55-2221																																																																			
生活・介護支援	・入浴や家事などの支援が必要ですか？ ・認知症のことで、相談したいことがありますか？ ・介護保険サービス(デイサービス・訪問看護・短期入所・福祉用具レンタル購入・住宅改修)や入居施設のことで相談したいことがありますか？ ・運転に不安がありますか？ ・生活に必要なお支払いや不利益な契約などで相談したいことがありますか？	霧島市地域包括支援センター 本所 ☎48-7979 支所 国分北 ☎64-0667 半人北 ☎55-1255 高島 ☎57-0100 津辺 ☎58-2365 国分南 ☎46-3717 半人南 ☎43-2363 霧島 ☎48-7165 梅川 ☎72-9718 松園 ☎78-3387 ・安全運転の相談 → 安全運転相談ダイヤル(☎24000)へ ・運転免許自主返納 → 霧島警察署交通課(☎47-2110)へ ・ドライバーレコーダーの貸出 → 霧島市後援安心安全課(☎45-5111)へ ・成年後見制度 ・日常生活自立支援事業 } 霧島市社会福祉協議会(☎45-1557)へ ・消費生活に関するトラブル → 商工労働課内 霧島市消費生活センター(☎64-0964)へ																																																																				

その他、陪審サービス・福祉タクシー・移動販売・ボランティア団体など、また各サービスの詳細は、インターネット「霧島市地域福祉情報サイト」もしくは右のQRコードで検索をしてみてください。最新情報を公開しています。

ご家族・介護者の気持ち

- 家族や知人が認知症であることとまどいやすさを感じる気持ちがある。
- 悩みを誰にも打ち明けられないで一人で悩むことがある。
- 介護のために仕事や社会参加の機会が奪い取られることがある。
- 自分だけが気づき、振り回されて疲れていると感じることがある。

当ではあるものが多いほど、介護負担が生じている可能性があります。一人で悩まず、相談しましょう

お問い合わせ先 霧島市地域包括支援センター(☎48-7979)まで

第2節 在宅生活を支える支援体制の拡充

① これまでの取り組みと現状

平成30年度から、介護認定を受けた方への自立支援・重度化防止に向けた支援と、介護支援専門員等のケアマネジメント支援を目的に地域ケア個別会議を開始しました。

会議に参加する専門職は医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリ専門職等の12職種で、各専門職の視点からケアプランを検討することにより、専門的な気づきを得ることができ、ケアプランに反映することができました。また、参加する介護支援専門員等やサービス提供事業所の連携も図れる機会となりました。

令和元年度からは、地域ケア個別会議の実施回数を増やし、検討するケアプラン数も増え、介護認定を受けた方の生活課題の情報を共有しました。

また、地域共生社会の実現に向けて、相談支援体制の強化を目的に、まちかど丸ごと相談所を設置し、高齢者に限らず、子どもや障害者等の相談への対応力の強化を図り、更に、包括的相談支援体制の整備を目的に、こども・くらし相談センターを開設し、霧島市地域包括支援センターの職員を配置しました。

加えて、在宅生活を支える支援体制として医療と介護が両方必要とする方への切れ目ない支援として、医療機関と介護事業所等の連携体制を関係機関と協議してまいりました。

② 課題

- 地域ケア個別会議で得られた介護認定を受けた方の生活課題とそれを踏まえた本市の地域課題の抽出
- 生活支援・介護予防サービスの基盤整備を推進
- 包括的相談支援体制の強化
- 在宅医療・介護連携体制の充実

③ 基本事業の方向性

地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっては、地域ケア個別会議により、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図っていくことが重要です。地域ケア個別会議で得られた生活課題や地域課題の要因を探り、自立支援に資するケアマネジメント支援や、多職種協働によるネットワークの構築、資源開発等に取り組み、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー等と協働で行う相談体制の強化を図ります。

在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みを目指し、特に看取りに関する取り組みや認知症の方への対応力の強化などに取り組み、関係機関等と課題を共有し推進します。

1 地域ケア会議の充実

(1) 地域ケア会議推進事業

事業概要	地域ケア個別会議では、ケアマネジメント支援及び個別事例の課題解決を目的に、多職種協働により実施します。また、関係者間の連携を深める機会となり、今後も重点的に実施していきます。そのために、地域ケア個別会議の運営の強化と、司会者、助言者の資質向上のための研修会を行います。 今後は、個別の検討で把握された地域課題の課題解決に向けた関係機関等への政策への提言を行ってまいります。		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）		
対象者	介護支援専門員等プラン作成担当者、サービス提供事業所担当者等	開始年度	2018(平成30)年度
事業関係者	医師会・歯科医師会・薬剤師会等、各専門職団体 12職種 他		
事業評価指標（活動指標）		令和元年度実績（年間）	目標（見込）
プラン支援地域ケア会議（市・包括共催）		9回	6回
自立支援地域ケア会議（市・包括共催）		7回	48回
随時の地域ケア会議（包括主催）		92回	120回
地域包括支援ネットワークケア推進会議（包括主催）		20回	20回
地域ケア推進会議（市主催）		新規	年1回

地域ケア会議の5つの機能

	機能	概要
1	個別課題の解決	多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能
2	地域包括支援ネットワークの構築	高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能
3	地域課題の発見	個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能
4	地域づくり資源開発	インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能
5	政策の形成	地域に必要な取り組みを明らかにし、政策を立案・提言していく機能

2 自立に向けた生活支援サービス

(1) 第1号訪問事業（訪問型サービスの概要と全体像）

事業概要	要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防または状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように居宅を訪問してサービスを実施します。		
事業区分	地域支援事業 総合事業 介護予防・生活支援サービス事業		
対象者	要支援認定者、事業対象者	開始年度	2017(平成29)年度
事業関係者	訪問介護事業所、シルバー人材センター		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	訪問型サービスA利用者数	57人	80人

	実施中	実施中	実施中		
基準	従前の訪問介護相当		多様なサービス		
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	③訪問型サービスB（住民主体による支援）	④訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	⑤訪問型サービスD（移動支援）
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員（訪問介護事業者）	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）	

(2) 第1号通所事業（通所型サービスの概要と全体像）

事業概要	要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防または状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるようサービス事業所等してサービスを実施します。また、専門職が短期的かつ集中的に関与し生活課題を明らかにし、生活機能向上及びセルフケア能力の向上を図る通所型サービスC（短期集中型予防サービス事業）の取り組み強化を図ります。		
事業区分	地域支援事業 総合事業 介護予防・生活支援サービス事業		
対象者	要支援認定者、事業対象者	開始年度	2017(平成29)年度
事業関係者	通所介護事業所、市内企業・団体等		
事業評価指標（活動指標）	令和2年度実績	目標（見込）	
通所型サービスCの実施箇所	6箇所	10箇所	

	実施中			実施中
基準	従前の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う
実施方法	事業者指定	事業者指定 ／委託	補助（助成）	直接実施 ／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に 雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

(3) 霧島市地域包括支援センター運営事業

霧島市地域包括支援センターは、地域包括ケア推進の中核機関として各節で掲げる現状・課題・基本事業の方向性を把握し事業間の連携・連動を意識した上で、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメントを一体的に運営します。

霧島市地域包括支援センターの運営は、業務量および業務内容に応じた適切な人員配置、霧島市地域包括支援センター間及び行政との業務の役割分担の明確化と連携強化、事業のPDCAの充実による効果的な運営を行い第三者委員会である運営協議会に諮りながら、複合的に機能強化を図っていきます。

① 総合相談支援業務

事業概要	<p>地域における適切な保健・医療・介護・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的として、地域におけるネットワークの構築、実態把握、総合相談支援、家族介護者支援を行っています。</p> <p>霧島市地域包括支援センターが主体となり、適切な相談支援活動を行うため、相談内容に応じてチーム内の複数の職種で対応し情報共有するチームアプローチによる体制を整えています。</p> <p>また、身近な相談場所の設置のため、日常生活圏域に支所を、連絡所として「まちかど介護相談所」「まちかど丸ごと相談所」を設置し、電話、来所による相談に随時対応しています。</p> <p>相談は多岐に渡り、消費者被害防止に関すること、判断能力の低下がみられる高齢者の支援に関すること、生活困窮者に関すること、更には、家族間トラブル及び障がい者世帯への支援の取り組みなど、多様なニーズに対応していくため、関係機関等との連携した相談体制・支援体制の確保を行っています。</p> <p>生活支援コーディネーター、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーと連携して、市全域、日常生活圏域、身近な地域の三層構造によるきめ細やかな相談ネットワークの構築に努めます。また、職員の資質向上のため研修等の受講や実施を行います。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（霧島市地域包括支援センターの運営）		
対象者	市民	開始年度	2006(平成18)年度
事業関係者	霧島市地域包括ケア・霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー、生活支援コーディネーター		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
相談件数		7,932件 新規対応延件数 2,413件 継続対応延件数 5,470件	9,000件

② 権利擁護業務

事業概要	高齢者虐待および養護者への支援や、判断力の低下がある高齢者への支援などを行い、高齢者の尊厳ある生活が継続できるよう専門的継続的な視点から必要な支援を行います。		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（霧島市地域包括支援センターの運営）		
対象者	市民	開始年度	2006(平成18)年度
事業関係者	成年後見センター（霧島市社会福祉協議会）、霧島市地域包括支援センター		
事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）	
成年後見・権利擁護に関する相談	106件	130件	
虐待に関する相談	30件	100件	

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業概要	個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントが実践されるよう、介護支援専門員・主治医ほか多職種相互の協働の取り組みを進め、地域ケア会議や研修会を活用しながら、個々の介護支援専門員に対する支援・資質向上を図ります。		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（霧島市地域包括支援センターの運営）		
対象者	介護支援専門員	開始年度	2006(平成18)年度
事業関係者	居宅介護支援事業所		
事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）	
介護支援専門員研修会開催数	2回	2回	
介護支援専門員等の後方支援	52件	60件	

④ 介護予防ケアマネジメント業務

事業概要	要支援者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、選択に基づき、適切なサービスが包括的・効率的に実施されるよう介護予防支援計画の作成、その他の必要な援助を行います。		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（霧島市地域包括支援センターの運営）		
対象者	要支援認定者 総合事業対象者	開始年度	2006(平成18)年度
事業関係者	居宅介護支援事業所		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	作成プラン数（介護予防支援含む）	16,365 件	16,500 件

3 在宅医療・介護連携推進事業

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

事業概要	高齢化が進展し、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加が予想される中で、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を図るために、始良地区医師会に事業を委託し、始良・伊佐地域振興局の支援を受け、霧島市、始良市、湧水町の2市1町に属する自治体及び関係機関と広域的に事業を展開しています。課題への取り組みとして、①認知症に関する支援体制の構築を図る、②終末期・看取りに関する在宅医療・介護の体制の構築を図る、③医療・介護関係者等の研修会等の実施を推進するためにそれぞれ3つの部会を設け推進してまいります。今後は市民への普及啓発に向けての取り組みも検討してまいります。		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）		
対象者	市民、医療・介護従事者	開始年度	2016(平成28)年度
事業関係者	医師会、歯科医師会、薬剤師会、始良・伊佐地域振興局、始良市、湧水町他		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	入院時情報提供率	89.3%	95%
	退院時調整漏れ率	12.0%	10%

(2) 入退院支援コーディネーター

事業概要	霧島市地域包括支援センターに、入退院支援コーディネーターを2名配置（保健師が兼務）し、主に担当の介護支援専門員等がいない高齢者の入退院に関する支援を行います。市民や関係機関等への周知を図ってまいります。		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）		
対象者	市民	開始年度	2017(平成29)年度
事業関係者	医療機関連携室、介護支援専門員		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	コーディネーター人数	2名	2名
	入退院支援コーディネート（延べ）	60件	80件

4 相談支援体制の整備・充実

(1) 消費生活相談事業

事業概要	<p>①消費生活相談事業 消費者が安心して安全で豊かな生活を営むことができるように、消費生活センターに消費生活相談員を3名配置し対応しています。現在、高齢者のインターネットでの買い物トラブルや、ワンクリック詐欺、スパムメール被害、認知症高齢者の消費トラブルについても相談が多くなってきており、民生委員と協力し対応しています。</p> <p>また、消費者に対する教育活動として、出前講座や「消費者生活ビギナー塾」といった講座を実施しており、民生委員の研修会や自治会の集まりの場を通じて消費者意識の啓発を図っています。</p>		
	<p>②地域見守りネットワーク 関係各課との連携を図り、民生委員と地域見守り支援員を含めた地域見守りネットワークの構築を進めていきます。</p> <p>③広報活動 ホームページや広報誌、FMきりしま等で消費トラブルに関する注意喚起や出前講座等の周知を行っています。</p>		
事業区分	消費生活相談事業		
対象者	市民（一般消費者）	開始年度	2009（平成21）年度
事業関係者	商工振興課		
事業評価指標（活動指標）		令和元年度実績	目標（見込）
相談件数		856件	950件
出前講座数		17回	15回
相談件数		9件	100件

(2) まちかど介護相談所・まちかど丸ごと相談所設置事業

事業概要	<p>霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーが在籍する介護サービス事業所において、地域住民の方が身近なところで、高齢者福祉や介護に関する相談をはじめ、地域生活の困りごとについて気軽に相談できる相談所を設置します。</p> <p>これまでのまちかど介護相談所を共生社会対応型の相談所として位置づけ、霧島市地域包括支援センターを中心とした「早く専門職に出会い、伴走していく体制づくり」を進めていきます。</p> <p>今後も継続して支援していきます。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業 総合相談事業		
対象者	市民	開始年度	2012(平成24)年度
事業関係者	霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー、霧島市地域包括支援センター		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	相談件数	9件	100件

(3) 家族介護者交流会事業（家族介護支援事業）

事業概要	<p>家族を介護している者が、介護に対する悩みや不安の相談、介護者相互の交流の場を提供し、精神的なケアに努めています。</p> <p>また、家庭で介護を行う際のちょっとしたポイントなどを学ぶ研修の機会を設けており、在宅介護を行う家族介護者の負担軽減を図っています。</p> <p>今後は、より身近に相談ができるように、家族介護者同士の情報交換や相談できる場を日常圏域ごとに開催できるようなメニューの開発に取り組みます。</p>		
事業区分	地域支援事業 任意事業 家族介護支援事業		
対象者	家族介護者	開始年度	2013(平成25)年度
事業関係者	霧島市地域包括支援センター、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	実施回数	6箇所	10箇所
	参加者人数	106人	150人

(4) こども・くらし相談センター

事業概要	<p>近年、福祉ニーズが多様化・複雑化している中、複合的な課題を抱える市民の相談に包括的に対応し支援するため、包括的相談支援体制として、令和2年4月に、暮らしの中で抱える様々な相談（主に福祉分野）に応じる窓口「こども・くらし相談センター『にじいろ』」を開設しました。</p> <p>引き続き、相談者が複数の相談窓口に赴くことなく複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整え、相談者が抱える問題に応じた支援を包括的に提供できるよう必要な調整を図ります。</p>		
事業区分	——		
対象者	市民	開始年度	2020(令和2)年度

5 成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

(1) 成年後見利用支援事業

事業概要	<p>身寄りのいない認知症高齢者等で、成年後見制度を利用することが困難な場合に市長が法定後見制度を使って後見開始の申立てを行います。また、制度を利用するにあたり費用を負担する事が困難な人に対して申立てに係る費用や後見人報酬に係る費用を助成します。</p>		
事業区分	地域支援事業 任意事業 その他の事業		
対象者	判断能力が不十分または欠く者で後見人が必要な者	開始年度	2007(平成19)年度
事業関係者	霧島市成年後見センター（霧島市社会福祉協議会）		
事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）	
市長申立て件数	7件	10件	

6 保健福祉事業等

(1) 家族介護用品支給事業

事業概要	要介護3以上の者または重度心身障がい者を介護している者（市民税非課税に限る）に対し、家族の経済的負担の軽減のため、月額6,000円（要介護度4、5）と月額4,000円（要介護度3【全介助に限る】、重度心身障がい者）の介護用品給付券を支給することで、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。 引き続き、在宅介護者の負担軽減の一助として継続して実施します。		
事業区分	保健福祉事業（65歳以上）	社会福祉総務費事業（それ以外）	
対象者	重度要介護者の家族	開始年度	2006(平成18)年度
事業関係者	———		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	世帯数	70件	76件

(2) 高齢者福祉手当事業

事業概要	長期間にわたり在宅において常時寝たきりや重度の認知症の高齢者を介護している方に対し、その労をねぎらうため、福祉手当（月額3,000円）を支給します。		
事業区分	老人福祉費事業		
対象者	重度要介護者の家族	開始年度	2006(平成18)年度
事業関係者	———		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	受給者数	53人	60人

(3) 食の自立支援事業（配食サービス）

事業概要	<p>身体・精神状態等により自ら買い物、調理が困難な状況の方を対象にして、1日2食、365日の配食サービスを提供し、栄養改善及び安否確認等を行います。</p> <p>今後も、民間配食サービスとのすみわけを進めながら、配食エリアを細分化することで事業者の参入を容易にするなど、継続して提供できるよう体制整備を図るとともに、関係機関と連携し、地産地消を取り入れたメニュー提供などに取り組みます。</p>		
事業区分	<p>保健福祉事業（65歳以上・地域生活配食事業） 社会福祉総務費 事業（65歳未満・自立支援配食事業）</p>		
対象者	日常的な見守りが必要な高齢者等	開始年度	1978(昭和53)年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会、社会福祉法人政典会、宅配クック123		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	地域生活配食事業（65歳以上）	115,794食	120,000食

(4) 救急時情報提供書の活用

事業概要	<p>本市では、長寿・障害福祉課と消防局が連携し、救急時情報提供に承諾した要介護認定者の認定情報（認知機能レベル、持病、かかりつけ医など）を情報システム上で共有しています。</p> <p>これにより、救急出動した際に個人名などで検索することで、必要な情報を現地に到着する前に得ることができ、その後の対応がスムーズになります。</p> <p>今後は、長寿・障害福祉課が保有する認定者情報だけでなく、障がいのある方についても、情報共有ができるよう検討します。</p>		
事業区分	——		
対象者	市民	開始年度	——
事業関係者	消防局		

第3章 高齢者の居住の安定の確保

第1節 居住の確保と安心して生活できる体制

① これまでの取り組みと現状

本市では、環境上の理由や経済的な理由で、在宅において日常生活を営むのに支障がある高齢者に対して、さまざまな在宅支援・自宅改修等を行ってきました。本市直営である横川長安寮においては現在、計画的に民営化を進めています。

また、在宅でも安心して生活してもらえるよう、緊急通報装置の設置やコミュニティバスの運営等、生活を支援してきました。

他にも、防犯・防災の取り組みとして、各課・消防局と情報を共有してきました。

② 課題

- 環境上の理由や、経済的な理由で在宅生活を続けられない方への支援
- コミュニティバスなどの移動支援の路線拡充・検討
- 高齢者運転免許証自主返納後の対応・支援の充実
- 緊急時や災害時の個別支援体制の充実・各課連携

③ 基本事業の方向性

高齢者が可能な限り、望む場所（自宅や施設など）で生活できる環境づくりの構築を進めます。また、個人において確保する持ち家としての住宅や賃貸住宅に加えて、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給され、住み慣れた地域で住み替えが促進される環境を確保します。

また、地域の実情にあったコミュニティバスの検討を行います。

さらに、緊急時や災害時に、自ら避難することが困難な高齢者や独居高齢者の支援をしてきましたが、よりいっそう充実した支援が求められていることから、今後も各課・消防局等と連携してより支援がスムーズにできるような取り組みを行っていきます。

1 多様な住まいの確保

(1) 老人福祉施設入所等事務

事業概要	<p>環境上の理由及び経済的理由により在宅生活困難な高齢者に対し、心身の健康の保持と生活の安定のため、所得に応じて入所者負担金が決定される養護老人ホームへの措置入所を行っています。</p> <p>高齢者虐待などの個別の問題を抱えた対象者が、速やかに養護老人ホームへ入所できるように、事務の効率化を進め、措置事務を行っています。</p>		
事業区分	老人福祉費事業		
対象者	独立して生活する事に不安がある概ね 65歳以上の者	開始年度	1963(昭和38)年度
事業関係者	養護老人ホームを運営する社会福祉法人 横川長安寮		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	年度末措置者数	109人	120人

(2) 生活支援ハウス運営事業

事業概要	<p>家族等による援助が困難で、身のまわりのことは自立していても、生活に不安がある方、身体機能の低下が認められる虚弱高齢者（養護老人ホーム等の対象となる者を除く）方に対して、住居や介護支援、交流機能を提供することにより、安全かつ快適な生活を営むことができるように、入所決定を行っています。</p> <p>生活相談員等、施設の職員の能力向上を図り、入所者が安心して生活できるよう改善していきます。</p>		
事業区分	老人福祉費事業		
対象者	独立して生活することに不安がある概 ね60歳以上の独居者等	開始年度	2005(平成17)年度
事業関係者	医療法人 春成会		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	年度末入所者数	10人（定員）	10人（定員）

(3) 横川長安寮老人ホーム運営事業

事業概要	<p>環境上の理由及び経済的理由により在宅生活困難な高齢者で、福祉事務所長が措置した方を入所させます。養護老人ホームとして、心身の健康の保持及び生活の安定のため、生活相談、食事の提供、健康管理及び必要な介護を行っています。</p> <p>「霧島市保健福祉施設民営化実施計画」に基づき、民営化を予定していますが、民営化されるまでの間、入所者が園での生活を毎日楽しく快適に過ごし、生きがいを見出せるように努めます。</p>		
事業区分	養護老人ホーム費事業		
対象者	長安寮入所者	開始年度	1956(昭和31)年度
事業関係者	横川長安寮 福祉事務所 (霧島市以外も含む)		
事業評価指標 (活動指標)	令和元年度実績	目標 (見込)	
年度末入所者数	22人	22人	

(4) 高齢者住宅等安心確保事業 (シルバーハウジング)

事業概要	<p>高齢者の生活特性に配慮した市営住宅 (小谷住宅：牧園町高千穂 14戸) に入居している者に、生活援助員を派遣して、生活指導・相談・安否確認、一時的な家事援助などのサービスを提供することによって、安全かつ快適な生活を営むことができるように支援しています。</p> <p>今後は、附帯設備である緊急通報装置の更新等について生活指導・安否確認の中で提案や相談ができるような取り組みを検討します。</p>		
事業区分	包括的支援事業 任意事業 その他の事業		
対象者	独立して生活することに不安がある概ね60歳以上の独居者等	開始年度	2005(平成17)年度
事業関係者	社会福祉法人 桃蹊会		
事業評価指標 (活動指標)	令和元年度実績	目標 (見込)	
入居戸数	14戸	14戸	

(5) 市営住宅改善事業・市営住宅等立替え事業

事業概要	<p>霧島市公営住宅等長寿命化計画において、「個別改善」もしくは「維持管理」と位置づけられている住宅を対象に、居住水準の向上を図るために、その建物の状況に応じて居住性向上型、長寿命化型等の中から事業を選択し、既設市営住宅の改善を行っています。</p> <p>また、入居募集も行っており、抽選に当選した方の中で希望があれば、高齢の方が優先的に1階に入ることができるようにしています。</p> <p>今後も継続して支援していきます。</p>		
事業区分	市営住宅維持管理事業		
対象者	市営住宅へ転居の抽選に当選した高齢者	開始年度	2005(平成17)年度
事業関係者	建築住宅課		

2 地域の実情に応じたサービス基盤の整備と活用

(1) コミュニティバス等運行事業

事業概要	<p>本市では、交通空白・不便地域に住む市民の生活交通手段を確保するため、単人地域を除く市内全域においてコミュニティバス（ふれあいバス・デマンド交通）を運行しています。</p> <p>コミュニティバスは、通勤、通学、通院及び買物等の「生活の足」として市民の日常生活に必要な移動手段であるが、モータリゼーションの進展や中山間地域における人口減少に伴い、利用者数は年々減少しています。</p> <p>このような中、警察庁がまとめた運転免許統計によると 2019 年に運転免許を返納した方は前年比 42.7%増の約 60 万件となり、今後も運転免許返納者は増加していくことが予想されます。</p> <p>このような状況を踏まえ、運転に不安のある高齢者が自家用車に頼らなくても移動できる環境を整備するとともに、高齢者の中には長年バスを利用していなかった等の理由により、乗ること自体に抵抗を感じる方も存在することから、出前講座（乗り方教室）の開催等を通じて、まずは交通機関を体験してもらい、「自家用車から公共交通へ」の気運の醸成を図る必要があります。</p> <p>また、高齢者の外出機会の増加に伴う地域住民等との触れ合いが、認知症の発症の遅れや自身の生活への活力に繋がることから、高齢者自身がバス停まで歩いていくことができる歩行能力の維持を可能とする「自宅でできる体操メニュー」の浸透を図るとともに、市が各種事業を実施する際には、コミュニティバスの運行時間に合わせた開始終了時刻を設定します。</p>		
事業区分	コミュニティバス等運行事業		
対象者	市民	開始年度	——
事業関係者	地域政策課		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	ふれあいバスの一便当たりの利用者数が 2.0 人を下回る路線数	20 便	0 便

(2) 高齢者運転免許証自主返納支援事業

事業概要	<p>多発する高齢者の交通事故防止と公共交通（バス）の利用促進を図るために、霧島市と市内を運行するバス事業者、警察が連携し、高齢者が運転免許証を自主返納した場合に特典を設けています。</p> <p>○特典内容：発行額 7,700 円分の「かごしま共通乗車カード」を、申請した対象者に 1 回限りで無償交付</p> <p>○費用負担：霧島市がバス事業者から 7,500 円で購入</p>		
事業区分	高齢者運転免許証自主返納支援事業		
対象者	市内に居住する 65 歳以上の運転免許証自主返納者(平成 22 年 4 月 1 日以降、霧島署または 横川署に運転免許の取消申請を行い、運転免許自主返納カードを所持する方)	開始年度	2010(平成 22)年度
事業関係者	安心安全課、横川総合支所地域振興課		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	利用者数（延べ人数）	399 人	400 人

3 地域と一体となった緊急時対応の推進

(1) 家庭内事故等対応体制整備事業

事業概要	<p>一人暮らしの高齢者世帯等で緊急時に適切な対応が困難と認められる世帯に対し、24 時間 365 日対応可能で緊急通報のほか生活サポートなどを受けることができる、コールセンター対応の緊急通報装置を設置しています。</p> <p>コールセンターによる定期的な安否確認が、逆に地域の支え合い活動を阻害することの無いよう、バランスを意識しながら、事業を実施します。</p>		
事業区分	地域支援事業 任意事業 その他の事業		
対象者	緊急時連絡に不安のある一人暮らし高齢者世帯等	開始年度	2009(平成 21)年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会、周南マリコム(株)		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	緊急通報装置設置台数（休止除く）	201 台	210 台

(2) 自主防災組織

事業概要	<p>局地的な大雨や地震、火災等の災害等に対して、高齢者の不安が増しているため、災害時について本市では、「自分たちの身は、自分たちで」をキーワードに各自治会に防災担当を配置することで自主的な防災組織の育成を進めています。関係各課、霧島市社会福祉協議会、消防署等が情報を共有して、民生委員・児童委員等の地域の役員への情報共有を促進していきます。</p> <p>今後は、自主防災組織などを中心に、地域に潜む危険箇所や要支援者を把握し、災害発生時の支援体制を確立します。</p>		
事業区分	———		
対象者	市民	開始年度	———
事業関係者	安心安全課		

(3) 緊急受診アプリやネット 119 などの活用

事業概要	<p>電話を使うことができない方などの対応として、ネット 119、FAX119、メール 119 などのサービスも提供しており、これらのツールを活用し救急体制の拡充を図ります。</p>		
事業区分	———		
対象者	市民	開始年度 (ネット 119)	2020(令和 2)年度
事業関係者	消防局		

第4章 住民参加と互いに支えあう地域福祉の推進

第1節 互助の仕組みによる支え合い、社会参加のしくみづくり

① これまでの取り組みと現状

平成28年度に霧島市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、平成29年度から地域のひろば推進事業等が開始となったことから、地区自治公民館や自治会の取り組み支援を行ってきました。地域づくりに関心を持ってもらうために、介護予防や健康づくり、役割・生きがいくづくり、終活などの関心のある事を用いて、地域に出向き、人の輪を築いてきました。

霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーは市が養成する独自の認定資格であり、市民の身近な場所であらゆる相談に対応できるよう、児童福祉、障害福祉等の研修を始めました。

近年は、家族等の身寄りのいない人が、身元保証人を確保することができずに、居住・医療・介護等の支援に困難さを抱えている相談が増えており、関係機関等との情報交換を行いました。

② 課題

- 民生委員や地域見守り支援員などの地域内連携並びにネットワーク機能の更なる強化のための2層協議体の適切な運営及び1層協議体の独立した設置
- 地域における助け合い活動に取り組む地域見守り支援員等の設置と養成
- 地域ケア個別会議等での個別ケースの自助・互助を含めた生活支援サービスの調整・新たな資源開発
- 霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーの活動の強化
- 身寄り問題等への対応の強化
- 高齢者の社会参加のひとつである就労支援への取り組み強化

③ 基本事業の方向性

地域包括ケアシステムの深化に向けて、自治会等の既存のコミュニティはもとより、民生委員、地域見守り支援員をはじめとする地域のボランティアやNPO、ボランティア団体、民間事業所等の地域の様々な活動主体とのネットワーク構築に取り組み、市民相互の支えあい、助け合いを推進するための地域内のネットワークの強化に努めます。そのためには、生活支援コーディネーターや霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー等の専門職は今まで以上に連携を深め、地域の課題の把握を行い、課題解決に向かい協働します。

1 本市が目指す生活支援体制整備の考え方

本市では、合併前の旧町単位や中学校区を基にした10圏域を第2層と設定し、それぞれの地域性や生活のつながりに視点を置いた生活支援体制の整備を図ってきました。

第8期介護保険事業計画においては、さらなる深化に向け、第2層（各圏域）の取り組みの深化を図るとともに、第1層（本市全体）協議体の適正な設置と運営を行います。

（1）第8期計画の重点目標

第7期計画で蓄積したノウハウを活用し、地域のリーダーを中心とする互助の取り組みをそれぞれの地域に波及を図ります。

第7期計画の共助の取り組みを活用し、互助の取り組みだけでは解決できない困りごとやまだ孤立している地域住民等に対する課題解決を図ります。

互助・共助の取り組みが継続できるよう、人材育成や周知活動、活動する地域住民のモチベーション向上につながる仕組みづくり等を行います。

全ての世代にいかにして地域づくりに関心をもってもらうかという課題解決に向けてのノウハウを蓄積します。

（2）第2層協議体の段階的な事業推進イメージ

地域資源の情報収集・掘り起し及び通いの場の展開等を行う導入期

通いの場を支え合い・助け合いの場につなげる成長期

支え合い・助け合いの視点を通いの場から地域に移す拡張期

互助活動だけでは解決できない課題解決に取り組む共助活動を開発する成熟期

2 互助の仕組みによる支え合いの体制づくり

(1) 生活支援体制整備事業（第1層）

事業概要	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、生活支援コーディネーターを配置し、地域における支えあい・助けあいの仕組みづくりや、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。また、地域活動をしている人や世話焼きさん、地域の高齢者等が中心となって、専門職と一緒に地域の支えあいを発展させ、新たな地域づくりを進める独立した第1層協議体の設置と運営を行います。		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）		
対象者	生活支援体制整備事業	開始年度	2016(平成28)年度
事業関係者	市民		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	独立した第1層協議体の設置	0箇所	1箇所
	介護保険ボランティア登録者数	370人	500人
	福祉活動を行う団体とのネットワーク（活動状況の把握・連携）数	25箇所	30箇所

(2) 生活支援体制整備事業（第2層）

事業概要	日常生活圏域（第2層）ごとの生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、生活支援コーディネーターを配置し、それぞれの圏域で、住民が主体となり取り組んでいる活動を基盤とした、第2層協議体の設置を行います。 また、サロン活動のさらなる広がり推進するとともに、サロン活動でできた顔の見える関係づくりから派生する住民同士の見守り・支えあい活動を推進し、それを柱とした地域課題の把握に努め、地域だけでは解決できない課題等については、協議体で検討していける仕組みをつくります。		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）		
対象者	生活支援体制整備事業	開始年度	2016(平成28)年度
事業関係者	市民		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	第2層協議体の設置数	10箇所（※1）	10箇所
	地域のひろば取り組み団体の数	93団体	200団体
	見守隊取り組み団体の数	335人（※2）	500人

※1 情報交換会を開催した圏域の数

※2 在宅福祉アドバイザー（旧制度）の数

(3) 霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー設置事業

事業概要	<p>市の地域包括ケア体制の構築にあたって、地域包括ケアに関する、市独自の認定資格である「霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー」の養成及び資格維持のためのスキルアップ研修等を行います。</p> <p>ワーカー自身が活動しやすいよう、市民への周知及び所属する事業所等に理解と協力を求めつつ、今後、共生型地域社会の推進を図ることを目的として個々のスキルアップを図ります。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）		
対象者	介護保険事業所職員等	開始年度	2012(平成24)年度
事業関係者	市内介護サービス事業者		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	地域の方から相談を受けた割合	41.5%	60%

(4) 地域まちづくり支援事業

事業概要	<p>本市では、市内89か所の自治公民館を対象として、10年後のまちのあり方を共有し、自助互助共助のそれぞれの取り組みをまとめた「まちづくり計画」の策定を推進しており、計画策定に要する費用の一部助成するとともに、本市職員が職員サポーターとなり計画策定の後方支援を行っています。</p> <p>今後は、見直しのタイミングで、自助互助による活動を盛り込んだ実施計画となるような支援を行っていきます。</p>		
事業区分	地域まちづくり支援事業		
対象者	市民	開始年度	2005(平成17)年度
事業関係者	市民活動推進課		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	見直しを行った自治公民館数	25 地区	87 地区

(5) 就労支援コーディネーター

事業概要	生涯現役社会の実現や高齢者の社会参加を促すことを目的に、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）を配置します。内容としては、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形で高齢者の社会参加を促進します。		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）		
対象者	生活支援体制整備事業	開始年度	新規事業
事業関係者	高齢者、事業所、民間企業等		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	就労につながった高齢者数	新規事業	年間 100 人

3 地域福祉活動の推進

(1) 霧島市社会福祉協議会運営支援事業

事業概要	社会福祉を目的とする事業や社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助により、地域福祉の推進を図る事を目的とした団体である霧島市社会福祉協議会の運営費補助として補助金を交付しています。 不採算事業の整理等による経営収支の改善や、本来取り組むべき地域福祉の推進に取り組むよう働きかけていきます。		
事業区分	霧島市社会福祉協議会運営支援事業		
対象者	霧島市社会福祉協議会	開始年度	2005(平成 17)年度
事業関係者	保健福祉政策課 霧島市社会福祉協議会		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	会員数	29,653 人	29,000 人
	ボランティア登録者数	4,411 人	4,400 人

(2) 高齢者見守り支援事業

事業概要	高齢者や障がい者など、援護を必要とする人々への声かけや安否確認等のため、地区自治公民館が設置する地域見守り支援員(見守り隊)の活動を支援し、地域における要援護者の見守り体制の構築を図ります。		
事業区分	地域支援事業 総合事業 一般介護予防事業 介護予防把握事業		
対象者	高齢者や障がい者等	開始年度	2020(令和2)年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会連合会		
	事業評価指標(活動指標)	令和元年度実績	目標(見込)
	支援員数	※新規事業	400人

(3) 身寄り問題検討委員会

事業概要	家族等の身寄りのいない人が、身元保証人を確保することができずに、居住・医療・介護等の支援に困難を抱えている現状があることから、関係機関等との協議の場に参加し、相談体制の強化や対応のためのマニュアル作成等を行います。		
対象者	高齢者や障がい者等	開始年度	2020(令和2)年度
事業関係者	一般社団法人サツマスタ、霧島市社会福祉協議会、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー		

(4) 地域自殺対策緊急強化事業

事業概要	自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があるため、「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」として認識され、社会全体で自殺対策を推進していくため、霧島市自殺対策計画を策定しました。 国が定める全市町村が共通して取り組むべき5つの基本施策と、市の自殺の実態を踏まえて「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に焦点を絞った3つの重点施策について、施策の体系を定め「生きることの包括的な支援」として推進していきます。		
事業区分	地域自殺対策緊急強化事業		
対象者	市民、関係機関	開始年度	——
事業関係者	健康増進課		
	事業評価指標(活動指標)	令和元年度実績	目標(見込)
	自殺死亡率減少(10万人対)	25.43人	令和8年度11.4人以下

(5) 民生委員活動支援事業

事業概要	小地域での福祉活動の担い手である民生委員児童委員が行う活動を支援するために、霧島市民生委員児童委員協議会連合会に補助金を交付しています。また、その事務局として、霧島市民生委員児童委員協議会連合会の運営をサポートしています。		
事業区分	社会福祉総務費事業		
対象者	霧島市民生委員児童委員協議会連合会	開始年度	1948(昭和23)年度
事業関係者	霧島市民生委員児童委員協議会連合会、霧島市社会福祉協議会		
事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）	
民生委員活動日数	42,683日	42,700日	

第5章 介護保険制度の円滑な運営

第1節 介護サービスの質の確保・向上と多様な介護人材の確保・定着に向けた支援

① これまでの取り組みと現状

高齢化の進展により、介護保険のサービスをはじめとした公的なサービス（フォーマルサービス）以外の、インフォーマルサービスの重要性を踏まえ、ケアプランの点検に取り組んできました。

また、中核的機関である霧島市地域包括支援センターが重要性を増してきたため、充実・強化を行いました。

他にも、介護人材の確保・定着に向けた取り組みとして、中学校や高等学校で職業体験を行っており、福祉の事業に触れてもらうことで、今後の人材の確保に向けた取り組みを行っています。

② 課題

- 新規認定者の認定状況の把握と、悪化率の変化の分析・評価
- インフォーマルを踏まえた適切なケアプランかどうかの点検
- 医療機関のレセプトと介護サービスの事業所の重複請求の点検
- 作業療法士による、住宅改修や福祉用具付与に関する点検
- 介護事業所への実地指導や集団指導の充実
- 介護人材の確保
- 事業所における高齢者虐待防止

③ 基本事業の方向性

今後、高齢化の進展に伴い、介護サービス受給者数や、介護サービス事業所数は今後も増加していくことが見込まれます。事業を継続的、安定的に実施することで介護給付費の適正化、介護サービス事業者が提供するサービスの質の向上に努めていきます。

また、今後介護人材の確保が難しくなることから、求職者と事業所の双方の実情・意向に応じた支援体制の確保を図るとともに、潜在有資格者に対しても、情報提供の場、就職を意識してもらうための機会となるようなプログラムを開発していきます。

1 介護事業所との連携

(1) 災害対策

事業概要	<p>介護事業所においては、災害対策に係る計画等の策定や訓練の実施、必要な物資の備蓄など、平時から備えておかなければなりません。また、介護サービスは、利用者やその家族の生活のために必要不可欠なものであり、災害の発生時においてもサービスを継続する必要があります。</p> <p>そのため、日頃から介護事業所等と連携し、災害対策を充実していきます。</p>
------	--

(2) 感染症対策

事業概要	<p>本市では、国・県・周辺市町と協力してウイルス感染拡大防止に向けての取り組みを行っていますが、高齢者は重度化・合併症が起りやすいことから、重点的な対策が重要である事業所・医療関係との連携した体制を構築します。</p> <p>①ウイルス感染症対策の周知啓発</p> <p>本市では、市民にむけたウイルス感染症対策の周知として、広報誌に掲載するほか、ホームページで公開し、今後も国・県と協力して周知・啓発を行っていきます。</p> <p>また、本市役所職員・介護事業所・医療関係者などを対象とした感染症対策研修会を今後も継続して実施することで、介護・医療現場の感染症対策の周知啓発を図ります。</p> <p>②感染症発生時の対応フロー策定</p> <p>長寿・障害福祉課と介護保険事業者の代表者による「感染症対策協議会」により、感染症発生時の対応フローを定めます。</p> <p>また、地域密着型サービス事業者連合会と協定書を締結し、発生時の連携を強化します。</p> <p>③感染症の拡大を防止するための必要備品の備蓄と調達</p> <p>本市における介護予防事業等の教室やサロン、さらには、介護の現場において必要となる衛生・防護用品について、必要量を把握するとともに備蓄と提供配布体制を整えていきます。</p>
------	---

2 実地指導・集団指導

(1) 実地指導・集団指導

<p>事業概要</p>	<p>適正な事業運営(ケアマネジメントやコンプライアンスにのっとった業務)が行われているか確認し個別で行なわれる実地指導と、対象となる事業者を一定の場所に集めて行なう集団指導を行っています。介護サービス事業者の制度管理および保険給付の適正化とよりよいケアの実現につなげることを目的としています。3年に1度はすべての事業所へ指導をおこなうことができるように努めています。</p> <p>運営指導</p> <p>高齢者の虐待防止と身体拘束禁止等の観点から、行為及び与える影響について理解を深め、防止のための取り組みの促進について指導するとともに、重要性の理解についてヒアリングを行っています。</p> <p>引き続き、利用者の自立支援に向けた適切で尊厳ある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上が図られることを目指して継続して実施します。</p> <p>報酬請求指導</p> <p>報酬請求指導は、各種加算等について算定基準に適した体制の確保や適切な運営がなされているか等についてヒアリングにより確認し、不適正な請求の防止とよりよいケアへの向上を目的として実施しています。</p> <p>引き続き、不正請求・過誤請求などが無いよう、継続して実施します。</p>
-------------	--

3 介護給付費等費用適正化事業

(1) 要介護認定の適正化

事業概要	<p>適正な要介護認定を実施するために、調査票の全件チェックや事務分析データを活用した研修を実施しています。</p> <p>今後も、適正に要介護認定を行えるように全国平均とずれのある調査項目について分析し、研修に活かしたいと考えています。</p>		
事業区分	地域支援事業 任意事業		
対象者	要介護・要支援認定申請者等	開始年度	2006(平成18)年度
事業関係者	——		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	調査票チェック件数	6,263件	6,200件

(2) ケアプランの点検

事業概要	<p>この取り組みは、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえて「自立支援」につながっている適切なケアプランになっているか、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、「自立支援に資するマネジメント」とは何かを点検・研修会・面談を通して、本市と一緒に追求し、健全な給付の実施を支援します。</p> <p>今後も継続して実施していきます。</p>		
事業区分	地域支援事業 任意事業		
対象者	介護支援専門員	開始年度	2020(令和2)年度
事業関係者	居宅介護支援事業所		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	点検数	※新規事業	120件
	研修会開催数	※新規事業	1回
	面談実施数	※新規事業	30回

(3) 縦覧点検・医療情報との突合

事業概要	医療情報との突合と、縦覧点検は、国保連に委託をして全件点検を行い、介護サービス事業者の請求内容に誤りがないか確認することによって、適正な給付の実施を支援しています。 今後も継続して支援していきます。		
事業区分	地域支援事業 任意事業		
対象者	居宅介護支援事業所	開始年度	2006(平成18)年度
事業関係者	——		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	縦覧点検数	全件	全件

(4) 住宅改修・福祉用具点検

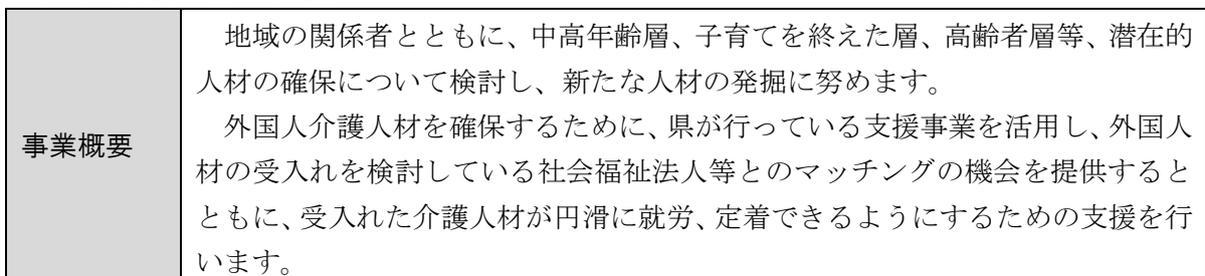
事業概要	住宅改修については、事務職員及び作業療法士が、事前申請時に書類審査及び一部の現地検査を行います。本人の身体の状態に合わせた改修となっているか、担当ケアマネジャーや施工業者の意見も聞きながら検討し、適正な給付を行っています。		
事業区分	地域支援事業 任意事業		
対象者	要支援・要介護認定者	開始年度	2006(平成18)年度
事業関係者	霧島市地域包括支援センター 居宅介護支援事業所		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	点検数	540件	540件

4 介護人材の確保

(1) ICT活用による働き方改革の推進



(2) 介護人材の発掘



(3) 介護職のブランディング戦略

事業概要	<p>一般企業と比較し、ブランディングが脆弱な介護職のイメージの向上を図ります。</p> <p>具体的には、ブランディングを得意とし、イメージを変えられる先駆者でチームを作り、SNS活用の方法や、自社ホームページ作成など、介護職の魅力をアピールする方法を検証し、市内事業所への普及を図ります。</p>
------	--

5 その他

(1) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業

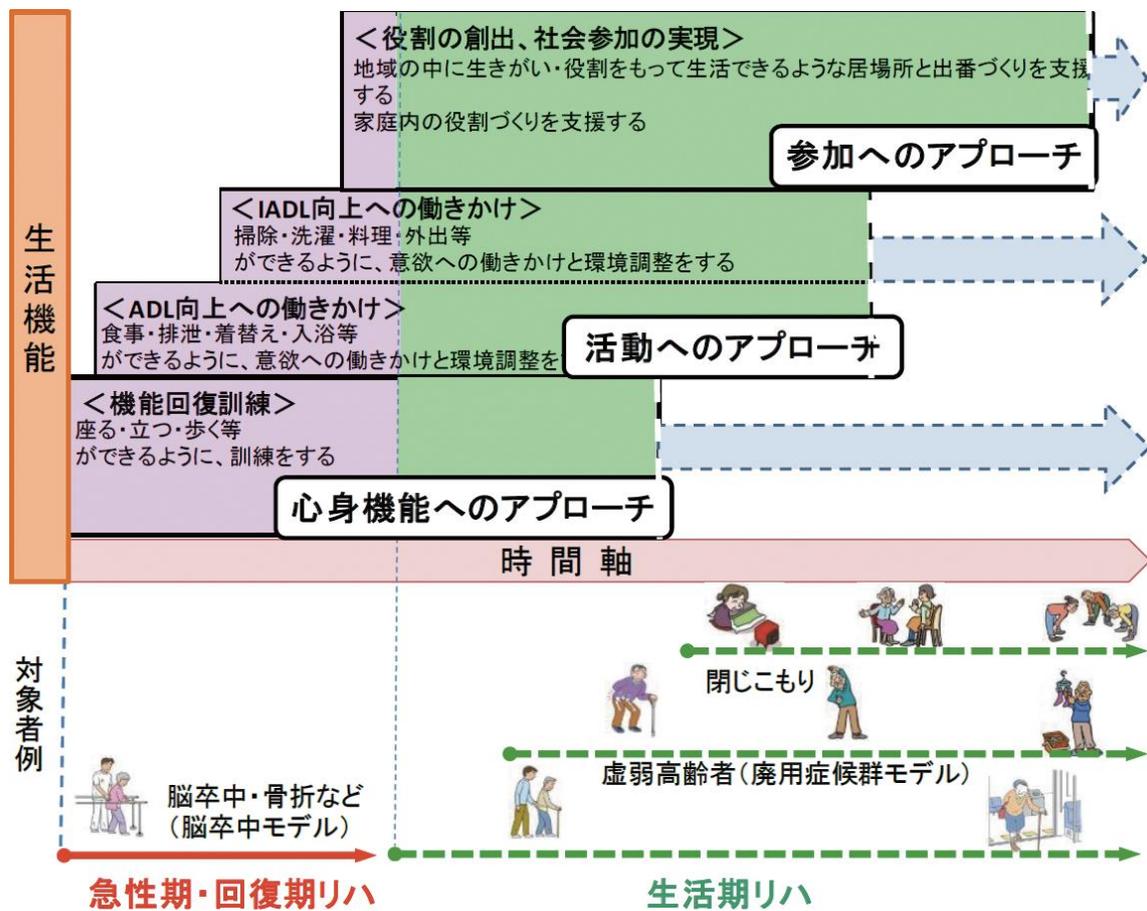
事業概要	低所得で生計が困難である者に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、利用者負担を軽減した額の一部を市が助成します。		
事業区分	老人福祉費事業		
対象者	低所得の介護保険サービス利用者	開始年度	2000(平成12)年度
事業関係者	社会福祉法人		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	負担減免金額	0円	100,000円

第2節 介護保険サービスにおけるリハビリテーションサービス提供体制について

1 本計画における介護保険の生活期リハビリテーション

介護保険サービスの対象となる「生活機能」の低下した高齢者に対しては、生活期のリハビリテーションとして、単なる身体機能の改善だけではなく、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよく働きかけることで、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることが重要となります。

ここでは、その提供体制の確保に関する方向性などを示します。



出典：「高齢者の地域における新たなリハビリテーションの在り方検討会報告書（平成27年3月）」

2 リハビリテーション指標を活用した地区分析

(1) リハビリテーションサービスの施設・事業所数

①	訪問リハビリテーション	7 事業所
②	通所リハビリテーション	17 事業所
③	介護老人保健施設	5 施設
④	介護医療院	1 施設
⑤	短期入所療養介護（老健）	4 施設

出典：介護保険総合データベース（平成 30 年時点）

(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の従事者数（認定者 1 万人あたり）

	事業所	本市	県	全国
①	介護老人保健施設 理学療法士	12.6 人	15.5 人	12.0 人
②	作業療法士	<u>3.1 人</u>	8.7 人	8.3 人
③	言語聴覚士	1.6 人	1.6 人	1.7 人
④	通所リハビリテーション 理学療法士	31.4 人	32.0 人	17.4 人
⑤	作業療法士	<u>14.1 人</u>	12.3 人	7.9 人
⑥	言語聴覚士	<u>4.7 人</u>	1.8 人	1.3 人

出典：介護サービス施設・事業所調査

(3) まとめ

- リハビリテーション専門職（常勤換算従事者数）について、作業療法士の数が、介護老人保健施設では全国・県平均とも大きく下回っている一方で、通所リハビリテーションでは全国・県平均とも大きく上回っている状況です。
- 通所リハビリテーションでの言語聴覚士について、平均を上回っている状況です。
- 全体的傾向として、介護老人保健施設と比較して、通所リハビリテーションのリハビリテーション専門職の配置が手厚くなっていることが分かります。

(4) リハビリテーションサービスの利用率

① リハビリテーションサービスの利用率

通所リハビリテーション

単位：%

介護度	全国	鹿児島県	霧島市
要支援1	1.03	2.38	2.34
要支援2	1.56	3.42	3.71
要介護1	2.23	4.87	5.21
要介護2	2.12	3.34	3.42
要介護3	1.12	1.90	1.57
要介護4	0.64	1.01	0.79
要介護5	0.28	0.45	0.45
合計	8.98	17.37	17.49

訪問リハビリテーション

単位：%

介護度	全国	鹿児島県	霧島市
要支援1	0.09	0.07	0.03
要支援2	0.22	0.23	0.27
要介護1	0.30	0.57	0.40
要介護2	0.42	0.50	0.39
要介護3	0.29	0.48	0.27
要介護4	0.24	0.43	0.21
要介護5	0.20	0.34	0.16
合計	1.76	2.62	1.73

(時点) 令和2年(2020年)

② リハビリテーション加算算定者数(認定者1万人あたり)

	全国	鹿児島県	霧島市
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上 算定者数(訪問リハビリテーション)[認定者1万対]	15.24	19.90	2.67
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上 算定者数(通所リハビリテーション)[認定者1万対]	146.11	289.65	79.55
通所リハビリテーション(短時間(1時間以上2時間未満)) 算定者数[認定者1万対]	66.53	115.98	163.51
生活機能向上連携加算算定者数[認定者1万対]	198.65	289.85	611.66

(時点) 令和元年(2019年)

① まとめ（リハビリテーションの利用率）

- 通所リハビリテーションについて、利用率は全国と比較して高い状況です。
- 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションとも、リハビリテーションマネジメントⅡ以上の算定が全国や県と比較して低い状況にあります。
- 一方で、通所リハビリテーションの短時間算定の割合や生活機能向上連携加算算定の割合が全国や県と比較して高い状況にあります。

3 総括

- サービス提供体制について、専門職数が全国と比較して多い状況となっています。
- 訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの各種加算の算定状況から、それぞれが役割分担をしながら地域のリハビリテーションを担っている状況が把握されましたが、今後、リハビリテーションを受ける必要がある高齢者が増加していく傾向を踏まえると、訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの双方でリハビリテーションマネジメントに取り組める体制が望ましいです。

4 第8期の方向性

（1）地域として目指す理想像

個々の利用者が本人に適したリハビリテーションを利用しながら、望む暮らしを送ることができる

（2）理想像実現のためのより具体的なビジョン

利用者の自立支援に向けて個々の利用者に適したリハビリテーションを提供できるよう、関係するサービス間の連携を強化する

（3）今後の施策

- 限られた資源を効率的に活用するため、専門職のスキルアップを図るとともに、第7期に実施した、通所リハビリテーションや通所介護事業所の利用者の介護度経年変化について事業所別に調査し研修会などを通じて、今後とも、各事業所が自事業所における介護度の変化（介護予防）について意識しながらリハビリのマネジメントを行えるよう支援していきます。
- 専門職間での連携を強化し、介護予防についての成果を上げている事業所の専門職とその他の事業所の専門職が、顔を合わせてコミュニケーションを図ることができるよう、専門職団体が運営する協議会と連携して対応策を検討します。

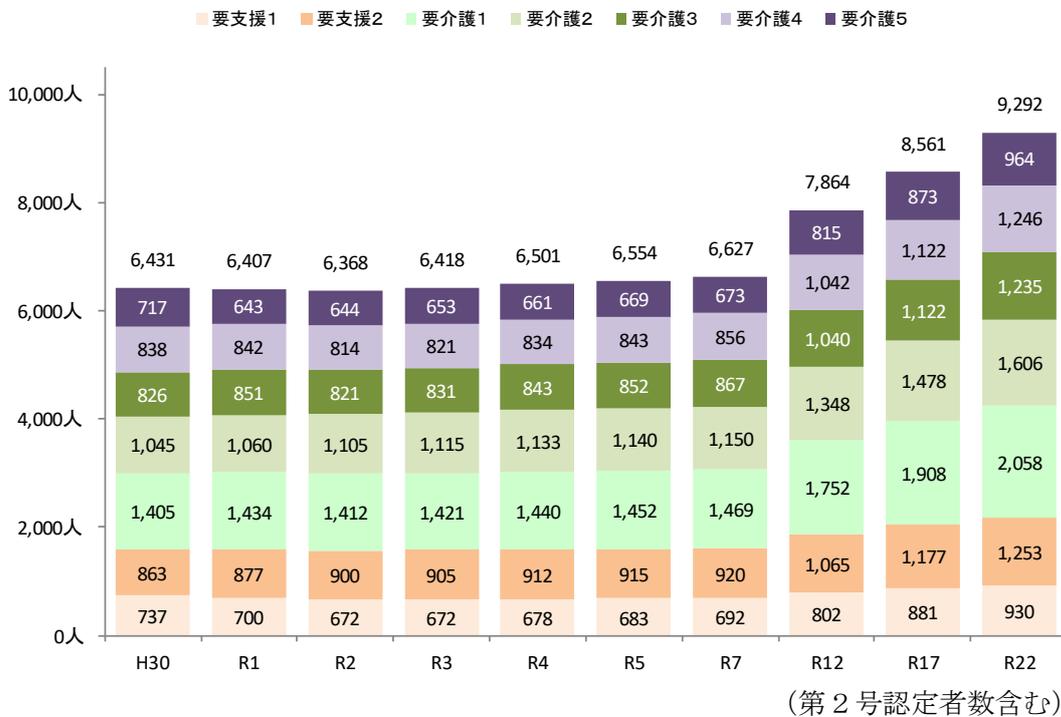
第6章 介護保険事業量の推計

第1節 認定者等の推移と予測

1 認定者の状況と今後の予測

認定者は、平成30年度に6,431人となっていました。令和2年度は6,368人（63人の減少）となっています。

今後の予測は、令和5年度に6,554人となり、令和2年度と比較して186人の増加となります。さらに、令和7年度には6,627人となると予測されます。



2 前期（7期）計画の実績

(1) 前期（7期）介護保険事業計画の実績について

総給付費は、平成30年度の9,123百万円から令和2年度では、9,492百万円（見込）となり、369百万円増加（平成30年度比104%）となっています。

	H30	R1	前年比	R2	前年比	前々年比
居宅サービス(千円)	4,617,909	4,695,517	101.7%	4,897,002	104.3%	106.0%
居住系サービス(千円)	1,347,272	1,346,718	100.0%	1,339,378	99.5%	99.4%
施設サービス(千円)	3,157,894	3,143,166	99.5%	3,255,472	103.6%	103.1%
総計(千円)	9,123,075	9,185,401	100.7%	9,491,852	103.3%	104.0%

第2節 介護保険サービスの量の見込み

介護保険サービスについては、2025年を見据えた介護保険事業計画の策定(地域包括ケア計画、中長期的な推計)に対応した視点を持ちつつ、保険者として持続的な事業運営を図るとともに、被保険者個々の保険料負担の上に成立している制度として、公平で質の高いサービスを提供するための取り組みが求められています。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、介護予防訪問介護サービスと介護予防通所介護サービスの当該年度の見込みについては、介護保険事業費ではなく地域支援事業費に見込んでいます。

なお、ここで使用している介護保険に関する各種データは、国の示した「地域包括ケア見える化システム」を用いて算出したデータとなります。

1 居宅サービス

自宅に居ながら利用できる介護サービスのことです。また、施設に入っている場合でも、そこが居宅と見なされる場合は、そこでのサービスは居宅サービスに含まれます。

【日常生活圏域別居宅サービス事業所の状況】

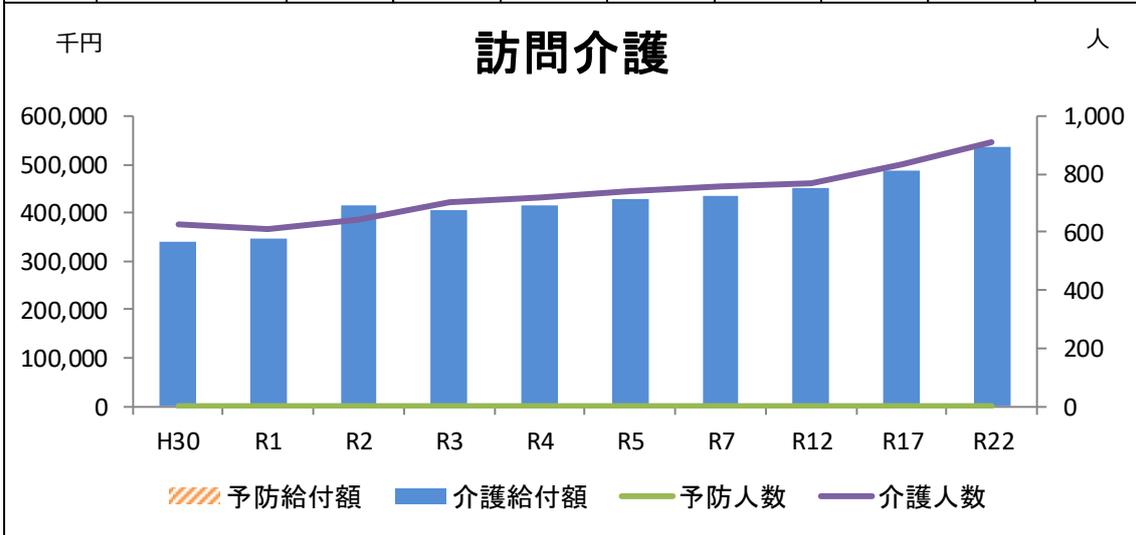
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	居宅介護支援事業所
国分北	2		2	1	2	3	3	2	1	1	1	1	7
国分	6		3	1	9	2	6	1	1	2	2	1	8
国分南	2			1	3	3	1					2	3
溝辺	1		1	1	2	2	1	2	1	2	1		2
横川	1				1	2		2					2
牧園	2		2		1	2	2	1	1	1			2
霧島	2		1	1		1	2	1	2			3	2
隼人北	5	1	3	3	7	4	4	2	2			1	7
隼人南	6		3		4	3		1		1	1	2	8
福山	1		2	1		1	1	1	1		1		2
合計	28	1	17	9	29	23	20	13	9	7	6	10	43

[長寿・障害福祉課調べ 休止中の事業所を除く 令和2年11月1日現在]

(1) 訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介護や、家事などの日常生活の援助を行います。

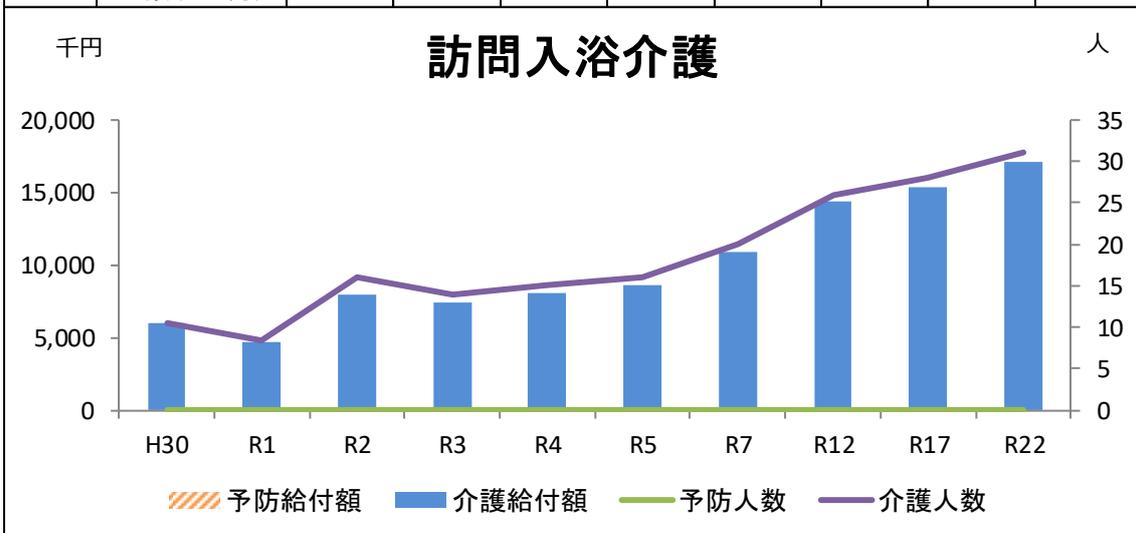
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	340,462	347,967	416,488	404,757	416,539	428,321	436,108	536,684
	人数(人/月)	625	611	646	701	721	741	755	912



(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介助を行います。

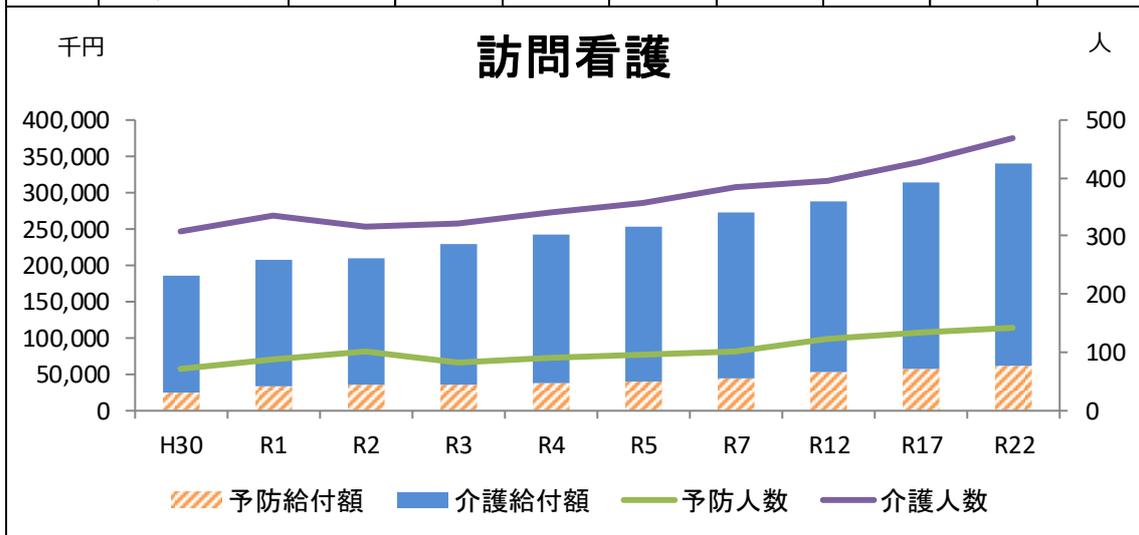
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	5,966	4,672	7,948	7,425	8,021	8,616	10,936	17,087
	人数(人/月)	10	8	16	14	15	16	20	31
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0



(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や手当てを行います。

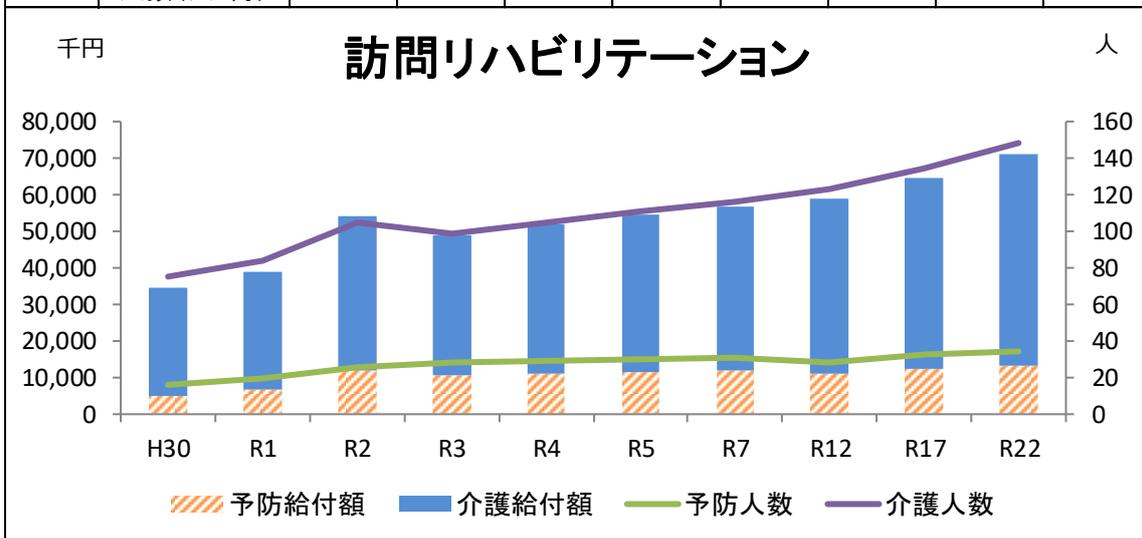
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	161,449	174,509	172,560	193,330	203,516	213,701	229,242	280,315
	人数(人/月)	309	337	317	323	340	357	383	468
予防 給付	給付費(千円)	23,660	32,839	35,767	34,981	37,504	40,026	42,977	60,326
	人数(人/月)	71	88	102	83	89	95	102	143



(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づいて作業療法士（OT）や理学療法士（PT）が自宅を訪問して、普段の生活に必要なリハビリを提供するサービスを行います。

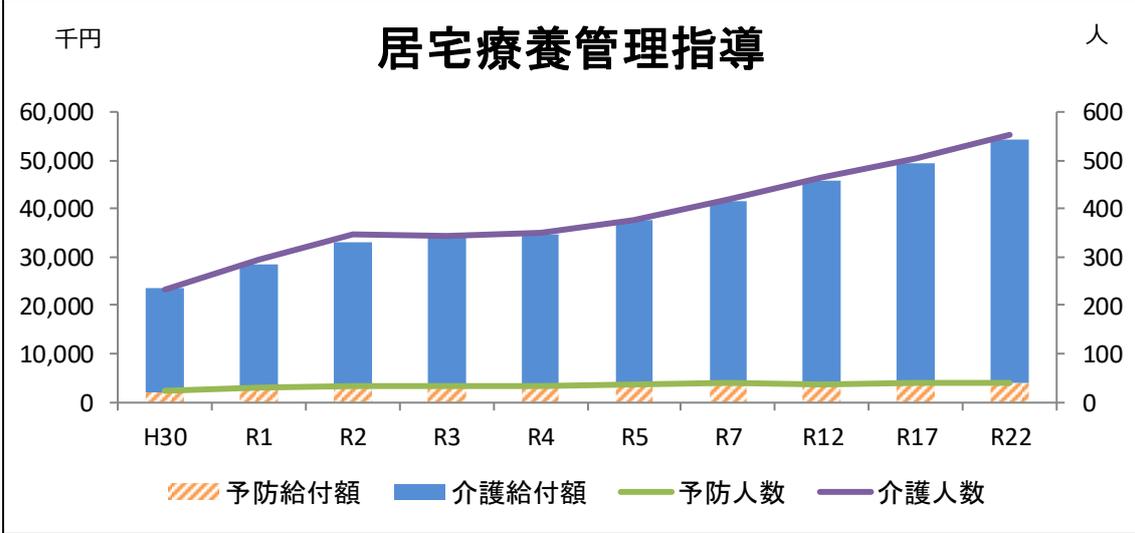
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	29,555	32,205	42,360	38,487	40,817	43,147	45,091	57,748
	人数(人/月)	75	84	105	99	105	111	116	148
予防 給付	給付費(千円)	5,058	6,702	11,827	10,570	10,968	11,365	11,763	13,182
	人数(人/月)	16	19	25	28	29	30	31	34



(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な方に対し、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが自宅を訪問して、療養上の世話や指導を行います。

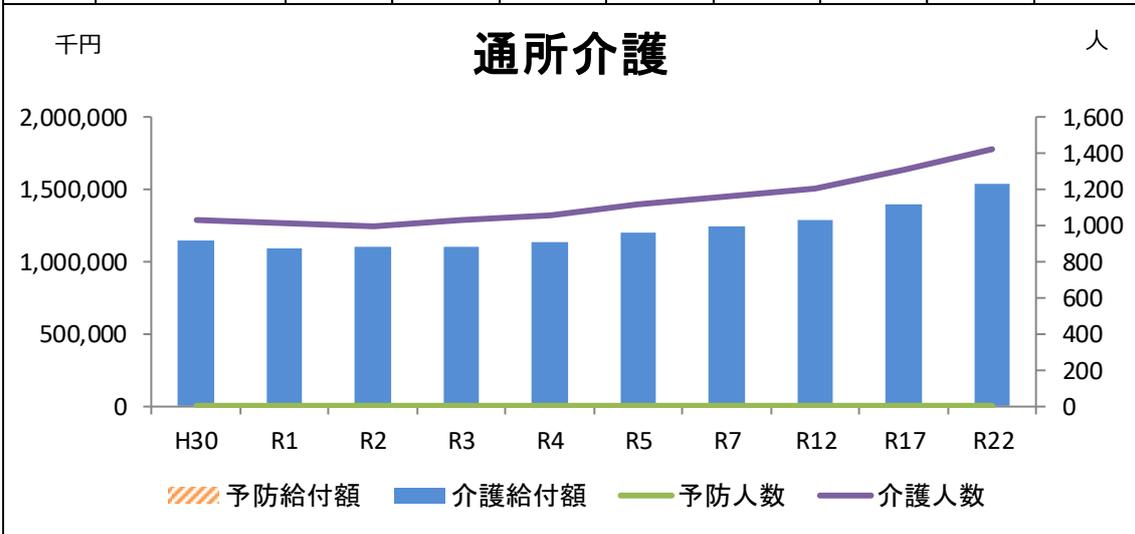
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	21,665	25,710	30,155	31,202	31,839	34,294	38,028	50,368
	人数(人/月)	233	294	348	343	350	377	418	553
予防 給付	給付費(千円)	2,044	2,854	2,837	2,957	2,957	3,241	3,525	3,865
	人数(人/月)	23	30	32	32	32	35	38	41



(6) 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。

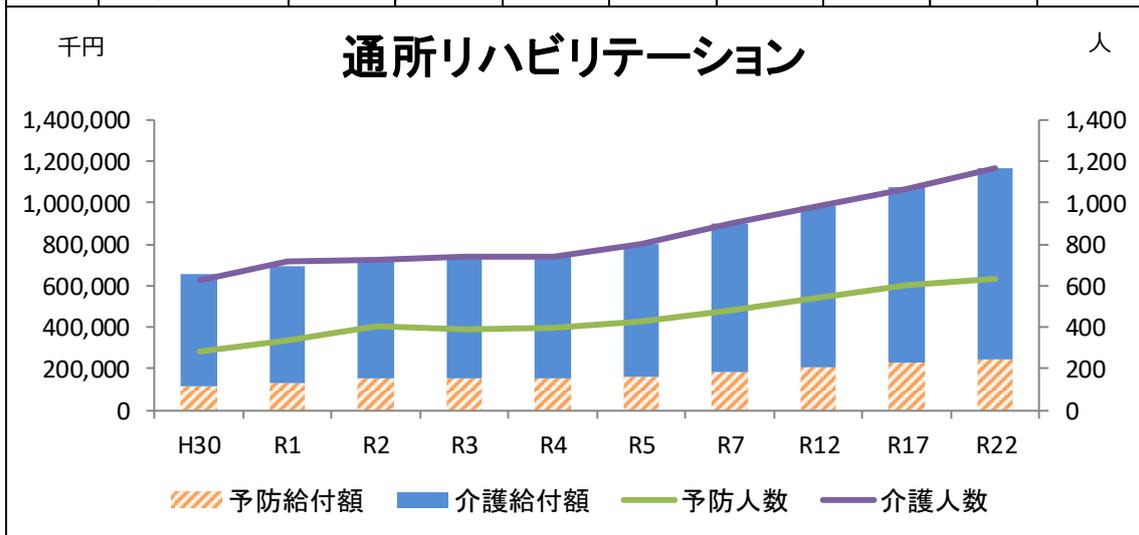
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	1,142,933	1,091,483	1,100,865	1,100,668	1,133,545	1,199,602	1,242,735	1,532,751
	人数(人/月)	1,030	1,015	993	1,027	1,058	1,120	1,160	1,422



(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

医療施設に通って、食事・入浴の提供や心身機能の維持回復の機能訓練を行います。

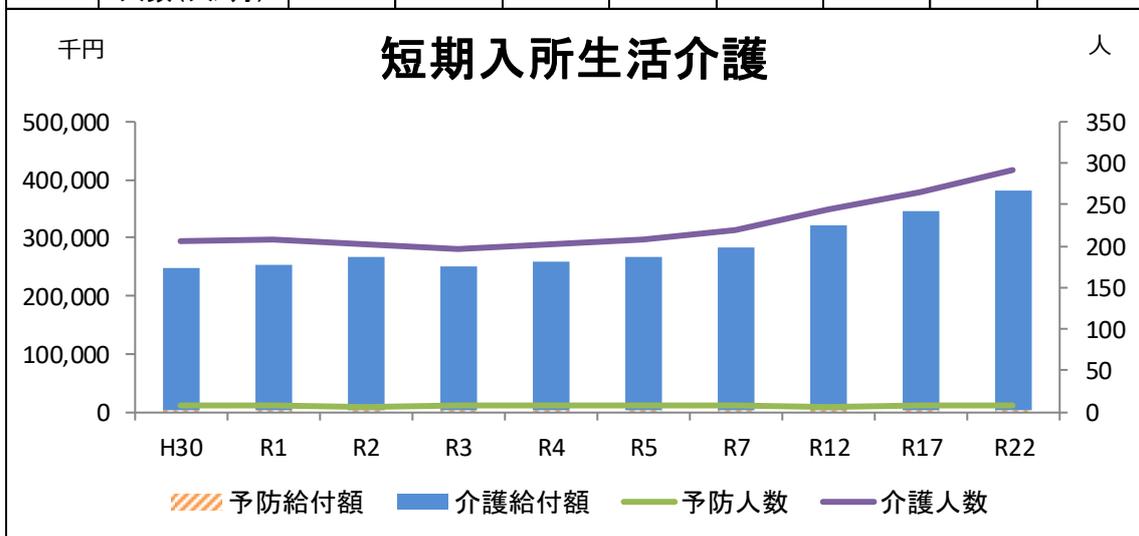
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	542,937	563,287	563,514	588,446	593,029	639,074	717,318	926,532
	人数(人/月)	625	718	728	738	744	802	900	1,166
予防 給付	給付費(千円)	113,623	132,621	156,599	150,320	151,540	164,303	184,688	241,109
	人数(人/月)	285	340	405	391	394	427	480	636



(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。

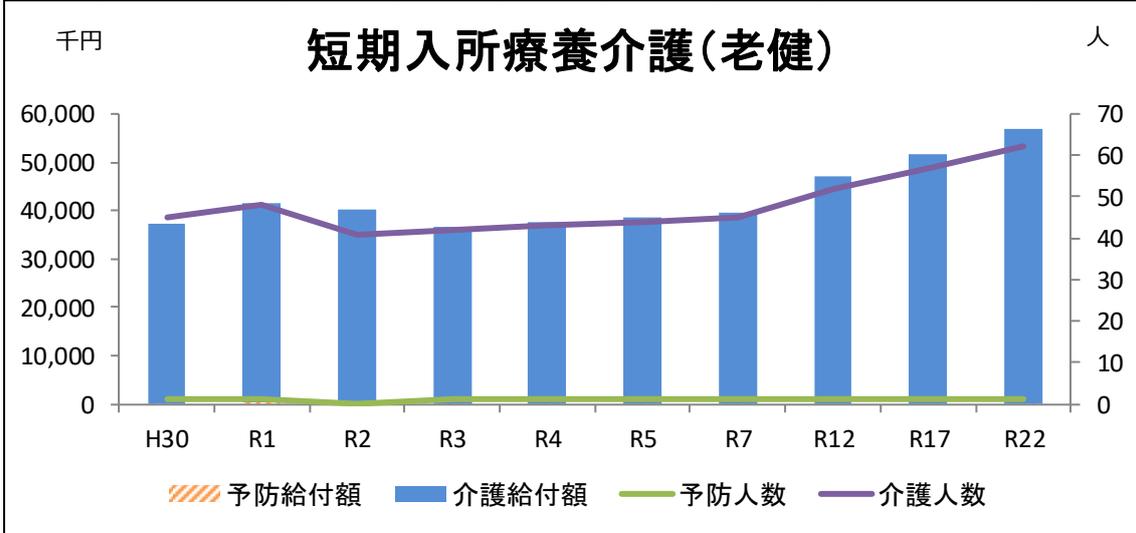
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	243,831	248,934	265,650	249,044	257,323	265,602	279,373	379,650
	人数(人/月)	207	207	202	196	202	208	219	292
予防 給付	給付費(千円)	3,037	3,649	1,995	2,927	2,927	2,927	2,927	2,927
	人数(人/月)	9	8	5	7	7	7	7	7



(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）

医療施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や看護・機能訓練を行います。

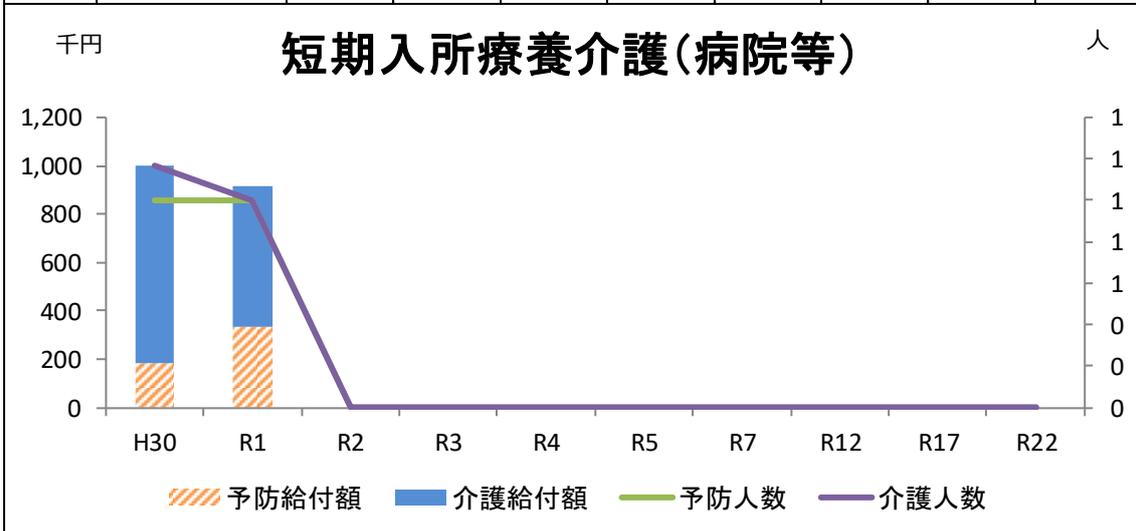
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	37,313	41,012	40,149	36,491	37,430	38,370	39,309	56,581
	人数(人/月)	45	48	41	42	43	44	45	62
予防 給付	給付費(千円)	73	446	0	167	167	167	167	165
	人数(人/月)	1	1	0	1	1	1	1	1



(10) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）

病院などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。

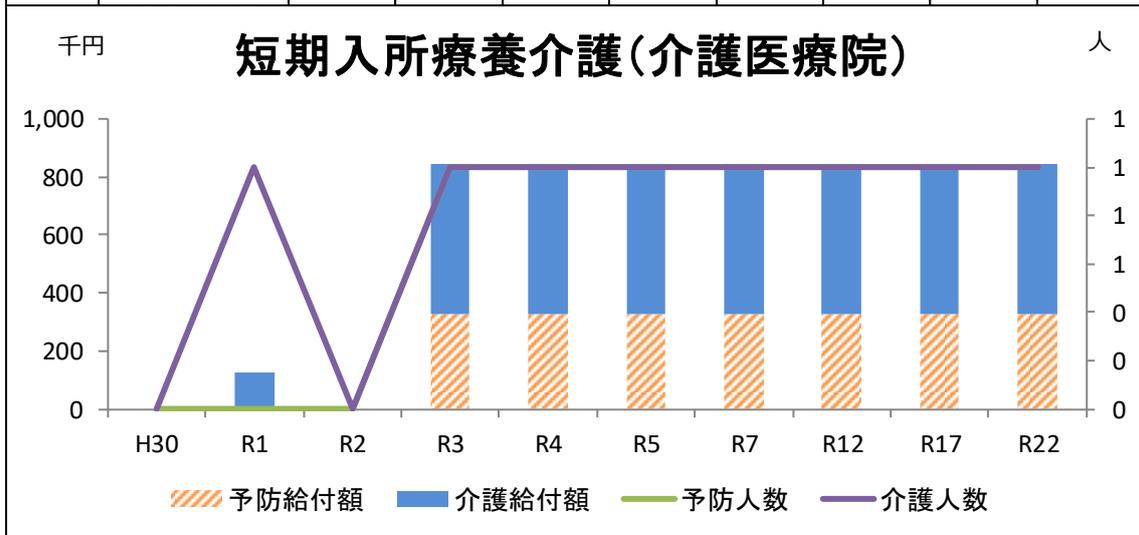
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	816	581	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	1	1	0	0	0	0	0	0
予防 給付	給付費(千円)	186	336	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	1	1	0	0	0	0	0	0



(11) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

介護医療院などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。

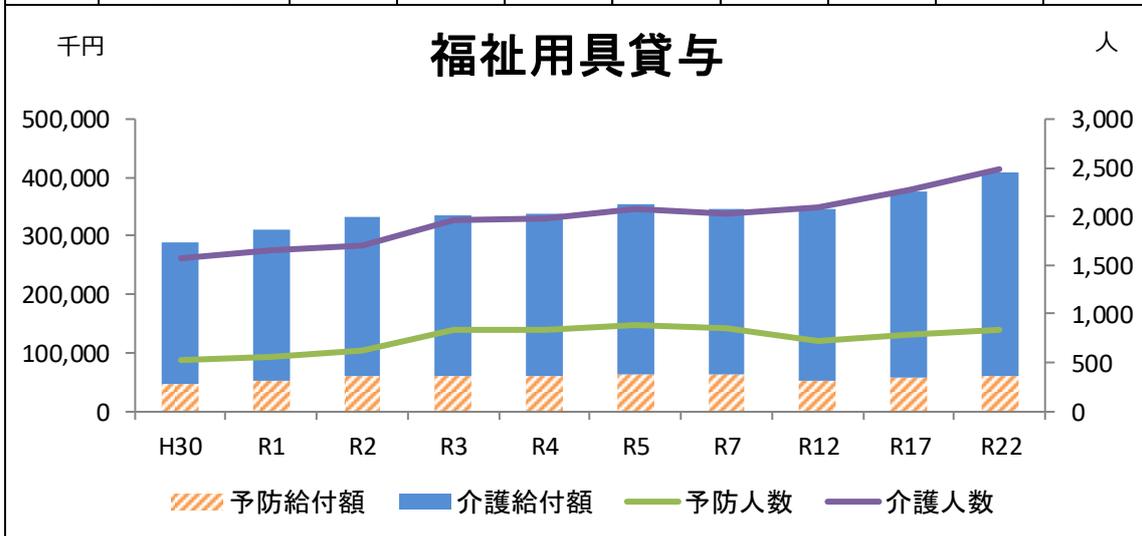
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	0	126	0	518	518	518	518	518
	人数(人/月)	0	1	0	1	1	1	1	1
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	327	327	327	327	327
	人数(人/月)	0	0	0	1	1	1	1	1



(12) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下した人に、車いす・特殊寝台・体位変換器・歩行補助杖・歩行器・徘徊感知器・移動用リフトなど、日常生活を助ける用具を貸与します。

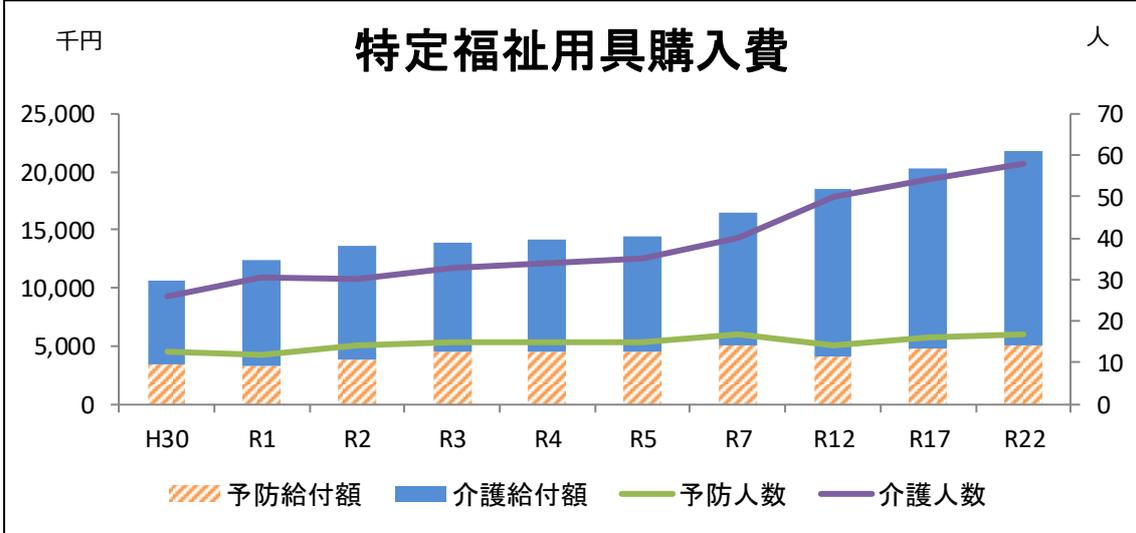
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	241,092	256,811	270,755	275,459	277,305	291,649	284,646	349,205
	人数(人/月)	1,563	1,655	1,703	1,958	1,971	2,073	2,023	2,483
予防 給付	給付費(千円)	46,525	53,371	61,146	60,815	61,171	63,859	62,330	60,882
	人数(人/月)	518	558	626	838	843	880	859	840



(13) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

在宅生活に支障がないよう、入浴や排せつに用いる福祉用具を利用し日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

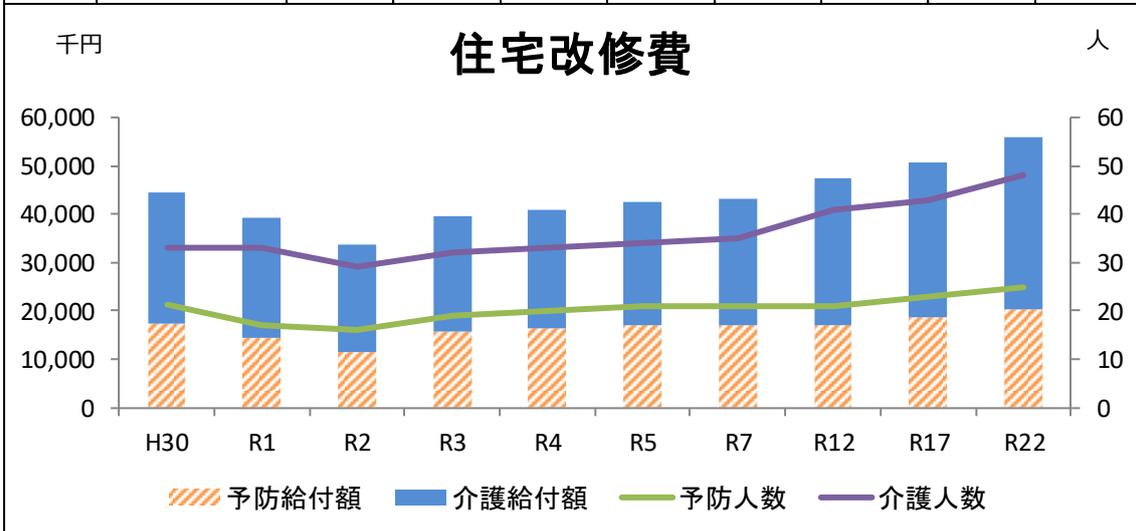
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	7,246	9,134	9,777	9,471	9,756	10,041	11,502	16,739
	人数(人/月)	26	31	30	33	34	35	40	58
予防 給付	給付費(千円)	3,415	3,232	3,836	4,451	4,451	4,451	5,044	5,056
	人数(人/月)	13	12	14	15	15	15	17	17



(14) 住宅改修

在宅生活に支障がないよう、手すりの取り付け・段差解消・扉の交換・洋式便器への取り替えなど、小規模な住宅改修をする目的として実施します。

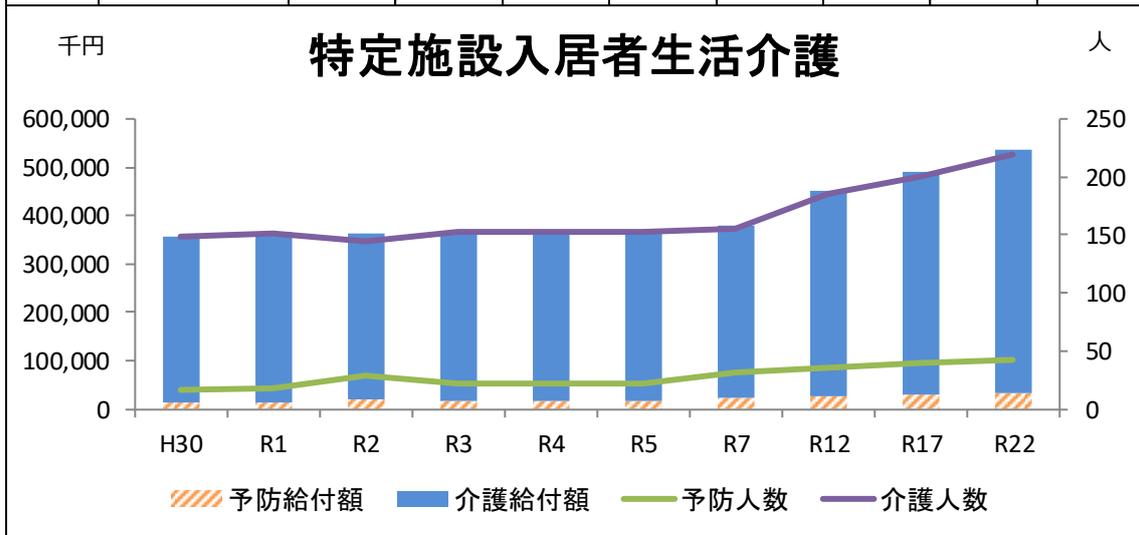
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	27,081	24,587	22,075	23,924	24,689	25,455	26,220	35,663
	人数(人/月)	33	33	29	32	33	34	35	48
予防 給付	給付費(千円)	17,486	14,521	11,545	15,572	16,340	17,109	17,109	20,290
	人数(人/月)	21	17	16	19	20	21	21	25



(15) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、入浴・排せつ・食事、その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

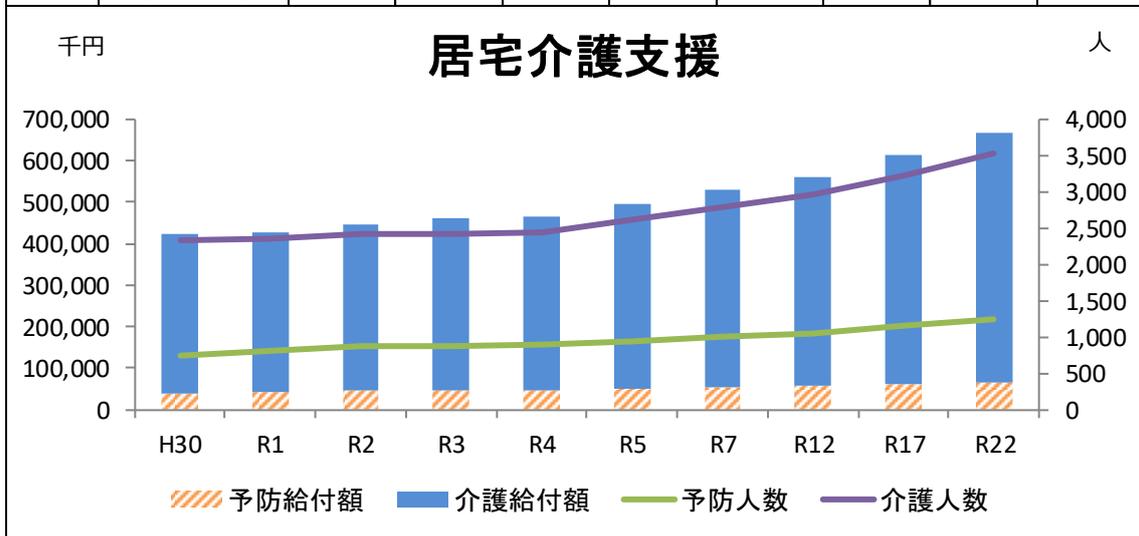
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	343,532	352,989	341,017	345,754	345,754	345,754	355,824	503,206
	人数(人/月)	149	151	145	152	152	152	155	219
予防 給付	給付費(千円)	12,431	13,533	21,107	17,408	17,408	17,408	23,799	32,503
	人数(人/月)	16	18	29	22	22	22	31	42



(16) 居宅介護支援・介護予防支援

「居宅介護支援（介護予防支援）」は、要介護者（要支援）がサービス（施設を除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	382,032	386,274	398,589	413,828	416,915	446,044	474,976	600,761
	人数(人/月)	2,334	2,356	2,431	2,430	2,448	2,619	2,789	3,527
予防 給付	給付費(千円)	39,794	42,826	46,968	46,709	47,027	50,318	53,609	65,553
	人数(人/月)	749	804	883	880	886	948	1,010	1,235



2 地域密着型サービス

高齢者が要介護（要支援）状態となっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスです。

原則として、事業所が所在する市町村の方だけが利用できますが、他市町村の有料老人ホームに入居するなどして住所地特例となっている方は、現住所地の市町村の地域密着型サービスの一部を利用することができます。

【日常生活圏域別地域密着型サービス事業所の状況】

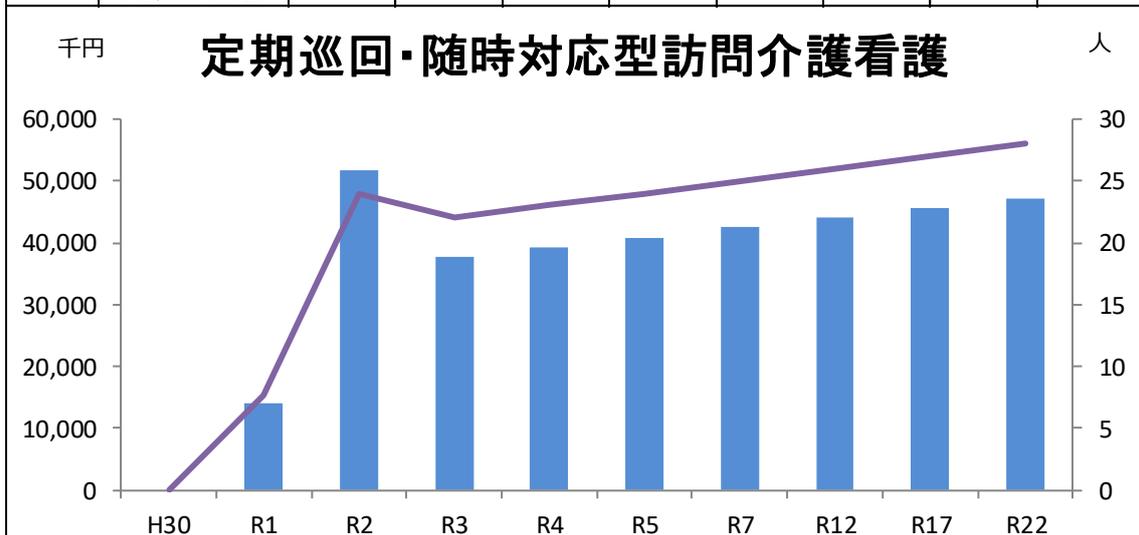
	認知症対応型 通所介護		小規模多機能 型居宅介護		認知症対応型 共同生活介護		地域密着型 介護老人 福祉施設		地域密着型 通所介護	
	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員
国分北	1	10	1	29	2	27			5	71
国分	2	24	4	82	4	45	1	29	4	63
国分南			4	112	4	36			5	71
溝辺	1	12	2	54	2	27				
横川			1	25	1	9	1	20		
牧園			2	43	1	18				
霧島			1	25	3	54				
隼人北			1	25	3	63	1	29	4	63
隼人南	1	12	1	29	3	63			3	40
福山			1	25	1	9			1	18
合計	5	58	18	449	24	351	3	78	22	326

[長寿・障害福祉課調べ 休止中の事業所を除く 令和2年11月1日現在]

(1) 定期巡回・随時対応サービス

介護サービス事業所が定期的に巡回して利用者に短時間の訪問サービスを提供するほか、24時間365日体制で相談できる窓口を設置し随時の対応も行うサービスです。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	0	14,123	51,632	37,688	39,277	40,866	42,454	47,221
	人数(人/月)	0	8	24	22	23	24	25	28



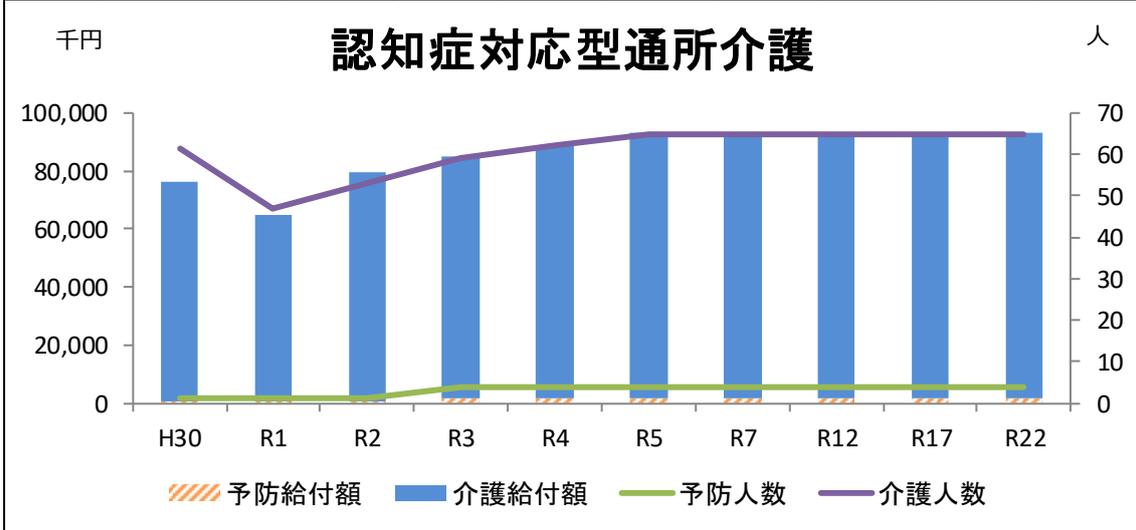
(2) 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問や、通報に応じて介護福祉士などに来てもらう介護サービスです。本市では、これまで利用実績はなく、今後の見込みもありません。

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、機能訓練などを行います。

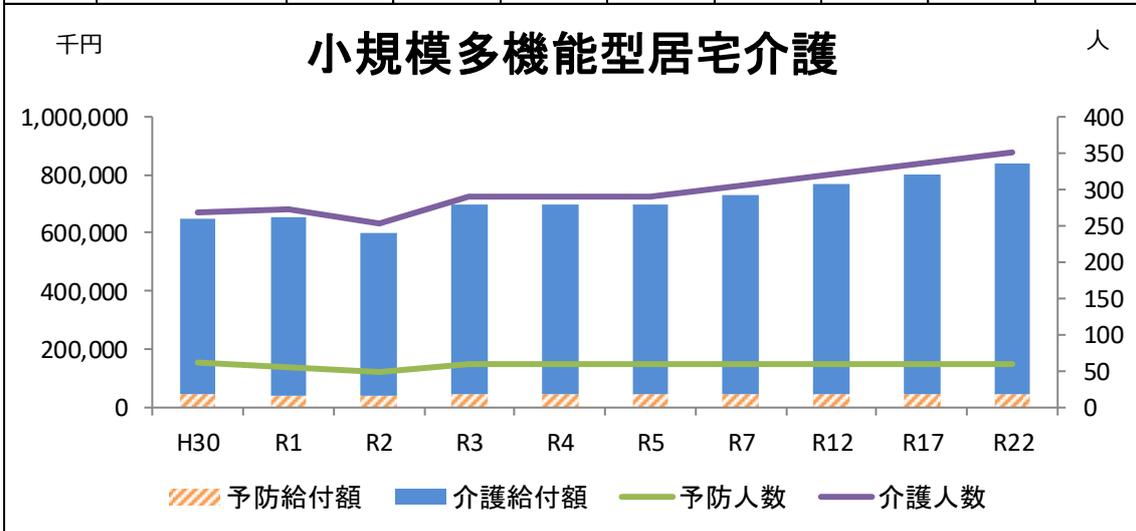
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	75,969	63,966	79,079	83,329	87,308	91,286	91,286	91,286
	人数(人/月)	61	47	53	59	62	65	65	65
予防 給付	給付費(千円)	561	650	451	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737
	人数(人/月)	1	1	1	4	4	4	4	4



(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者や家庭の状況に応じて、訪問や泊まりを組み合わせたサービスや機能訓練を行います。

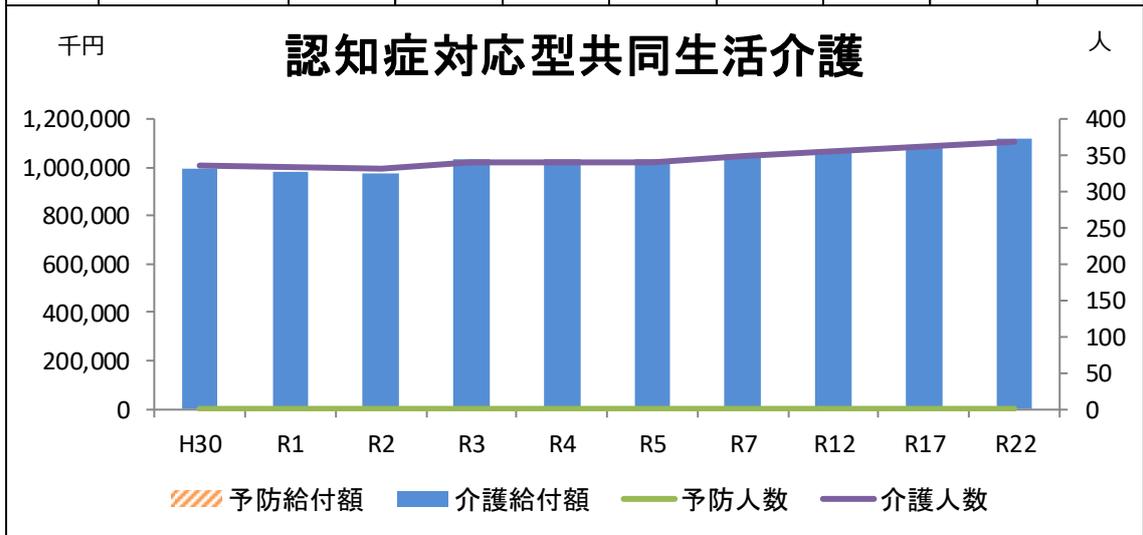
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	604,440	613,789	562,284	652,298	652,298	652,298	686,044	790,282
	人数(人/月)	268	273	254	290	290	290	305	352
予防 給付	給付費(千円)	43,216	40,324	38,061	46,384	46,384	46,384	46,384	46,384
	人数(人/月)	60	55	49	60	60	60	60	60



(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)

認知症の高齢者が、専門スタッフの援助を受けながら共同生活を送ります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	991,309	980,196	977,255	1,031,636	1,031,636	1,031,636	1,052,708	1,115,926
	人数(人/月)	336	334	332	341	341	341	348	369
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0



(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

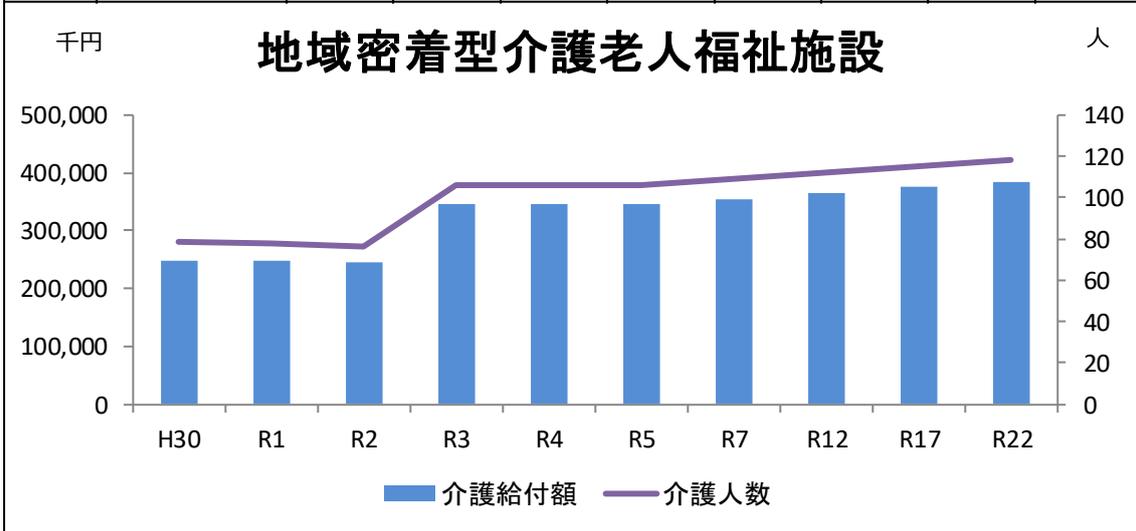
地域密着型特定施設での入浴・排せつ・食事等の介護など、日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービスです。

本市では、これまで利用実績はなく、今後の見込みもありません。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人までの小規模な介護老人福祉施設で、入浴・排せつ・食事等の介護など日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービスです。

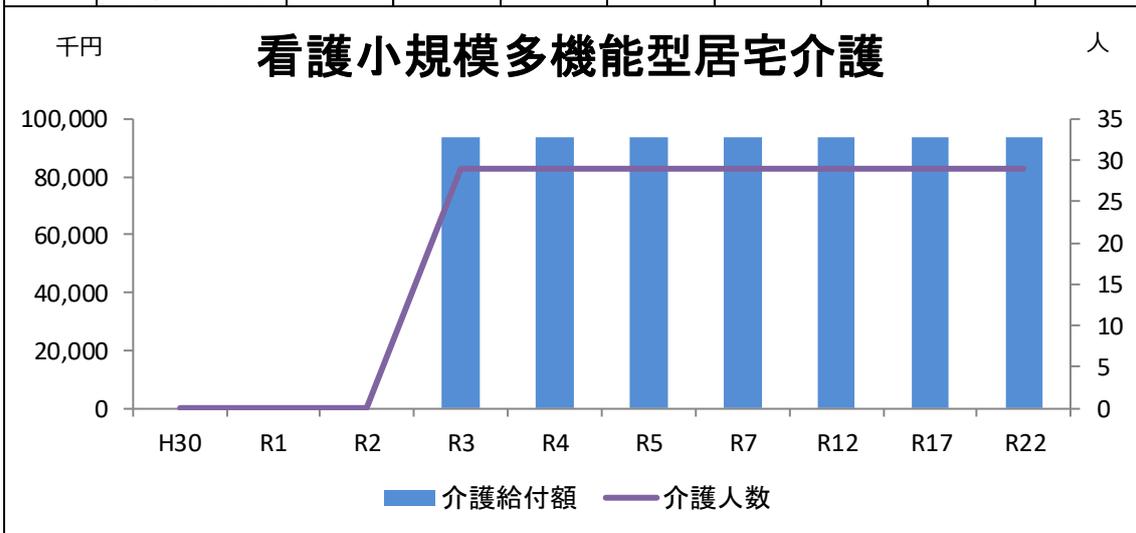
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	248,271	247,974	245,018	345,098	345,098	345,098	355,073	385,000
	人数(人/月)	78	78	76	106	106	106	109	118



(8) 看護小規模多機能型居宅介護

「通い」「泊まり」「訪問」の3種類のサービスと「訪問看護」サービスを、介護と看護の両面から柔軟に組み合わせて提供します。

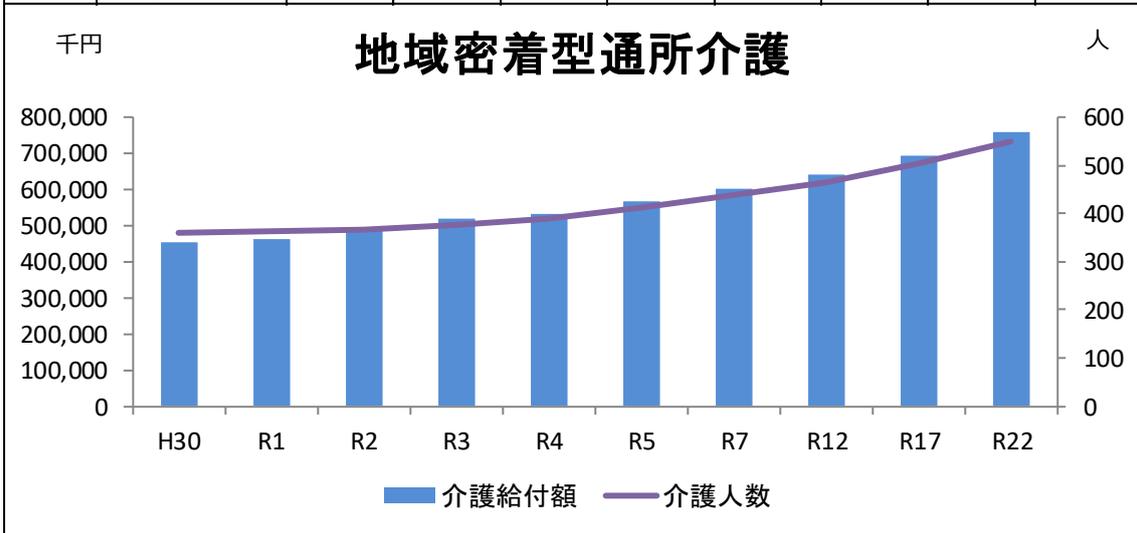
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	0	0	0	93,574	93,574	93,574	93,574	93,574
	人数(人/月)	0	0	0	29	29	29	29	29



(9) 地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	454,442	461,975	492,089	517,249	533,593	567,191	602,873	760,351
	人数(人/月)	359	363	366	377	389	413	439	550



3 施設サービス

施設介護サービスについては、介護ニーズの高い85歳以上の人口が急速に増加することが見込まれる2040年に向けて、地域に応じた多様な住まいの普及に取り組んでいく必要があります。

その際、住宅型有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅が多様なサービスの受け皿となっている状況を踏まえ、これらの入居定員総数も加味し、総合的に検討していく必要があります。

また、平成30年4月に「介護医療院」が創設されるとともに、介護療養型医療施設に関する経過措置の期限は令和6年3月末まで延長されており、介護療養型医療施設についてはこの期間内に介護医療院などの施設への移行等が必要になります。

このため、介護療養型医療施設の転換に伴う、施設サービス量の見込みについては、国の動向を踏まえ柔軟な対応を行うこととします。

【日常生活圏域別施設サービス事業所の状況】

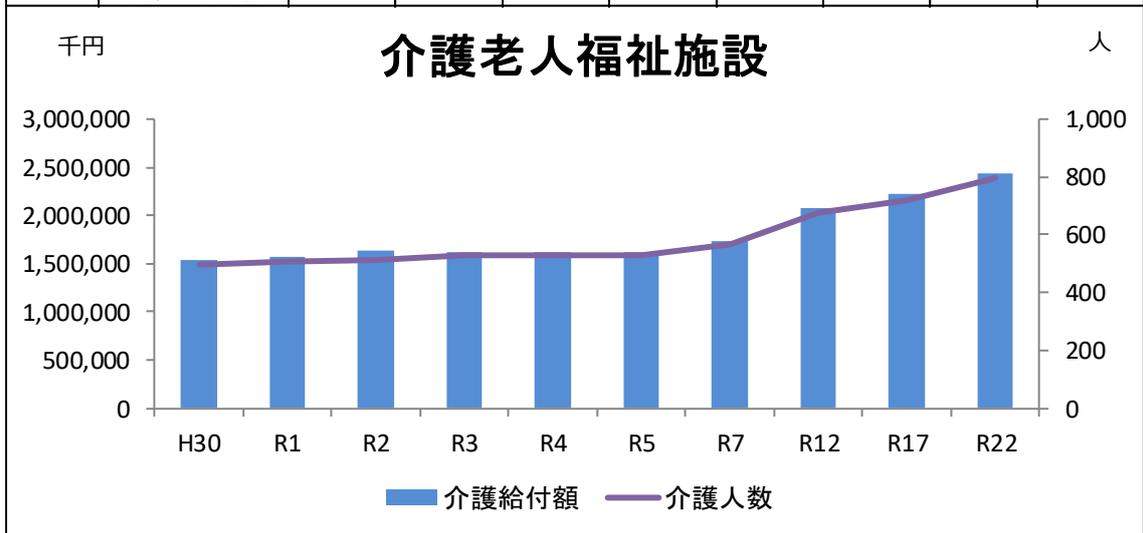
	介護老人 福祉施設 (特別養護老人ホーム)		介護老人 保健施設		介護医療院		介護療養型 医療施設	
	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員
国分北	2	160	1	80				
国分							1	3
国分南								
溝辺	2	80					1	6
横川	1	50						
牧園	1	90	1	70				
霧島	1	30	1	50	1	54		
隼人北	1	50	1	80				
隼人南					1	25		
福山	1	90					1	5
合計	9	550	4	280	2	79	3	14

[長寿・障害福祉課調べ 休止中の事業所を除く 令和2年11月1日現在]

(1) 介護老人福祉施設

介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所し、食事・入浴・排せつなどの介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスです。

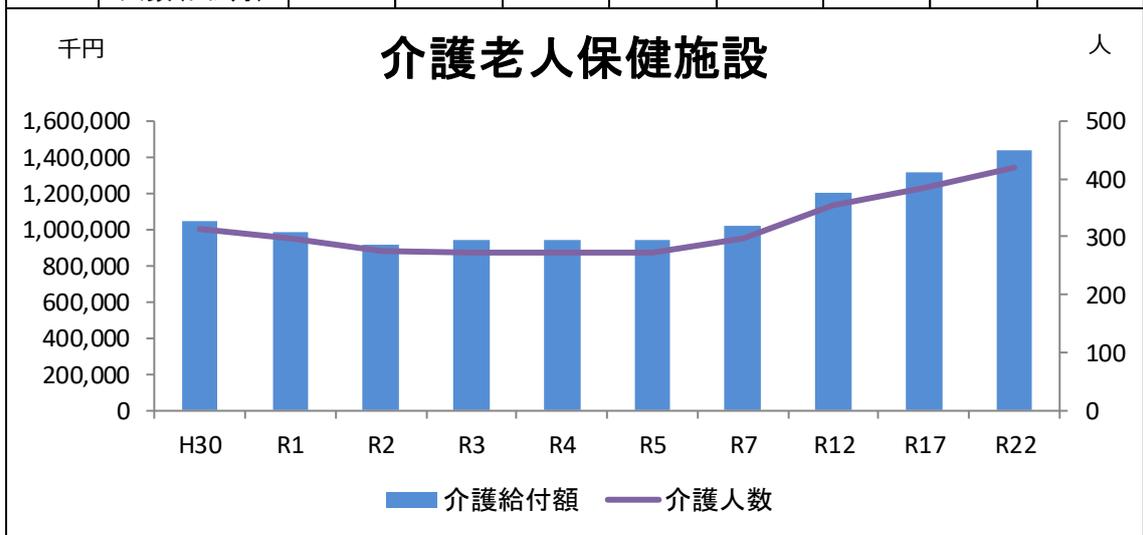
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	1,530,219	1,570,876	1,627,976	1,623,881	1,623,881	1,623,881	1,734,077	2,440,756
	人数(人/月)	496	506	515	530	530	530	566	794



(2) 介護老人保健施設

病状が安定しており、看護や介護に重点を置いたケアが必要な方が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う施設サービスです。

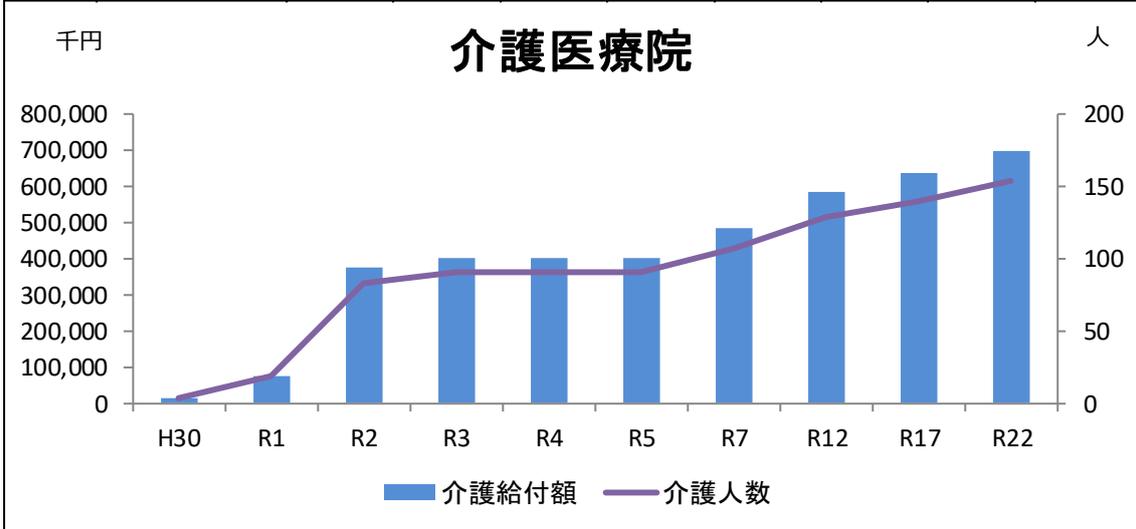
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	1,043,583	984,741	918,811	945,315	945,315	945,315	1,018,386	1,439,597
	人数(人/月)	314	297	276	273	273	273	298	421



(3) 介護医療院

「介護医療院」は、介護療養型医療施設からの新たな転換先（新介護保険施設）として創設されたもので、急性期は脱して全身状態は安定しているものの、まだ自宅へ退院できる状態ではなく、継続的な治療が必要なため、長期入院をする方に向けた施設サービスです。

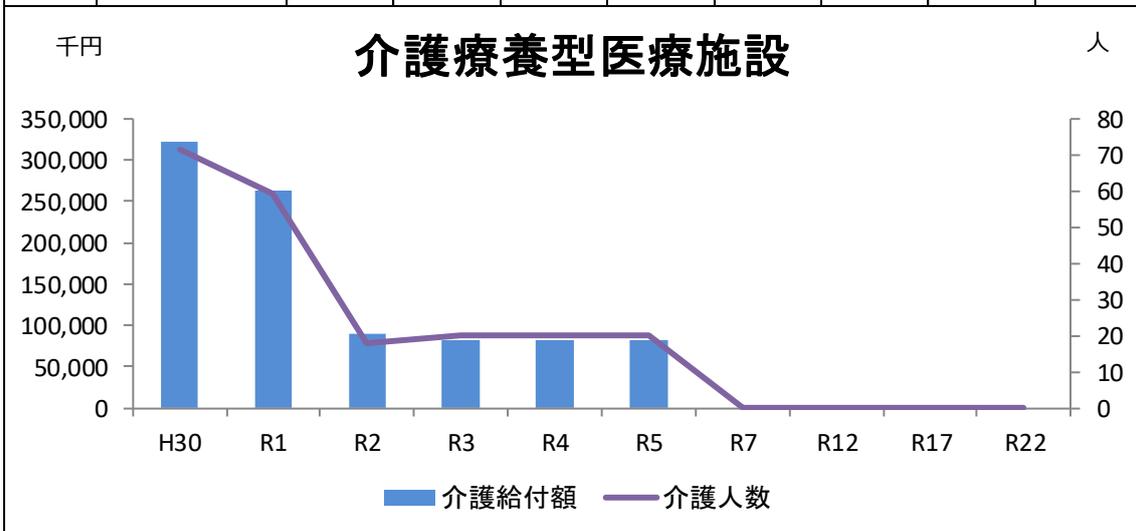
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	14,119	76,100	373,908	402,490	402,490	402,490	486,280	698,802
	人数(人/月)	3	18	83	90	90	90	107	154



(4) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わって、長期の療養が必要な方が入所し、医療、療養上の管理、看護などを行う施設サービスです。設置期限が令和6年3月となっており、「介護医療院」等へ移行していきます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	321,702	263,475	89,759	82,663	82,663	82,663	0	0
	人数(人/月)	72	59	18	20	20	20	0	0



4 介護保険以外の施設

本市には、介護保険以外の施設として、以下のようなものがあります。

名称	概要
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的理由により自宅での生活が困難な高齢者が入所できます。
生活支援ハウス	介護保険の要介護認定で、非該当（自立）、または要支援相当の方が、収入に応じた利用料で必要に応じた期間、自立した日常生活をおくることができる施設です。
軽費老人ホーム	家庭環境、住宅事情などで自宅の生活が困難な 60 歳以上の方が入所できます。
介護付き有料老人ホーム	介護が必要になったときに施設の介護スタッフによって介護サービスが提供される居住施設です。
住宅型有料老人ホーム	自立・要支援・要介護の方が入居でき、生活援助や医療機関提携・緊急時対応、レクリエーションが受けられ、介護が必要な場合は外部サービスを利用しながら生活できます。
サービス付高齢者向け住宅	介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅です。

【日常生活圏域別介護保険以外の施設の状況】

	養護老人ホーム		生活支援ハウス		軽費老人ホーム		介護付有料老人ホーム		住宅型有料老人ホーム		サービス付高齢者向け住宅	
	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員
国分北	1	50	1	10	1	50	1	10	2	56	2	65
国分							1	40	2	35	2	44
国分南							2	30	3	80	2	66
溝辺									1	9		
横川	1	60										
牧園									2	14		
霧島					1	50	3	77				
隼人北	1	50			1	30	1	48	7	139	3	32
隼人南							2	38	3	130		
福山											1	9
合計	3	160	1	10	3	130	10	243	20	463	10	216

[長寿・障害福祉課調べ 休止中の事業所を除く 令和2年11月1日現在]

第7章 介護保険事業に係る費用と保険料の算出

第1節 介護保険事業費の算出

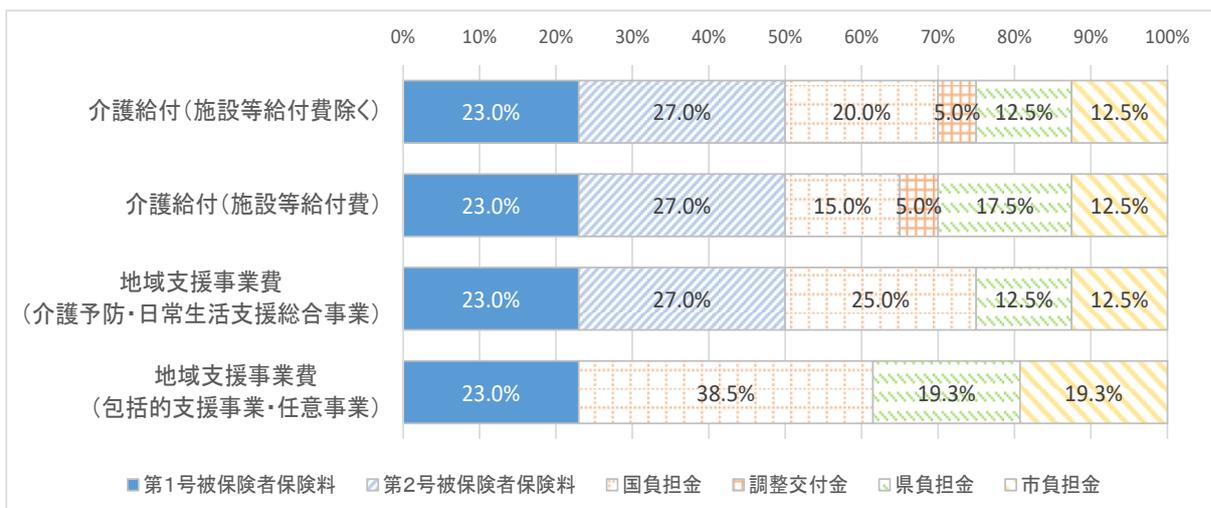
1 事業費算出の流れ

介護保険の財源構成は、介護保険法で定められており、被保険者の保険料が50%、国・県・市による公費負担が50%となっており、第1号被保険者の負担割合は23.0%、第2号被保険者の負担割合は27.0%となります。

なお、公費負担の50%のうち国は25%となっており、そのうち5%は市町村の後期高齢者（75歳以上）人口の比率および所得段階別の構成比に基づき、介護給付費財政調整交付金（以下、調整交付金）として、全国平均で5%交付されます。

【介護保険の財源構成】

	第1号被保険者 保険料	第2号被保険者 保険料	国負担金	調整交付金	県負担金	市負担金	計
介護給付 (施設等給付費除く)	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%	100.0%
介護給付 (施設等給付費)	23.0%	27.0%	15.0%	5.0%	17.5%	12.5%	100.0%
地域支援事業費 (介護予防・日常生活支援総合事業)	23.0%	27.0%	25.0%	-	12.5%	12.5%	100.0%
地域支援事業費 (包括的支援事業・任意事業)	23.0%	-	38.5%	-	19.25%	19.25%	100.0%



2 介護保険料の算定プロセス



<介護保険料月額基準額の算定>

$$\begin{array}{l}
 \text{介護保険料} \\
 \text{月額基準額} \\
 = \\
 \begin{array}{l}
 \text{3年間に必要な介護保険料額} \\
 \hline
 \text{3年間の} \\
 \text{総事業費} \\
 \times \\
 \begin{array}{l}
 \text{第1号被保} \\
 \text{険者負担分} \\
 \text{(\%)} \\
 \div \\
 \text{収納率}
 \end{array} \\
 \div \\
 \begin{array}{l}
 \text{第1号} \\
 \text{被保険者数} \\
 \text{(3年間の} \\
 \text{延人数)} \\
 \div \\
 \text{12月}
 \end{array}
 \end{array}
 \end{array}$$

3 給付費の見込み

(1) 介護予防給付費

予防給付	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
介護予防サービス	300,495千円	305,760千円	325,183千円
介護予防訪問介護	0千円	0千円	0千円
介護予防訪問入浴介護	0千円	0千円	0千円
介護予防訪問看護	34,981千円	37,504千円	40,026千円
介護予防訪問リハビリテーション	10,570千円	10,968千円	11,365千円
介護予防居宅療養管理指導	2,957千円	2,957千円	3,241千円
介護予防通所介護	0千円	0千円	0千円
介護予防通所リハビリテーション	150,320千円	151,540千円	164,303千円
介護予防短期入所生活介護	2,927千円	2,927千円	2,927千円
介護予防短期入所療養介護（老健）	167千円	167千円	167千円
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0千円	0千円	0千円
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	327千円	327千円	327千円
介護予防福祉用具貸与	60,815千円	61,171千円	63,859千円
特定介護予防福祉用具購入費	4,451千円	4,451千円	4,451千円
介護予防住宅改修	15,572千円	16,340千円	17,109千円
介護予防特定施設入居者生活介護	17,408千円	17,408千円	17,408千円
地域密着型介護予防サービス	48,121千円	48,121千円	48,121千円
介護予防認知症対応型通所介護	1,737千円	1,737千円	1,737千円
介護予防小規模多機能型居宅介護	46,384千円	46,384千円	46,384千円
介護予防認知症対応型共同生活介護	0千円	0千円	0千円
介護予防支援	46,709千円	47,027千円	50,318千円
介護予防サービス給付費計	395,325千円	400,908千円	423,622千円

(資料：「見える化」システムより転載)

(2) 介護給付費

介護給付	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
居宅サービス	3,304,976千円	3,380,081千円	3,544,144千円
訪問介護	404,757千円	416,539千円	428,321千円
訪問入浴介護	7,425千円	8,021千円	8,616千円
訪問看護	193,330千円	203,516千円	213,701千円
訪問リハビリテーション	38,487千円	40,817千円	43,147千円
居宅療養管理指導	31,202千円	31,839千円	34,294千円
通所介護	1,100,668千円	1,133,545千円	1,199,602千円
通所リハビリテーション	588,446千円	593,029千円	639,074千円
短期入所生活介護	249,044千円	257,323千円	265,602千円
短期入所療養介護（老健）	36,491千円	37,430千円	38,370千円
短期入所療養介護（病院等）	0千円	0千円	0千円
短期入所療養介護（介護医療院）	518千円	518千円	518千円
福祉用具貸与	275,459千円	277,305千円	291,649千円
特定福祉用具販売	9,471千円	9,756千円	10,041千円
住宅改修費	23,924千円	24,689千円	25,455千円
特定施設入居者生活介護	345,754千円	345,754千円	345,754千円
地域密着型サービス	2,760,872千円	2,782,784千円	2,821,949千円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	37,688千円	39,277千円	40,866千円
夜間対応型訪問介護	0千円	0千円	0千円
地域密着型通所介護	517,249千円	533,593千円	567,191千円
認知症対応型通所介護	83,329千円	87,308千円	91,286千円
小規模多機能型居宅介護	652,298千円	652,298千円	652,298千円
認知症対応型共同生活介護	1,031,636千円	1,031,636千円	1,031,636千円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	345,098千円	345,098千円	345,098千円
看護小規模多機能型居宅介護	93,574千円	93,574千円	93,574千円
施設サービス	3,054,349千円	3,054,349千円	3,054,349千円
介護老人福祉施設	1,623,881千円	1,623,881千円	1,623,881千円
介護老人保健施設	945,315千円	945,315千円	945,315千円
介護医療院	402,490千円	402,490千円	402,490千円
介護療養型医療施設	82,663千円	82,663千円	82,663千円
居宅介護支援	413,828千円	416,915千円	446,044千円
介護サービス給付費計	9,534,025千円	9,634,129千円	9,866,486千円

(資料：「見える化」システムより転載)

4 その他の給付等の見込み

(1) 地域支援事業費

	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
介護予防・日常生活支援総合事業費	272,133千円	273,252千円	274,391千円
包括的支援事業(霧島市地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	187,213千円	189,064千円	191,096千円
包括的支援事業・任意事業費	61,255千円	61,737千円	62,511千円
地域支援事業費計	520,601千円	524,053千円	527,998千円

(資料:「見える化」システムより転載)

(2) 保健福祉事業費

	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
保健福祉事業費	65,000千円	65,000千円	65,000千円

(資料:「見える化」システムより転載)

2 所得段階に応じた保険料額の設定

所得段階別保険料額

段階	対象者		所得等	保険料調整率	年額
	住民税課税状況				
	世帯	本人			
第1段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者 または生活保護の受給者	0.5 (0.3)	36,900円 (22,140円)
第2段階	非課税	非課税	合計所得金額の合計 課税年金収入と	0.75 (0.5)	55,350円 (36,900円)
第3段階	非課税	非課税		0.75 (0.7)	55,350円 (51,660円)
第4段階	課税	非課税		0.9	66,420円
第5段階	課税	非課税		1.0	73,800円
第6段階		課税		1.2	88,560円
第7段階		課税		1.3	95,940円
第8段階		課税		1.5	110,700円
第9段階		課税		1.7	125,460円

標準月額 6,150円

※括弧書きは、軽減後の数値であり変更となる場合もあります。

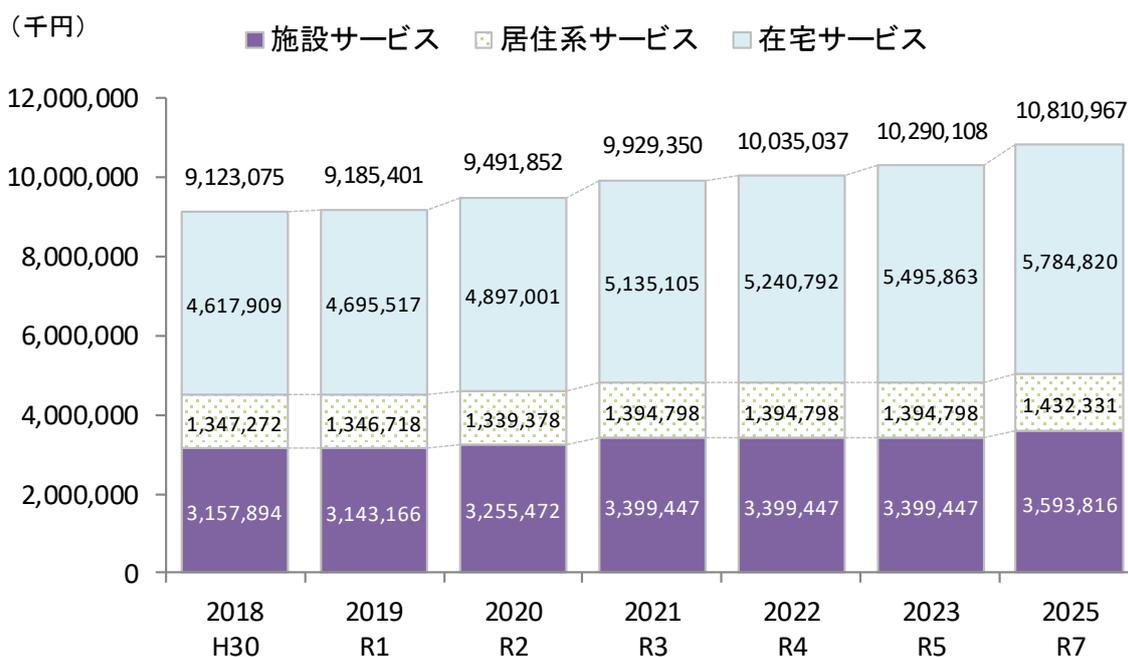
所得段階別被保険者数

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
第1段階	7,095人	20.4%	7,169人	20.4%	7,244人	20.4%
第2段階	5,244人	15.1%	5,298人	15.1%	5,354人	15.1%
第3段階	3,977人	11.4%	4,018人	11.4%	4,060人	11.4%
第4段階	2,520人	7.3%	2,546人	7.3%	2,572人	7.3%
第5段階	4,321人	12.4%	4,366人	12.4%	4,412人	12.4%
第6段階	4,894人	14.1%	4,945人	14.1%	4,997人	14.1%
第7段階	4,016人	11.6%	4,058人	11.6%	4,100人	11.6%
第8段階	1,390人	4.0%	1,404人	4.0%	1,419人	4.0%
第9段階	1,284人	3.7%	1,295人	3.7%	1,309人	3.7%
計	34,741人	100.0%	35,099人	100.0%	35,467人	100.0%

第3節 2025年のサービス水準等の推計

1 2025年のサービス水準等の推計

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けた「地域包括ケア計画」として計画的・段階的に進めていくことで、どのように地域包括ケアシステムを作っていくのか、2025年を見据えて中長期的にサービス水準等について推計しました。



(千円)

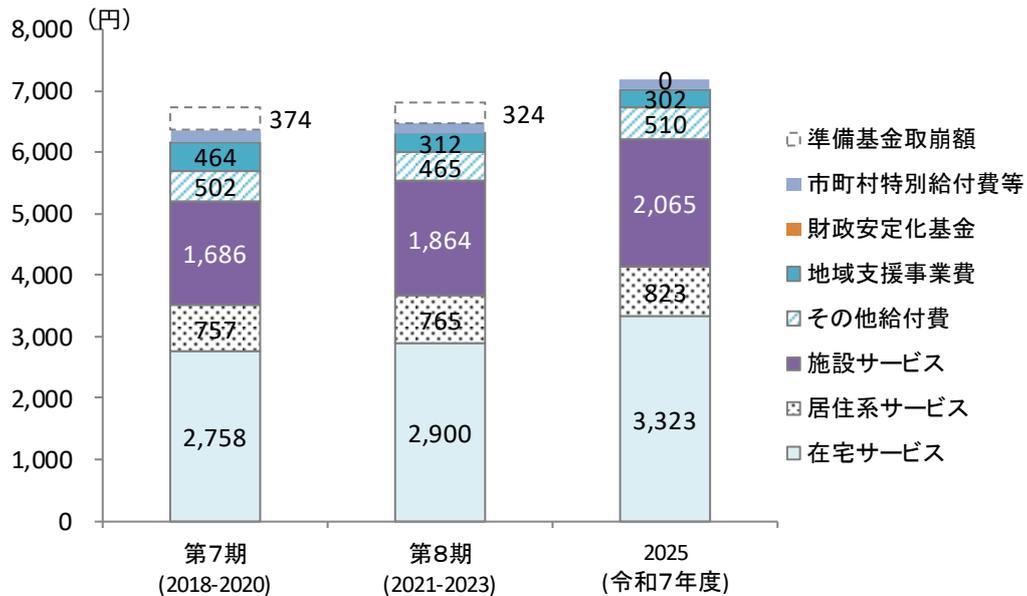
	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2025 R7
総給付費	9,123,075	9,185,401	9,491,852	9,929,350	10,035,037	10,290,108	10,810,967
在宅サービス	4,617,909	4,695,517	4,897,001	5,135,105	5,240,792	5,495,863	5,784,820
居住系サービス	1,347,272	1,346,718	1,339,378	1,394,798	1,394,798	1,394,798	1,432,331
施設サービス	3,157,894	3,143,166	3,255,472	3,399,447	3,399,447	3,399,447	3,593,816

(資料：「見える化」システムより転載)

2 介護保険料基準額の経年変化

2025年を見据えた中長期的なサービス水準を基に試算した、介護保険料基準額の経年変化については、以下のとおりとなります。

なお、ここで示す月額保険料については、国が示した見える化システムを基に算出したものとなります。



	第7期		第8期		令和7年度	
	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比	金額(円)	構成比
総給付費	5,201	81.9%	5,529	85.4%	6,211	86.4%
在宅サービス	2,758	43.4%	2,900	44.8%	3,323	46.2%
居住系サービス	757	11.9%	765	11.8%	823	11.4%
施設サービス	1,686	26.5%	1,864	28.8%	2,065	28.7%
その他給付費	502	7.9%	465	7.2%	510	7.1%
地域支援事業費	464	7.3%	312	4.8%	302	4.2%
財政安定化基金	—	—	—	—	—	—
市町村特別給付費等	187	2.9%	168	2.6%	165	2.3%
保険料収納必要額	6,354	100.0%	6,474	100.0%	7,188	100.0%
準備基金取崩額	374	5.9%	324	5.0%	—	—
保険料基準額	5,980	94.1%	6,150	95.0%	7,188	100.0%

第8章 計画の推進

第1節 計画の推進体制と進行管理

1 本計画全体のPDCAサイクル体制

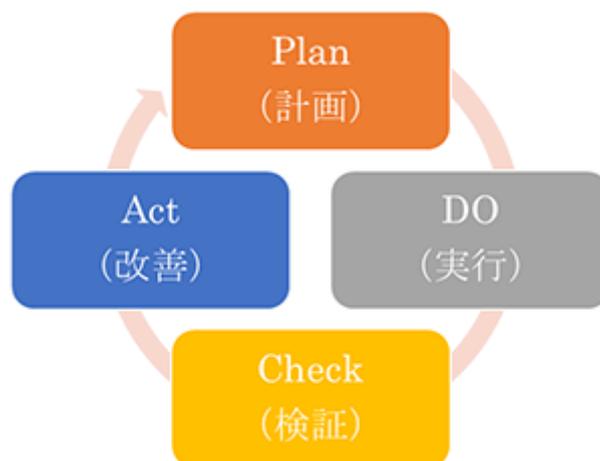
本計画で掲げられた、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みを推進するためには、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のPDCAサイクルを活用して、保険者機能を強化していくことが重要です。

このため、2017(平成29)年度の介護保険法改正により、介護保険事業計画の目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされ、また実績評価については厚生労働大臣に報告することとされました。

さらに、保険者機能強化の一環で、財政的インセンティブとして、高齢者の自立支援、重度化防止の取り組みを支援するための交付金制度も導入されることとなっています。

このような状況の中で、本計画の目標が未達成、あるいは取り組みの進捗が遅れていた場合の改善策や目標の見直しなどを行うための、本計画の実効性を担保する計画全体のモニタリング機関として、また、以下に掲げる個別のPDCAサイクルの実施機関として霧島市高齢者施策委員会を引き続き活用することとします。

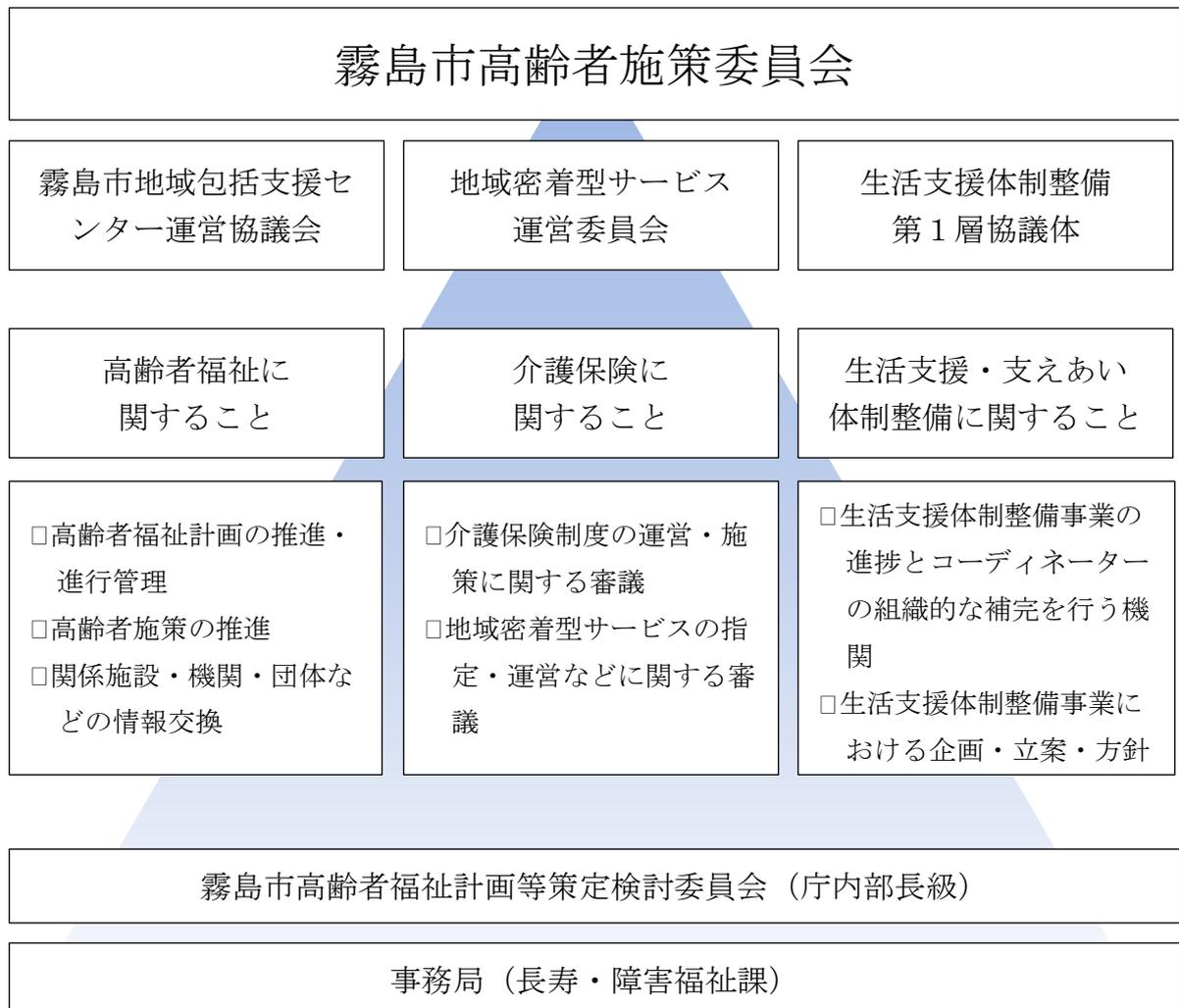
なお、霧島市高齢者施策委員会は、保健医療関係者、福祉関係者、市民代表、学識経験者などで構成され、本市の高齢者福祉施策、介護保険事業等に関する計画の策定、霧島市地域包括支援センターの運営、地域密着型介護サービス事業所の指定等地域包括ケアシステムの構築に向けた総合的な推進を図るための協議を行う組織となります。



2 地域包括ケアシステムの構築に向けた庁内体制について

地域包括ケアシステム構築の推進に向けては、高齢者福祉部門のみならず、障害部門、保健医療担当部門はもちろん、住宅担当部門、労働担当部門、地域振興担当部門、農林水産担当部門、教育担当部門、防災担当部門等と連携することができる庁内体制を整備していく必要があります。

そのため、計画策定にあたっての検討機関として、庁内の部長級で構成する霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会の下に、実務担当レベルの地域包括ケアシステム推進チームを設置し、毎年度の計画の進捗確認及び、新たな課題等への対応を行い、庁内一丸となった地域包括ケアシステムの構築を推進します。



3 情報の公表・共有について

(1) 関係者間の情報共有

霧島市地域包括支援センター、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー、介護支援専門員や各サービス事業者が、多様なサービスを行い者と連携して適切なサービスの提供につなげることができるよう、インターネットを使った地域資源情報の見える化に取り組み、フォーマルサービスのみならず、インフォーマルサービスについての情報共有を図ります。

(2) 市民への情報提供・公表

本計画の内容や各事業について、対象となり高齢者をはじめとして、広く市民に周知していくため、広報誌やホームページなど、さまざまな媒体を活用し、また、地域の組織や各種団体等とも連携し、高齢者が施策や事業内容を十分に理解し、サービスを適正に利用できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。

霧島市地域包括支援センターの情報を厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを活用し、地域住民等に向けて公表していきます。

資料編

第1章 各種委員会等の設置

1 霧島市高齢者施策委員会設置要綱

平成30年6月25日

告示第137号

(設置)

第1条 本市の高齢者福祉施策、介護保険事業等に関する計画の策定、霧島市地域包括支援センターの運営、地域密着型介護サービス事業所の指定等地域包括ケアシステムの構築に向けた総合的な推進を図るため、霧島市高齢者施策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 霧島市高齢者福祉計画及び霧島市介護保険事業計画の策定並びに進捗管理に関すること
- (2) 霧島市地域包括支援センターの管理及び運営に関すること
- (3) 地域密着型介護サービスの運営等に関すること
- (4) 地域支援事業及び保健福祉事業の実施に関する企画提言に関すること
- (5) その他高齢者施策及び介護保険事業に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者をもって充て、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、霧島市高齢者福祉計画及び霧島市介護保険事業計画の計画期間である3年間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部長寿・障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年6月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

区分	職・所属・団体の名称等
保健医療関係者	医師会代表
	歯科医師会代表
	薬剤師会代表
	理学療法士・作業療法士代表
福祉関係者	社会福祉法人代表
	社会福祉協議会代表
	地域密着型サービス事業者代表
	介護支援専門員協議会代表
	総合事業事業者代表
	霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー代表
	民生委員児童委員代表
市民代表	老人クラブ代表
	介護保険被保険者代表
学識経験者	大学教授等
	鹿児島県始良・伊佐地域振興局代表

2 霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会設置規定

平成17年11月7日

訓令第21号

改正 平成18年3月31日訓令第12—2号

平成19年3月31日訓令第5号

平成19年12月28日訓令第21号

平成20年3月31日訓令第1号

平成20年7月4日訓令第10号

平成21年3月31日訓令第2号

平成22年3月31日訓令第4号

平成23年4月26日訓令第4号

平成29年3月31日訓令第5号

平成30年4月1日訓令第6号

(設置)

第1条 霧島市高齢者福祉計画原案(以下「高齢者福祉計画原案」という。)及び霧島市介護保険事業計画原案(以下「介護保険事業計画原案」という。)並びに霧島市地域介護・福祉空間整備計画原案(以下「福祉空間整備計画原案」という。)を作成するため、霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 高齢者福祉計画原案に関する事。
- (2) 介護保険事業計画原案に関する事。
- (3) 介護保険事業の運営に関する事。
- (4) 福祉空間整備計画原案に関する事。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、保健福祉部を担任する副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 4 委員は、総務部長、企画部長、市民環境部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、消防局長、教育部長及び保健福祉政策課長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 第2条の所掌事務に関する業務を円滑に推進するために、委員長が必要と認めた場合は、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、リーダー及びメンバーをもって組織する。

3 リーダーは長寿・障害福祉課長をもって充てる。

4 メンバーは、総務課長、企画政策課長、市民活動推進課長、農政畜産課長、商工振興課長、建設政策課長、消防局総務課長及び教育総務課長をもって充てる。

5 リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、保健福祉部長寿・障害福祉課において行う。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年11月7日から施行する。

附 則(平成18年3月31日訓令第12—2号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月28日訓令第21号)

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月4日訓令第10号)

この訓令は、平成20年7月4日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月26日訓令第4号)

この訓令は、平成23年4月26日から施行する。

附 則(平成29年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

3 計画策定までの主な調査、会議等

年月日	名 称
令和1年12月～ 令和2年1月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査（基礎調査）
令和2年5月13日	霧島市長寿・障害福祉課ヒアリング
令和2年5月27日	関係機関等合同研修会 「第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定のポイント」 ヒアリング ①霧島市地域包括支援センター（霧島市地域包括支援センター運営事業） ②霧島市社会福祉協議会地域福祉課（生活支援体制整備事業）
令和2年7月3日	居宅介護支援事業所研修会・通所系介護サービス事業所研修会 認定情報と給付データから見る現状と展望 介護給付適正化事業について 介護予防・日常生活支援総合の今後の方向性について
令和2年7月9日	第1回霧島市高齢者施策委員会
令和2年8月19日	第1回霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会
令和2年8月25日～ 令和2年8月26日 令和2年9月18日	庁内関係課ヒアリング
令和2年10月8日	第2回霧島市高齢者施策委員会
令和2年10月8日	第8期 計画策定ワーキング（関係機関等職員合同会議）
令和2年10月16日	霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーアンケート調査 （独自調査）
令和2年10月16日	霧島市地域包括支援センターアンケート調査（独自調査）
令和2年11月20日	第2回霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会
令和2年12月24日	第3回霧島市高齢者施策委員会
令和3年1月13日～ 令和3年2月1日	パブリックコメント
令和3年2月8日	第3回霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会
令和3年3月18日	第4回霧島市高齢者施策委員会

第2章 独自調査等の概要

1 庁内関係課ヒアリング

対 象	保健福祉政策課、健康増進課、保険年金課、安心安全課、地域政策課、市民活動推進課、環境衛生課、農政畜産課、商工振興課、土木課、建築住宅課、建設施設管理課、社会教育課、学校教育課、消防局、こども・くらし相談センター
目 的	本計画の策定にあたり、前期計画の取り組み状況と今後の取り組みについて、関係課のグループ長・担当レベルのヒアリングを実施した。

2 霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーアンケート調査

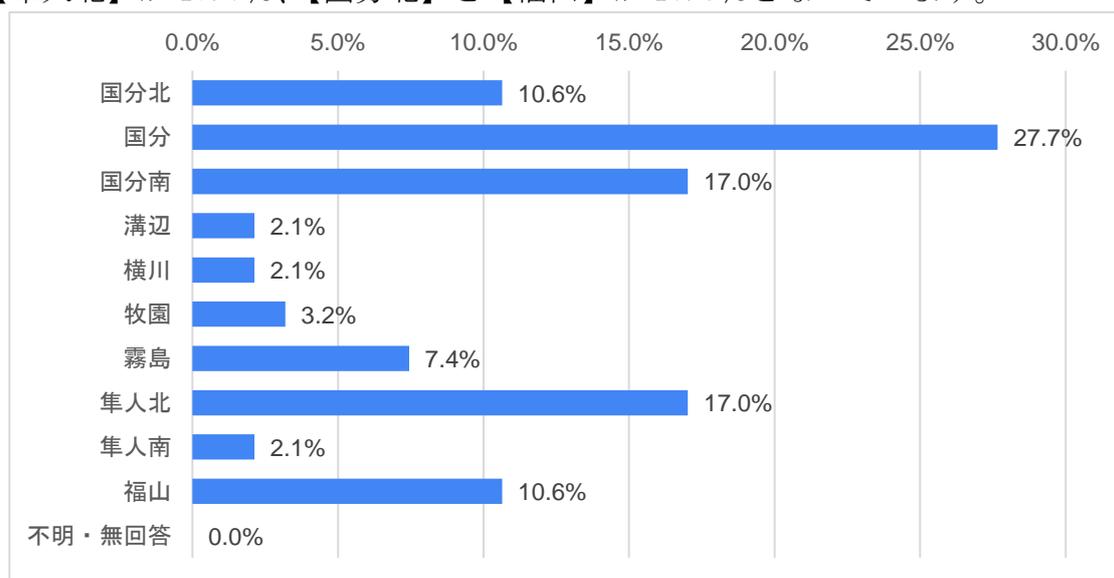
(1) 調査の概要

調査地域	霧島市全域
調査対象	霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー
調査期間	令和2年10月16日～令和2年10月30日
調査方法	FAX及びメールによる配布・回収

配布数 (A)	回収票数 (B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$
94	94	100%

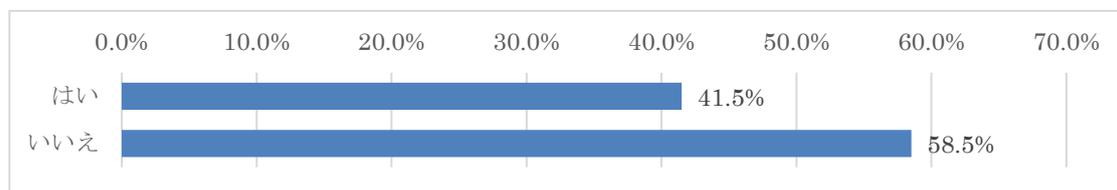
(2) 事業所がある日常生活圏域は、どちらになりますか？

事業所がある日常生活圏域は、【国分】が27.7%と最も多く、次いで【国分南】と【隼人北】が17.0%、【国分北】と【福山】が10.6%となっています。



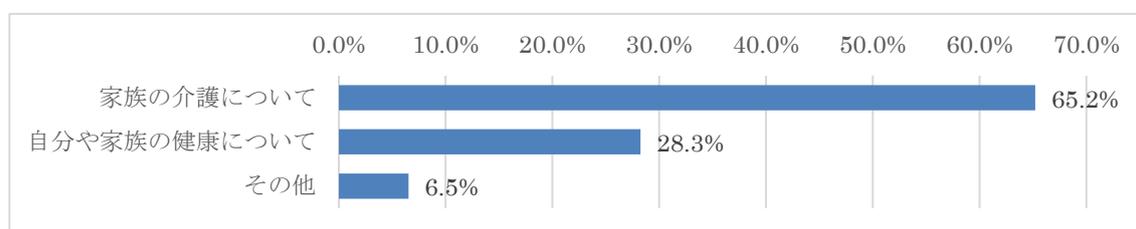
(3) 【昨年度】、地域の方から、介護等の相談を受けましたか？

41.5%が地域の方からの相談を受け、相談件数は153件以上となっています。



(4) 相談はどのような内容でしたか？

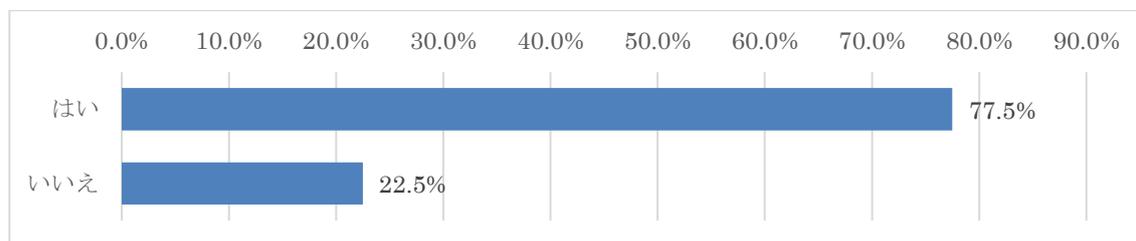
家族の介護についての相談が65.2%と最も多く、次いで自分や家族の健康についての相談が28.3%となっています。



(5) 受けた相談内容から、適切な相談機関につなぎましたか？

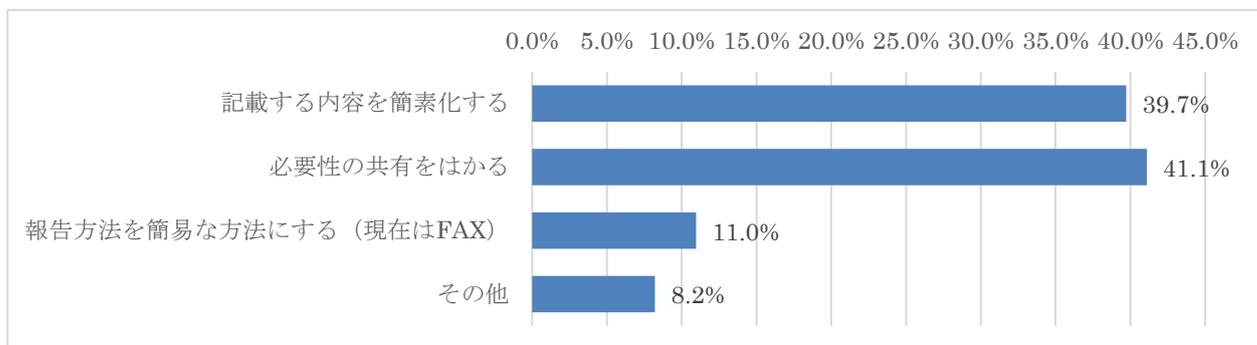
相談機関につないだと答えた方「はい」が77.5%となっています。「はい」と答えた方に相談票の活用を行い、センターに連絡したかを聞いたところ、81%の方が【連絡票の使い方が分からない】【連絡票自体を知らなかった】という理由で相談票を活用しなかったと答えました。

つながなかった方「いいえ」は22.5%となっており、その理由として多かったのが、【自分の業務が忙しい】【必要性を感じなかった】というものでした。



(6) 連絡票が活用されるには、どんな工夫が必要とお考えですか？

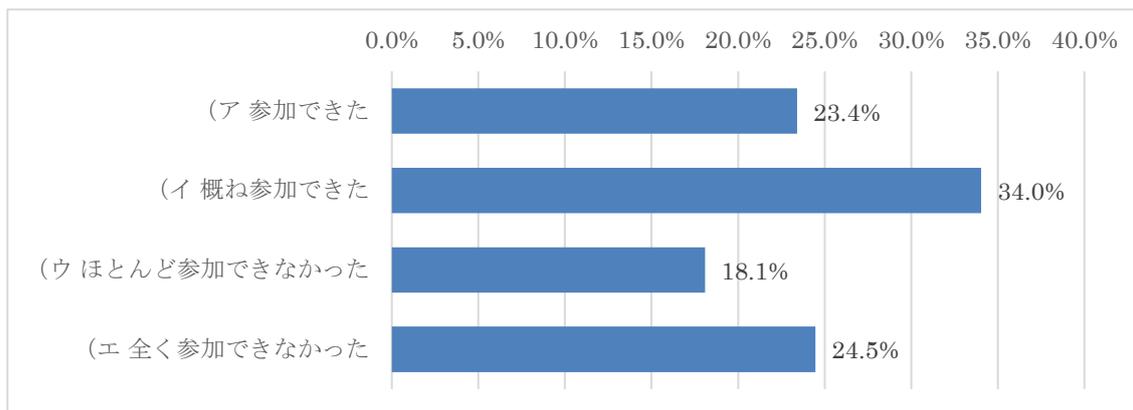
連絡票を活用するための工夫としては、【記載する内容を簡素化する】【必要性の共有をはかる】が合わせて80.8%という回答になりました。



(7) ワーカーの班活動についてお聞きします。昨年度の班活動に参加できましたか。

【参加できた】【概ね参加できた】と答えた方が、合わせて57.4%となっています。

【ほとんど参加できなかった】【全く参加できなかった】と答えた方が、合わせて42.6%となっており、その理由として【自分の業務が忙しい】が最も多く、次いで【職場の理解が得られない】となっています。



A班	24人
B班	18人
C班	17人
D班	10人
E班	25人

第3章 用語解説

あ行

用語	解説
始良地区医師会	住民の健康増進をとおして地域社会の医療・保健・福祉のさらなる増進を図り社会に寄与することを目的として、霧島市、始良市、湧水町内の医療機関で構成された公益社団法人。
NPO	NonProfitOrganizaition の略で、「民間非営利組織」の意味。利潤を目的とせず社会的な活動を行う民間組織。法人格を得た団体をNPO法人（特定非営利団体）という。

か行

用語	解説
介護医療院	「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」などの医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設。
介護給付	介護保険制度で要介護認定を受けた被保険者に対して行われる保険給付。
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護（要支援）認定者からの相談に応じて、適切な介護保険サービスを受けられるようサービス事業者等の連絡調整を行い、ケアプランを作成する専門的な知識・技術を有する者。
介護保険	40歳以上の人全員が被保険者（保険加入者）となり、保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（原則1割または高額所得者は2割）を支払って介護サービスを利用する制度。
介護保険制度	加齢に伴い要介護状態または要支援状態に陥ることを保険事故（この制度の保険料・税金で補助する生活上の出来事）とする保険制度の総称。社会保険の一つ（他には、年金保険、医療保険、雇用保険、労災保険がある）。介護保険は、被保険者の要介護状態や要支援状態に応じて必要な保険給付（サービスの利用料を保険料・税金で補助すること）を行う。
介護予防	元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことなど。
介護予防・日常生活支援 総合事業	市区町村が介護予防および日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、2011(平成23)年の介護保険制度の改正において創設された事業で、2014(平成26)年の制度改正により新たに再編成され、現在は、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」からなっている。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス（配食サービス等）、介護予防ケアマネジメントがあり、基本チェックリストに該当する高齢者（事業対象者）や要支援1・2と認定された被保険者を対象とする。介護予防訪問介護と介護予防通所介護がそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスに移行している。
介護療養型医療施設	要介護認定を受けた人で病症が安定期にあり、長期的に医学的管理やリハビリテーションを必要とする人が、医療専門家の下で介護、機能訓練、治療や日常生活上の世話を受けることができる施設。

用語	解説
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	原則、要介護3以上の高齢者(65歳以上)が身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、在宅での介護が困難な場合に入所できる施設。
介護老人保健施設	病状が安定しており、入院治療の必要がない要介護者が入所し、在宅復帰をめざして、医学的管理下における機能訓練や介護等その他必要な医療、日常生活上の世話を受けることができる施設。
かごしま共通乗車カード	鹿児島交通、大隈交通ネットワーク、いわさきバスネットワーク、南国交通、鹿児島市交通局、JR九州バス、霧島市ふれあいバスの各運行区間の路線バス及び路面電車を共通に利用できるカード。観光バスと県外への高速バスは対象外。
家族介護者交流会 (このゆびとまれ)	認知症高齢者等を介護している家族等が、悩みや喜びを語り合う場。
管理栄養士	栄養の指導を通して住民の健康維持・増進・疾病予防と治療の支援を行う者。
基本チェックリスト	高齢者の生活の困りごと等の相談に対し実施する、日常生活関連動作、運動機能、低栄養、口腔機能、閉じこもり、認知症、うつなどの25項目の質問リスト。
共助	社会保険のような制度化された相互扶助。互いに助け合うこと。
協議体	各地区におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。
居宅介護支援	介護を必要とする方が、自宅で適切にサービスを利用できるよう、ケアマネジャーが心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランの作成やさまざまな介護サービス等の連絡・調整を行う。
居宅サービス (在宅サービス)	介護保険で居宅の要介護(要支援)者に行われるサービスで「訪問」「通い」「宿泊」の3つの柱があり、他に福祉用具貸与などがある。
居宅療養管理指導	通院が困難な要介護者等に対して、医師・歯科医師・薬剤師等が療養上の管理や指導のため、居宅を訪問してケアにあたるサービス。
霧島市社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置され、住民の福祉の向上をめざして福祉事業の調査、企画、助成、普及等、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っている組織。
霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー	高齢者等が住み慣れた地域で、安全で安心し、望む暮らしを継続的に支援できる体制を構築するために2012(平成24)年度から本市が独自で養成した者。
霧島どんサポートの会	霧島市内に勤務する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士で構成する団体。
グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	地域密着型サービスの一つで、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排せつ等の介護や機能訓練等を受けるサービス。
ケアプラン	要介護(要支援)認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門職の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関する介護支援計画のこと。
ケアマネジメント	要介護(要支援)認定者等のサービス利用者の複数のニーズを充足させるため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動のこと。

用語	解説
健康運動普及推進員	市が養成した地域で活動する健康づくりボランティア。市民の健康増進と体力向上のため、健康と運動の知識を普及し、日常生活の中に運動習慣を取り入れてもらうことを活動の目的とする。
健康増進計画	健康増進法の目的・理念を踏まえ、市民一人ひとりが主体的に健康・生きがいつくりに取り組み、市民、地域、行政が一体となって生涯を通じた健康・生きがいつくりを推進していくための計画。
言語聴覚士	言語によるコミュニケーションに障害のある人に対応し、対処法を見出すために様々なテストや検査を実施し、評価を行った上で、専門的な知識に基づいた訓練や指導、助言等を行う。
権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
高齢者虐待	家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為のこと。高齢者の基本的人権を侵害・蹂躪し心や身体に深い傷を負わせるもので、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」では、身体的虐待（身体拘束を含む）、性的虐待、心理的虐待、介護や世話の放棄（ネグレクト）、経済的虐待が定義されている。
後期高齢者	高齢者（65歳以上）のうち、75歳以上の人。
互助	公的機関や専門職による制度に基づくサービス以外の相互扶助。たとえば、近隣の助け合いやボランティア等。
コミュニティ	お互いが信頼の絆で結ばれ、同時に相互作用が認められる人間集団。

さ行

用語	解説
在宅サービス	在宅で生活する要支援・要介護認定者に対して提供される家事、介護、食事、入浴などの介護保険法に基づくサービス。
作業療法士（OT）	障害や高齢・発達・精神等、あらゆる方へ「作業」を治療媒体としリハビリテーションを実施する。作業は生活や生きていくために繰り返し行われるもので、それらを分析し訓練していく事で「人生の質の向上」を図る。
サロン	互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に通い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。
歯科衛生士	歯科予防処置、歯科診療補助および歯科保健指導等を行う歯科医療職。
事業対象者	基本チェックリストを用いた簡易な形で判断した、介護予防・生活支援サービス事業の対象者。
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。 ※「隣保協同の精神」とは、となり近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合うこと。
施設サービス	要介護認定者が、在宅での介護が困難となった時に、介護または治療を中心として利用できるサービスで、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設がある。

用語	解説
住宅改修	介護保険サービスの一つで、在宅の要介護（要支援）認定者が自宅等の小規模な改修（手すりの取り付け、段差解消、床・路面材の変更等）ができる。限度額は20万円。
障がい者計画	障害者基本法（昭和45年第84号）第11条第3項に基づく障害のある人のための施策に関する基本的な計画で、保健、医療、福祉、教育、就労及び啓発・広報に関する基本的な事項を定めた計画。
消費生活センター	事業者に対する商品、サービス、消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を消費生活相談員が専門的知見に基づいて公正な立場で苦情の処理、あっせん等を行う機関。
消費生活相談員	事業者に対する商品、サービス、消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を受け、専門的知見に基づき公正な立場で苦情の処理やあっせん、助言等を行う。
食生活改善推進員	食を通じた健康づくりを積極的に推進する地域ボランティア。
シルバー人材センター	雇用関係のない臨時的かつ短期的な就業を希望する会員に、センターが請負または委任の形で引き受けた仕事を、能力や希望に応じて提供することで、高齢者の就業機会の確保や高齢者の能力を活かした地域社会づくりに寄与することを目的とした公益社団法人。
生活支援コーディネーター	地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たし、高齢者等の必要性に応じた支援を行う地域拠点に配置される人材。
生活支援体制整備事業	「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」の設置等（「生活支援体制整備事業」）を通じて、市町村が中心となって、サービスが創出されるよう取り組みを積極的に進める事業のこと。具体的には、コーディネーターと協議体が協力しながら、①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起、②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ、③関係者のネットワーク化、④めざす地域の姿・方針の共有、意識の統一、⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発、⑥ニーズとサービスのマッチングなどの取り組みを総合的に推進する。
生活支援ハウス	自立して生活することに不安を感じている高齢者を対象に、居住の場を提供するもので、公営住宅とは違い、生活援助員が24時間常駐し緊急時の対応にあたりるとともに、介護サービス、保健福祉サービスの利用手続きの援助、地域との交流の場の提供、確保等に努めるもの。
生活習慣病	糖尿病、脂質異常症、高血圧など食生活や喫煙、飲酒、運動などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられる疾患。
世話焼きさん	身近な地域の中に居て、①困った人がいたら気になる、②すぐ関わる、③相手から見込まれる、④人間大好きな人のことをいう。【住民流福祉総合研究所】

た行

用語	解説
団塊の世代	第1次ベビーブームである1947(昭和22)年から1949(昭和24)年に出生した世代を指し、広い定義では、1946(昭和21)年から1954(昭和29)年までに生まれた世代。
短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)	介護者が病気などの理由で介護できなくなった場合、短期間施設に入所して、家庭介護を支援する。その他、介護方法の相談、指導、訓練などのために利用することもできる。
地域ケア会議	高齢になっても、住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活が継続できるよう、多職種協同で高齢者個人に対する支援の充実(在宅生活の限界点の引き上げ)とそれを支える社会基盤の整備(地域づくり)を同時に図っていく会議。
地域支援事業	被保険者が要介護(要支援)状態となることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために行う事業。①介護予防・日常生活支援総合事業②包括的支援事業(包括支援センターの運営)③包括支援事業(社会保障充実分)④任意事業の4事業で構成。
地域資源	元々、対象の人が持っている(あるいは持っていた)地域での暮らしの中での関係するあらゆるもの。
地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるよう、介護が必要になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて、継続的かつ包括的にケアすること。
地域包括ケアシステム	介護が必要となっても住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう”医療・介護・予防・生活支援・住まい“を包括的かつ継続的に提供するシステム。
霧島市地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備(包括的・継続的マネジメント事業)、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う中核機関。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームで、入所している要介護認定者について、地域密着型サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。
地域密着型サービス	市が指定・指導・監査ができ、高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援を行うサービスで、地域に密着し、地域とのつながりを大切に介護サービスを提供する。小規模多機能ホームやグループホームなどがある。
地域密着型サービス事業者連合会	市内の地域密着型サービス事業所で組織する任意の団体。市と協働して高齢者福祉・介護保険施策の検証や検討また、実践をしている。
地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員29人以下の介護専用型の有料老人ホーム等で、入居している要介護者について、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、食事、排せつ等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
地域見守り支援員	民生委員等と連携し、一人暮らしや寝たきりの高齢者や障害者等に対し、声かけ・安否確認などの見守り活動をする者。

用語	解説
長寿健診	後期高齢者医療保険加入者の75歳以上の方（一定の障害があり資格認定された方は65歳から74歳の方）を対象に実施する健康診査。
通所介護（デイサービス）	在宅の要介護者等をデイサービスセンター等に通わせ、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言・健康状態の確認、その他日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。
通所型サービスC（短期集中型予防サービス）	生活機能が低下している方に対し、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上等のプログラムを3か月～6か月の短期間に専門職が提供するサービス。要支援者及び事業対象者が対象。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関等に日帰りを通い、食事・入浴の提供や医学的管理のもとで理学療法士（PT）や作業療法士（OT）による機能訓練を受けるサービス。
出前講座	介護保険や高齢者福祉など、メニューに応じて、市役所職員等が出向いて市政に対して理解を深めてもらう講座。市内に在住または市内に通勤通学されている方で10人以上のグループ・団体が対象。
デマンド交通	タクシーの利便性とバス並みの料金を目指した新たな交通システムであり、主な特徴として、「バスとタクシーの中間的な運行形態になる。」「利用者は、事前登録（利用者登録）と電話での事前予約が必要になる。」「乗り合せの運行になるので、予約状況によって運行時間が変動する。」などがある。
特定健康診査	医療保険者が、40歳以上の加入者を対象として行う健康診査のこと。保険者が定める計画内容に基づき毎年度計画的に実施し、検査項目は、メタボリックシンドロームに着目したものとなっている。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス、老人ホーム等で食事、入浴、排せつ等の介護や機能訓練を受けるサービス。
特定保健指導	メタボリックシンドロームの発症と重症化の抑制を図り、医療費の適正化に結び付けることを目的とし、特定健康診査の結果により、発症リスクが高い対象者へ生活習慣の改善のための保健指導を行う。

な行

用語	解説
日常生活圏域	市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供する施設等の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域。
認知症	後天的な脳の器質的障害により、いったん正常に発達した知能が低下した状態をいう。アルツハイマー型と脳血管性の大きく二つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。
認知症カフェ	認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、認知症について正しい理解を深めることができる通いの場。
認知症キャラバンメイト	認知症サポーターの育成、また「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」に向けて、関係機関・組織・団体等への働きかけ、協力・連携体制づくり、ネットワーク化を推進し、地域のリーダー役を担い、「認知症サポーター養成講座」の講師を務めることができる者。

用語	解説
認知症ケアパス	認知症の人とその家族が地域の中で本来の生活を営むために、本人と家族及び地域医療・介護に従事する人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する者。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
認知症総合支援事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、国では「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を2015(平成27)年1月27日に策定し、同年、「認知症総合支援事業」が地域支援事業として位置づけられた。認知症総合支援事業では、保健・医療・福祉のさまざまな分野の専門職が、初期の段階で認知症による症状の悪化防止のための支援や、認知症の人やその疑いのある人に対して、総合的な支援を行うもので、大きく分けて、認知症初期集中支援推進事業（できる限り早い段階からの支援）と、認知症地域支援・ケア向上事業（地域における医療・介護等の連携の推進）で構成されている。
認知症対応型通所介護	地域密着型サービスの一つで、認知症の要介護者等が利用できる通所介護（デイサービス）。
認知症地域支援推進員	認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う者。霧島市地域包括支援センターに配置している。

は行

用語	解説
バリアフリー	高齢者や障害者等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。段差などの物理的バリアを取り除くだけでなく、より広い意味で社会参加を困難にしている社会的、物理的、心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられる。
福祉用具貸与	車いす・特殊寝台・歩行器・マットレス等の福祉用具を貸与（レンタル）するサービス。
フレイル	厚生労働省研究班の報告書では「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」
訪問介護 （ホームヘルプ）	日常生活を営むことが困難な在宅の要介護者等に対して、ホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事の介助などの日常生活上の世話をするサービス。
訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が要介護者等の家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービス。
訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車で要介護者等の家庭を訪問し、入浴の介助を行うサービス。

用語	解説
訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）等が要介護者等の家庭へ訪問し、リハビリテーションを行うサービス。
保健師	厚生労働省認定の国家資格。市民に病気予防や健康増進、保健指導等を行う者。
保健福祉事業	地域支援事業のほか、介護者の支援や高齢者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業等。本市の場合、家族介護用品の支給、認知症高齢者早期発見の促進、配食サービスの事業を実施。

ま行

用語	解説
民生委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

や行

用語	解説
有料老人ホーム	主に民間事業者が設置・運営する高齢者等を対象とした居住施設で、入浴・食事・排せつ等の介護、または食事の提供、その他の日常生活上必要な便宜等の供与をする事業を行う施設。「介護付」、「住宅型」、「健康型」がある。
要介護者	要介護状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態）にあると認定された人のこと。介護の必要の度合いに応じて、要介護1から要介護5までに区分される。
要介護（要支援）認定	介護サービスを受けようとする人が、どのくらいの介護を必要としているかを判断するもので、本人の病気の重さと要介護度の重さが必ずしも一致しない場合がある。認定には「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」に区分される。
要支援者	要支援状態（加齢に伴い生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態）にあると認定された人のこと。支援の必要の度合いに応じて、要支援1、要支援2に区分される。
養護老人ホーム	心身上、環境上または経済的な理由から自宅で生活することが困難な低所得の高齢者が入所できる施設。介護・看護・食事の提供し、入浴・排せつ等の介助を行う。
予防給付	介護保険制度で要支援認定を受けた被保険者に対して行われる保険給付。

ら行

用語	解説
理学療法士（PT）	リハビリテーションの実践や援助などを担当する人。病気やけが、老化や過度の運動などが原因で身体機能に障害を持つ人に対し、最新の技術と理論をもとに動作改善のための指導を行う。
老人クラブ	地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために自主的に組織した団体で、「老人クラブ連合会」は、各地域で結成された老人クラブで組織化された団体。

わ行

用語	解説
私のアルバム	介護が必要となったときや認知症等で自分の意思や思いを伝えられなくなったとき、その人らしい生活が継続できる支援体制のこと。「私のアルバム」は自分らしい生活を送るために大切にしてきた出来事やこれからの希望をあらかじめ書き綴るもの。

霧島市

すこやか支えあいプラン2021

(第9期高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画)

発行年月日 2021（令和3）年3月

発行 鹿児島県 霧島市

編集 霧島市 保健福祉部 長寿・障害福祉課

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

TEL 0995-45-5111（代表）／ FAX 0995-47-2522

URL <http://www.city-kirishima.jp>
